

資料  
41

# 負債額規模別法人数

(全体)

所管官庁	法人数	負債額規模別法人数						負債合計金額 (百万円)	負債平均金額 (百万円)
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上		
国 所 管	6,625	2,846	1,501	597	961	229	491	29,305,112	4,423
都 道 府 県 所 管	17,818	10,311	3,502	1,119	1,615	423	848	10,901,491	612
合 計	24,317	13,104	4,967	1,702	2,565	645	1,334	40,152,765	1,651

(注) 共管重複分を除く実数。

(国所管)

所管官庁	法人数	負債額規模別法人数						負債合計金額 (百万円)	負債平均金額 (百万円)
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上		
内 閣 府	88	25	26	9	18	5	5	909,239	10,332
警 察 庁	48	16	11	4	11	2	4	78,210	1,629
金 融 庁	130	37	35	15	23	2	18	14,621,583	112,474
総 務 省	300	102	54	23	60	14	47	1,637,860	5,460
法 務 省	137	83	39	4	8	1	2	13,474	98
外 務 省	217	117	49	10	30	2	9	288,194	1,328
財 務 省	706	502	147	22	22	3	10	1,279,313	1,812
文 部 科 学 省	1,937	1,045	391	151	217	55	78	1,102,035	569
厚 生 労 働 省	1,061	407	254	106	136	42	116	11,675,936	11,005
農 林 水 産 省	426	112	102	50	84	19	59	4,830,856	11,340
経 済 産 業 省	808	213	194	96	176	48	81	3,544,150	4,386
国 土 交 通 省	1,113	288	263	142	235	63	122	3,388,733	3,045
環 境 省	94	25	24	13	20	7	5	851,668	9,060
防 衛 省	22	6	8	2	3	1	2	7,967	362
国 合 計	6,625	2,846	1,501	597	961	229	491	29,305,112	4,423

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

(本省庁所管)

所管官庁	法人数	負債額規模別法人数						負債合計金額 (百万円)	負債平均金額 (百万円)
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上		
内 閣 府	88	25	26	9	18	5	5	909,239	10,332
警 察 庁	48	16	11	4	11	2	4	78,210	1,629
金 融 庁	51	13	2	7	15	1	13	14,552,026	285,334
総 務 省	225	59	42	16	56	11	41	1,611,883	7,164
法 務 省	137	83	39	4	8	1	2	13,474	98
外 務 省	217	117	49	10	30	2	9	288,194	1,328
財 務 省	53	18	12	4	8	2	9	1,269,162	23,946
文 部 科 学 省	1,937	1,045	391	151	217	55	78	1,102,035	569
厚 生 労 働 省	724	264	153	67	108	36	96	11,082,046	15,307
農 林 水 産 省	426	112	102	50	84	19	59	4,830,856	11,340
経 済 産 業 省	808	213	194	96	176	48	81	3,544,150	4,386
国 土 交 通 省	576	113	118	73	127	48	97	3,231,955	5,611
環 境 省	91	23	23	13	20	7	5	851,649	9,359
防 衛 省	22	6	8	2	3	1	2	7,967	362
本 省 庁 合 計	4,960	1,983	1,081	457	800	203	436	28,454,818	5,737

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

(地方支分部局所管)

所管官庁	法人数	負債額規模別法人数						負債合計金額 (百万円)	負債平均金額 (百万円)
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上		
金 融 庁 支 部 局	79	24	33	8	8	1	5	69,557	880
総 務 省 支 部 局	75	43	12	7	4	3	6	25,976	346
財 務 省 支 部 局	653	484	135	18	14	1	1	10,151	16
厚 生 労 働 省 支 部 局	337	143	101	39	28	6	20	593,891	1,762
国 土 交 通 省 支 部 局	538	176	145	69	108	15	25	156,778	291
環 境 省 支 部 局	3	2	1	0	0	0	0	20	7
支 部 局 合 計	1,675	865	424	141	162	26	57	856,285	511

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

【都道府県知事・都道府県教育委員会所管】

所管官庁	法人数	負債額規模別法人数						負債合計金額 (百万円)	負債平均金額 (百万円)
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上		
北海道知事	699	409	140	48	57	15	30	304,113	435
青森県知事	241	140	45	18	18	3	17	116,832	485
岩手県知事	250	139	56	12	23	8	12	82,649	331
宮城県知事	256	143	48	10	23	14	18	96,021	375
秋田県知事	206	134	38	6	18	1	9	81,132	394
山形県知事	208	142	27	6	17	3	13	196,791	946
福島県知事	295	162	58	19	29	4	23	197,286	669
茨城県知事	308	146	79	20	31	10	22	274,764	892
栃木県知事	233	135	46	18	20	6	8	35,517	152
群馬県知事	291	176	57	16	21	6	15	170,117	585
埼玉県知事	391	173	106	37	48	13	14	187,227	479
千葉県知事	370	173	96	31	43	9	18	150,678	407
東京都知事	561	204	127	74	89	18	49	1,288,552	2,297
神奈川県知事	482	201	121	40	56	24	40	882,344	1,831
新潟県知事	346	223	61	19	22	9	12	490,536	1,418
富山県知事	204	108	49	16	17	8	6	113,454	556
石川県知事	266	164	55	14	17	1	15	260,194	978
福井県知事	232	142	43	16	22	4	5	127,027	548
山梨県知事	166	93	39	2	19	5	8	70,900	427
長野県知事	307	154	88	20	24	8	13	125,381	408
岐阜県知事	274	156	70	12	19	10	7	105,115	384
静岡県知事	345	176	76	28	36	8	21	777,033	2,252
愛知県知事	424	201	107	36	45	9	26	215,111	507
三重県知事	207	128	31	11	27	6	4	34,515	167
滋賀県知事	216	121	45	18	13	4	15	160,220	742
京都府知事	330	148	90	25	34	9	24	139,603	423
大阪府知事	680	355	140	59	74	18	34	395,354	581
兵庫県知事	403	167	100	37	48	19	32	435,675	1,081
奈良県知事	248	161	50	17	12	3	5	40,684	164
和歌山県知事	180	108	42	8	15	1	6	36,005	200
鳥取県知事	157	103	22	7	15	3	7	59,934	382
島根県知事	221	139	41	14	13	2	12	105,119	476
岡山県知事	362	211	54	21	39	9	28	286,515	791
広島県知事	355	216	65	14	34	14	12	105,456	297
山口県知事	298	184	56	20	25	4	9	114,239	383
徳島県知事	169	109	28	10	13	2	7	82,208	486
香川県知事	198	124	40	14	12	4	4	33,211	168
愛媛県知事	181	103	27	17	17	6	11	48,414	267
高知県知事	224	143	39	13	13	6	10	68,982	308
福岡県知事	461	227	113	30	48	14	29	204,200	443
佐賀県知事	167	106	31	7	15	4	4	19,163	115
長崎県知事	267	169	51	13	20	7	7	65,060	244
熊本県知事	201	105	55	9	16	4	12	72,798	362
大分県知事	236	140	55	11	19	4	7	32,824	139
宮崎県知事	212	110	55	10	22	5	10	87,120	411
鹿児島県知事	243	138	45	14	20	8	18	160,299	680
沖縄県知事	198	89	49	14	28	5	13	73,383	371
知事合計	13,769	7,498	2,966	931	1,306	357	721	9,209,757	669
北海道教委	137	90	21	5	14	3	4	77,840	568
青森県教委	106	83	10	1	9	1	2	27,755	262
岩手県教委	65	47	9	2	3	1	3	11,237	173
宮城県教委	70	49	9	1	3	6	2	13,355	191
秋田県教委	47	36	5	0	4	1	1	13,599	289
山形県教委	119	93	11	4	7	1	3	20,497	172
福島県教委	73	52	11	6	3	0	1	10,429	143
茨城県教委	43	25	7	2	4	3	2	27,239	633
栃木県教委	75	47	10	8	7	2	1	7,724	103
群馬県教委	49	30	10	1	6	0	2	8,910	182
埼玉県教委	50	28	5	6	8	1	2	5,224	104
千葉県教委	82	46	13	9	9	2	3	78,729	960
東京都教委	293	175	46	20	40	5	7	305,924	1,044
神奈川県教委	136	75	19	6	17	6	13	117,854	867
新潟県教委	81	67	8	1	2	0	3	49,360	609
富山県教委	57	38	10	3	3	1	2	15,503	272
石川県教委	71	41	18	4	6	1	1	8,676	122
福井県教委	53	38	9	2	3	1	0	1,803	34
山梨県教委	51	38	5	2	3	0	3	9,036	177
長野県教委	137	104	17	6	8	0	2	13,512	99
岐阜県教委	80	63	6	3	5	1	2	17,079	213
静岡県教委	227	163	26	14	15	2	7	41,773	184
愛知県教委	107	58	15	10	13	0	11	92,830	868
三重県教委	78	47	20	3	5	0	3	15,734	202
滋賀県教委	75	48	10	6	7	2	2	30,755	410
京都府教委	194	134	27	10	14	6	3	36,026	186
大阪府教委	196	110	41	14	19	5	7	134,501	686
兵庫県教委	179	105	32	12	18	7	5	206,890	1,156
奈良県教委	48	33	8	4	2	0	1	3,277	68
和歌山県教委	105	87	9	2	5	0	2	4,515	43
鳥取県教委	41	26	6	2	5	1	1	6,045	147
島根県教委	65	44	11	3	4	1	2	34,171	526
岡山県教委	52	42	4	1	3	1	1	8,345	160
広島県教委	105	75	13	2	12	1	2	8,177	78
山口県教委	83	63	11	2	5	1	1	13,184	159
徳島県教委	29	20	1	3	2	0	3	11,305	390
香川県教委	63	49	6	3	4	1	0	1,610	26
愛媛県教委	79	58	7	4	8	0	2	6,448	82
高知県教委	74	46	14	5	7	0	2	17,043	230
福岡県教委	158	120	16	3	8	3	8	79,520	503
佐賀県教委	48	31	10	2	2	0	3	10,379	216
長崎県教委	43	31	5	2	3	0	2	21,058	490
熊本県教委	52	36	6	2	7	1	0	2,760	53
大分県教委	44	38	2	0	1	0	3	21,958	499
宮崎県教委	40	32	4	1	2	0	1	39,750	994
鹿児島県教委	73	61	2	2	1	3	4	60,964	835
沖縄県教委	61	44	9	4	1	2	1	26,287	431
教委合計	4,194	2,966	574	208	337	73	136	1,776,592	424

資料  
42

正味財産額規模別法人数

《全体》

所管官庁	法人数	正味財産額規模別法人数						正味財産 合計金額 (百万円)	正味財産 平均金額 (百万円)
		1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上		
国 所 管	6,625	772	1,340	702	1,734	639	1,438	12,111,720	1,828
都 道 府 県 所 管	17,818	3,578	4,614	2,271	4,461	1,260	1,634	8,604,831	483
合 計	24,317	4,315	5,924	2,962	6,171	1,893	3,052	20,642,034	849

(注) 共管重複分を除く実数。

《国所管》

所管官庁	法人数	正味財産額規模別法人数						正味財産 合計金額 (百万円)	正味財産 平均金額 (百万円)
		1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上		
内 閣 府	88	12	17	11	24	6	18	263,416	2,993
警 察 庁	48	1	11	5	8	4	19	114,853	2,393
金 融 庁	130	14	19	12	30	17	38	1,197,656	9,213
総 務 省	300	34	53	20	73	28	92	1,049,285	3,498
法 務 省	137	50	40	18	21	1	7	30,350	222
外 務 省	217	46	35	24	50	11	51	200,162	922
財 務 省	706	80	354	114	122	10	26	1,094,866	1,551
文 部 科 学 省	1,937	160	276	189	607	232	473	3,382,502	1,746
厚 生 労 働 省	1,061	148	184	112	292	111	214	1,553,543	1,464
農 林 水 産 省	426	48	79	47	110	36	106	1,260,137	2,958
経 済 産 業 省	808	74	139	81	201	91	222	1,459,960	1,807
国 土 交 通 省	1,113	129	184	86	295	122	297	2,536,314	2,279
環 境 省	94	5	13	11	27	11	27	117,773	1,253
防 衛 省	22	1	2	5	7	2	5	16,555	752
国 合 計	6,625	772	1,340	702	1,734	639	1,438	12,111,720	1,828

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

《本省庁所管》

所管官庁	法人数	正味財産額規模別法人数						正味財産 合計金額 (百万円)	正味財産 平均金額 (百万円)
		1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上		
内 閣 府	88	12	17	11	24	6	18	263,416	2,993
警 察 庁	48	1	11	5	8	4	19	114,853	2,393
金 融 庁	51	5	3	2	5	7	29	1,150,183	22,553
総 務 省	225	18	26	13	61	26	81	963,746	4,283
法 務 省	137	50	40	18	21	1	7	30,350	222
外 務 省	217	46	35	24	50	11	51	200,162	922
財 務 省	53	8	4	3	10	4	24	1,050,151	19,814
文 部 科 学 省	1,937	160	276	189	607	232	473	3,382,502	1,746
厚 生 労 働 省	724	78	92	68	202	90	194	1,446,994	1,999
農 林 水 産 省	426	48	79	47	110	36	106	1,260,137	2,958
経 済 産 業 省	808	74	139	81	201	91	222	1,459,960	1,807
国 土 交 通 省	576	35	80	44	148	73	196	2,096,588	3,640
環 境 省	91	5	13	10	27	10	26	115,235	1,266
防 衛 省	22	1	2	5	7	2	5	16,555	752
本 省 庁 合 計	4,960	515	757	488	1,350	551	1,299	11,410,469	2,300

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

《地方支分部局所管》

所管官庁	法人数	正味財産額規模別法人数						正味財産 合計金額 (百万円)	正味財産 平均金額 (百万円)
		1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上		
金 融 庁 支 部 局	79	9	16	10	25	10	9	47,474	601
総 務 省 支 部 局	75	16	27	7	12	2	11	85,540	1,141
財 務 省 支 部 局	653	72	350	111	112	6	2	44,714	68
厚 生 労 働 省 支 部 局	337	70	92	44	90	21	20	106,549	316
国 土 交 通 省 支 部 局	538	94	105	42	147	49	101	439,749	817
環 境 省 支 部 局	3	0	0	1	0	1	1	2,538	846
支 部 局 合 計	1,675	257	585	214	386	89	144	726,419	434

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

(都道府県知事・都道府県教育委員会所管)

所管官庁	法人数	正味財産額規模別法人数						正味財産 合計金額 (百万円)	正味財産 平均金額 (百万円)
		1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上		
北海道知事	699	170	200	73	154	43	59	345,750	495
青森県知事	241	74	66	19	47	17	18	81,602	339
岩手県知事	250	68	69	29	51	16	17	80,557	322
宮城県知事	256	57	70	20	53	26	30	130,121	508
秋田県知事	206	69	53	19	38	15	12	50,815	247
山形県知事	208	57	58	23	45	6	19	81,877	394
福島県知事	295	88	73	33	57	19	25	128,066	434
茨城県知事	308	79	74	42	63	17	33	120,602	392
栃木県知事	233	57	76	29	42	13	16	73,623	316
群馬県知事	291	57	95	38	59	15	27	108,204	372
埼玉県知事	391	80	105	53	99	24	30	179,707	460
千葉県知事	370	86	105	45	85	21	28	163,160	441
東京都知事	561	58	106	84	149	73	91	765,663	1,365
神奈川県知事	482	84	119	45	132	45	57	421,402	874
新潟県知事	346	87	80	47	80	18	34	132,068	382
富山県知事	204	48	65	26	37	15	13	55,603	273
石川県知事	266	72	81	31	53	16	13	58,302	219
福井県知事	232	53	57	39	50	18	15	65,696	283
山梨県知事	166	46	44	20	27	14	15	65,973	397
長野県知事	307	41	90	52	86	18	20	99,723	325
岐阜県知事	274	56	93	31	63	12	19	89,653	327
静岡県知事	345	45	95	42	93	30	40	196,259	569
愛知県知事	424	70	120	46	108	30	50	232,445	548
三重県知事	207	40	49	27	50	17	24	94,073	454
滋賀県知事	216	52	63	32	38	19	12	64,049	297
京都府知事	330	50	103	44	79	19	35	164,915	500
大阪府知事	680	129	145	89	212	43	62	394,114	580
兵庫県知事	403	47	82	55	121	39	59	254,440	631
奈良県知事	248	65	82	31	44	11	15	59,768	241
和歌山県知事	180	50	47	29	36	6	12	76,507	425
鳥取県知事	157	57	45	14	19	10	12	48,829	311
島根県知事	221	62	64	24	44	7	20	173,347	784
岡山県知事	362	77	85	44	95	26	35	205,706	568
広島県知事	355	82	95	44	79	23	32	149,091	420
山口県知事	298	100	70	46	49	15	18	169,222	568
徳島県知事	169	47	59	12	33	7	11	43,733	259
香川県知事	198	50	56	22	41	16	13	83,805	423
愛媛県知事	181	42	52	14	40	9	24	81,873	452
高知県知事	224	71	70	19	40	18	6	42,469	190
福岡県知事	461	79	136	49	104	46	47	249,735	542
佐賀県知事	167	43	47	21	34	12	10	49,974	299
長崎県知事	267	87	70	29	43	19	19	86,591	324
熊本県知事	201	45	61	21	41	12	21	96,666	481
大分県知事	236	60	78	29	44	12	13	62,199	264
宮崎県知事	212	56	76	18	41	9	12	59,243	279
鹿児島県知事	243	63	74	22	46	11	27	112,131	461
沖縄県知事	198	60	39	27	43	14	15	100,758	509
知事合計	13,769	3,116	3,742	1,648	3,087	941	1,235	6,650,111	483
北海道教委	137	6	32	31	52	4	12	39,074	285
青森県教委	106	14	29	28	25	4	6	20,217	191
岩手県教委	65	11	14	11	18	5	6	18,566	286
宮城県教委	70	9	17	16	16	3	9	24,809	354
秋田県教委	47	5	15	8	12	2	5	18,900	402
山形県教委	119	13	37	24	38	3	4	17,575	148
福島県教委	73	10	20	11	21	3	8	38,195	523
茨城県教委	43	3	9	4	18	3	6	18,265	425
栃木県教委	75	3	16	19	23	5	9	37,551	501
群馬県教委	49	4	13	6	18	6	2	16,153	330
埼玉県教委	50	5	4	9	17	7	8	38,803	776
千葉県教委	82	11	13	7	29	6	16	61,789	754
東京都教委	293	15	46	33	99	54	46	328,196	1,120
神奈川県教委	136	20	26	10	52	14	14	59,280	436
新潟県教委	81	6	14	11	28	10	12	55,397	684
富山県教委	57	9	11	10	18	3	6	16,086	282
石川県教委	71	8	26	11	19	5	2	16,987	239
福井県教委	53	5	7	12	19	3	7	29,740	561
山梨県教委	51	3	10	7	22	6	3	14,391	282
長野県教委	137	13	31	31	44	5	13	68,919	503
岐阜県教委	80	5	18	12	34	7	4	19,513	244
静岡県教委	227	30	61	32	65	14	25	127,940	564
愛知県教委	107	5	12	14	40	16	20	102,804	961
三重県教委	78	20	21	7	21	3	6	44,661	573
滋賀県教委	75	7	16	16	25	4	7	75,246	1,003
京都府教委	194	21	43	34	64	18	14	102,771	530
大阪府教委	196	16	31	22	80	23	24	123,937	632
兵庫県教委	179	18	25	15	70	18	33	148,565	830
奈良県教委	48	9	6	8	12	4	9	28,793	600
和歌山県教委	105	18	32	16	32	3	4	18,873	180
鳥取県教委	41	12	10	7	6	4	2	6,355	155
島根県教委	65	8	15	6	28	4	4	25,954	399
岡山県教委	52	4	12	6	22	3	5	34,376	661
広島県教委	105	12	17	13	39	12	12	52,321	498
山口県教委	83	17	21	8	22	9	6	27,869	336
徳島県教委	29	10	4	3	7	1	4	20,169	685
香川県教委	63	2	17	11	21	5	7	23,702	376
愛媛県教委	79	11	15	13	27	8	5	23,448	297
高知県教委	74	17	20	16	18	1	2	9,996	135
福岡県教委	158	15	33	22	67	6	15	55,400	351
佐賀県教委	48	6	13	7	16	2	4	13,229	276
長崎県教委	43	2	10	9	13	3	6	22,419	521
熊本県教委	52	4	9	7	24	2	6	21,486	413
大分県教委	44	4	13	7	14	2	4	24,641	560
宮崎県教委	40	8	11	6	9	2	4	11,929	298
鹿児島県教委	73	6	9	13	31	9	5	22,877	313
沖縄県教委	61	9	13	7	19	8	5	27,778	455
教委合計	4,194	469	897	636	1,414	342	436	2,155,946	514

資料  
43

# 正味財産増減額規模別法人数

【全体】

所管官庁	法人数	正味財産増減額規模別法人数						正味財産増減合計金額 (百万円)	正味財産増減平均金額 (百万円)
		減少		一定又は増加					
		1千万円以上	1千万円未満	0又は100万円未満	100万円以上1千万円未満	1千万円以上1億円未満	1億円以上		
国 所 管	6,625	1,323	1,787	800	1,326	943	446	482,467	73
都 道 府 県 所 管	17,818	1,699	5,821	3,891	3,855	1,993	559	54,948	3
合 計	24,317	3,007	7,551	4,678	5,158	2,923	1,000	536,483	22

(注) 共管重複分を除く実数。

【国所管】

所管官庁	法人数	正味財産増減額規模別法人数						正味財産増減合計金額 (百万円)	正味財産増減平均金額 (百万円)
		減少		一定又は増加					
		1千万円以上	1千万円未満	0又は100万円未満	100万円以上1千万円未満	1千万円以上1億円未満	1億円以上		
内 閣 府	88	21	18	9	21	14	5	33,084	376
警 察 庁	48	11	10	5	7	10	5	-304	-6
金 融 庁	130	39	44	4	19	12	12	-26,494	-204
総 務 省	300	76	70	36	45	44	29	-31,863	-106
法 務 省	137	10	61	21	31	12	2	1,406	10
外 務 省	217	42	58	36	43	28	10	21,140	97
財 務 省	706	60	268	163	173	34	8	74	0
文 部 科 学 省	1,937	417	492	237	361	297	133	170,869	88
厚 生 労 働 省	1,061	235	264	100	213	173	76	244,530	230
農 林 水 産 省	426	122	111	33	70	54	36	8,008	19
経 済 産 業 省	808	189	204	54	164	134	63	12,386	15
国 土 交 通 省	1,113	203	257	120	235	195	103	77,349	69
環 境 省	94	17	26	9	21	14	7	-15,161	-161
防 衛 省	22	4	6	2	6	2	2	736	33
国 合 計	6,625	1,323	1,787	800	1,326	943	446	482,467	73

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

【本省庁所管】

所管官庁	法人数	正味財産増減額規模別法人数						正味財産増減合計金額 (百万円)	正味財産増減平均金額 (百万円)
		減少		一定又は増加					
		1千万円以上	1千万円未満	0又は100万円未満	100万円以上1千万円未満	1千万円以上1億円未満	1億円以上		
内 閣 府	88	21	18	9	21	14	5	33,084	376
警 察 庁	48	11	10	5	7	10	5	-304	-6
金 融 庁	51	16	11	1	7	8	8	-26,614	-522
総 務 省	225	61	37	26	34	40	27	-28,788	-128
法 務 省	137	10	61	21	31	12	2	1,406	10
外 務 省	217	42	58	36	43	28	10	21,140	97
財 務 省	53	13	11	2	10	10	7	1,080	20
文 部 科 学 省	1,937	417	492	237	361	297	133	170,869	88
厚 生 労 働 省	724	180	152	56	132	135	69	245,805	340
農 林 水 産 省	426	122	111	33	70	54	36	8,008	19
経 済 産 業 省	808	189	204	54	164	134	63	12,386	15
国 土 交 通 省	576	143	97	47	100	110	79	70,055	122
環 境 省	91	17	25	9	19	14	7	-15,178	-167
防 衛 省	22	4	6	2	6	2	2	736	33
本 省 庁 合 計	4,960	1,125	1,196	510	928	792	409	479,523	97

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

【地方支分部局所管】

所管官庁	法人数	正味財産増減額規模別法人数						正味財産増減合計金額 (百万円)	正味財産増減平均金額 (百万円)
		減少		一定又は増加					
		1千万円以上	1千万円未満	0又は100万円未満	100万円以上1千万円未満	1千万円以上1億円未満	1億円以上		
金 融 庁 支 部 局	79	23	33	3	12	4	4	120	2
総 務 省 支 部 局	75	15	33	10	11	4	2	-3,076	-41
財 務 省 支 部 局	653	47	257	161	163	24	1	-1,006	-2
厚 生 労 働 省 支 部 局	337	55	112	44	81	38	7	-1,275	-4
国 土 交 通 省 支 部 局	538	60	160	73	136	85	24	7,295	14
環 境 省 支 部 局	3	0	1	0	2	0	0	17	6
支 部 局 合 計	1,675	200	591	290	401	155	38	2,077	1

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

(都道府県知事・都道府県教育委員会所管)

所管官庁	法人数	正味財産増減額規模別法人数						正味財産 増減 合計金額 (百万円)	正味財産 増減 平均金額 (百万円)
		減少		一定又は増加					
		1千万円 以上	1千万円 未満	0又は 100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
北海道知事	699	78	271	120	145	62	23	-24,582	-35
青森県知事	241	21	89	45	54	23	9	3,481	14
岩手県知事	250	20	92	70	41	22	5	5,587	22
宮城県知事	256	25	81	55	58	31	6	887	3
秋田県知事	206	14	89	47	39	16	1	-19	0
山形県知事	208	12	87	53	38	13	5	1,654	8
福島県知事	295	22	106	61	64	33	9	3,867	13
茨城県知事	308	37	92	62	74	29	14	5,292	17
栃木県知事	233	10	96	54	40	27	6	1,576	7
群馬県知事	291	29	109	58	62	26	7	3,930	14
埼玉県知事	391	37	116	70	96	61	11	3,799	10
千葉県知事	370	38	108	77	89	44	14	-4,003	-11
東京都知事	561	66	141	66	144	106	38	9,925	18
神奈川県知事	482	50	128	87	107	80	30	140,735	292
新潟県知事	346	36	135	59	71	36	9	-5,842	-17
富山県知事	204	12	66	50	52	22	2	349	2
石川県知事	266	22	106	72	40	21	5	1,209	5
福井県知事	232	15	96	54	38	21	8	2,997	13
山梨県知事	166	11	59	34	40	15	7	-2,601	-16
長野県知事	307	25	101	54	89	35	3	556	2
岐阜県知事	274	26	85	60	67	31	5	478	2
静岡県知事	345	30	127	51	74	49	14	3,371	10
愛知県知事	424	50	122	77	115	49	11	-3,139	-7
三重県知事	207	23	66	40	48	24	6	913	4
滋賀県知事	216	17	67	46	47	34	5	-1,798	-8
京都府知事	330	40	97	64	68	50	11	2,527	8
大阪府知事	680	85	187	132	164	87	25	9,779	14
兵庫県知事	403	39	94	75	118	53	24	6,627	16
奈良県知事	248	11	78	77	60	19	3	264	1
和歌山県知事	180	13	66	43	39	15	4	2,001	11
鳥取県知事	157	7	61	38	31	15	5	1,008	6
島根県知事	221	16	85	61	32	17	10	2,072	9
岡山県知事	362	33	105	91	73	44	16	1,305	4
広島県知事	355	27	113	85	78	38	14	8,312	23
山口県知事	298	18	100	77	65	31	7	86,851	291
徳島県知事	169	13	57	35	43	16	5	1,254	7
香川県知事	198	17	71	51	42	8	9	10,853	55
愛媛県知事	181	16	54	47	39	20	5	1,066	6
高知県知事	224	16	72	58	46	26	6	1,643	7
福岡県知事	461	55	126	99	100	64	17	2,612	6
佐賀県知事	167	14	53	48	36	13	3	3,941	24
長崎県知事	267	24	98	58	58	25	4	1,423	5
熊本県知事	201	12	71	40	47	24	7	1,715	9
大分県知事	236	22	84	50	53	23	4	-3,251	-14
宮崎県知事	212	17	79	54	44	13	5	1,448	7
鹿児島県知事	243	17	89	54	50	26	7	450	2
沖縄県知事	198	18	70	33	39	29	9	2,029	10
知事合計	13,769	1,256	4,545	2,892	3,057	1,566	453	294,551	21
北海道教委	137	12	38	36	37	12	2	-337	-2
青森県教委	106	17	38	20	22	8	1	322	3
岩手県教委	65	6	14	18	20	6	1	519	8
宮城県教委	70	10	25	11	15	8	1	-1,112	-16
秋田県教委	47	7	14	12	11	2	1	439	9
山形県教委	119	6	37	42	25	8	1	120	1
福島県教委	73	10	26	22	7	8	0	-4,476	-61
茨城県教委	43	7	16	9	8	3	0	-676	-16
栃木県教委	75	8	27	16	15	6	3	-345	-5
群馬県教委	49	4	13	14	13	3	2	280	6
埼玉県教委	50	10	12	8	9	9	2	-879	-18
千葉県教委	82	7	15	15	20	22	3	1,284	16
東京都教委	293	35	80	46	72	44	16	-72,469	-247
神奈川県教委	136	24	41	26	20	21	4	666	5
新潟県教委	81	5	31	18	14	10	3	-381	-5
富山県教委	57	3	25	13	12	3	1	415	7
石川県教委	71	12	24	20	10	4	1	-128,565	-1,811
福井県教委	53	5	14	15	11	6	2	75	1
山梨県教委	51	6	17	9	11	6	2	290	6
長野県教委	137	14	49	28	31	13	2	1,818	13
岐阜県教委	80	11	26	18	14	9	2	-1,052	-13
静岡県教委	227	31	72	60	28	29	7	-872	-4
愛知県教委	107	13	27	21	26	15	5	746	7
三重県教委	78	9	21	28	14	4	2	-23,328	-299
滋賀県教委	75	2	18	18	18	17	2	3,924	52
京都府教委	194	14	67	49	41	17	6	1,463	8
大阪府教委	196	26	48	40	46	29	7	-28,550	-146
兵庫県教委	179	21	55	36	33	26	8	-1,871	-10
奈良県教委	48	7	12	16	10	2	1	419	9
和歌山県教委	105	5	41	38	13	7	1	827	8
鳥取県教委	41	1	15	11	9	4	1	472	12
島根県教委	65	8	27	19	7	2	2	191	3
岡山県教委	52	6	16	11	10	6	3	1,549	30
広島県教委	105	12	26	29	18	15	5	8,855	84
山口県教委	83	6	32	23	13	6	3	557	7
徳島県教委	29	2	10	9	3	4	1	79	3
香川県教委	63	7	22	13	10	8	3	347	6
愛媛県教委	79	9	29	26	11	4	0	-1,377	-17
高知県教委	74	5	25	22	18	4	0	1	0
福岡県教委	158	18	44	44	33	15	4	406	3
佐賀県教委	48	5	16	14	8	4	1	-157	-3
長崎県教委	43	10	12	9	8	3	1	-1,481	-34
熊本県教委	52	5	23	9	9	6	0	-21	0
大分県教委	44	2	19	8	7	6	2	8,268	188
宮崎県教委	40	6	16	10	6	1	1	-33	-1
鹿児島県教委	73	8	24	14	20	5	2	-1,216	-17
沖縄県教委	61	4	15	14	15	11	2	1,114	18
教委合計	4,194	461	1,314	1,007	831	461	120	-233,754	-56

資料  
44

# 内部留保額規模別法人数

〔全体〕

所管官庁	法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保 合計金額 (百万円)	内部留保 平均金額 (百万円)
		-1千万 円以下	-1千万円超 0円未満	0円以上 100万円未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
国 所 管	6,625	374	179	347	1,569	2,694	1,462	414,153	63
都 道 府 県 所 管	17,818	1,471	707	2,154	5,493	5,887	2,106	-629,264	-35
合 計	24,317	1,836	883	2,471	7,026	8,553	3,548	-208,692	-9

(注) 共管重複分を除く実数。

〔国所管〕

所管官庁	法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保 合計金額 (百万円)	内部留保 平均金額 (百万円)
		-1千万 円以下	-1千万円超 0円未満	0円以上 100万円未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
内 閣 府	88	9	1	4	11	46	17	6,981	79
警 察 庁	48	3	0	0	8	23	14	10,118	211
金 融 庁	130	3	5	6	37	39	40	28,800	222
総 務 省	300	42	7	34	47	88	82	-109,145	-364
法 務 省	137	0	1	3	60	55	18	11,986	87
外 務 省	217	10	11	26	45	81	44	20,761	96
財 務 省	706	15	17	30	396	227	21	21,451	30
文 部 科 学 省	1,937	97	56	140	446	822	376	136,143	70
厚 生 労 働 省	1,061	90	42	36	195	415	283	150,372	142
農 林 水 産 省	426	30	7	21	75	206	87	-7,164	-17
経 済 産 業 省	808	39	13	25	95	376	260	208,161	258
国 土 交 通 省	1,113	61	32	35	201	447	337	2,331	2
環 境 省	94	6	1	4	16	44	23	-5,746	-61
防 衛 省	22	1	0	3	3	10	5	3,867	176
国 合 計	6,625	374	179	347	1,569	2,694	1,462	414,153	63

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

〔本省庁所管〕

所管官庁	法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保 合計金額 (百万円)	内部留保 平均金額 (百万円)
		-1千万 円以下	-1千万円超 0円未満	0円以上 100万円未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
内 閣 府	88	9	1	4	11	46	17	6,981	79
警 察 庁	48	3	0	0	8	23	14	10,118	211
金 融 庁	51	1	4	5	3	12	26	29,605	580
総 務 省	225	27	4	9	27	80	78	-105,404	-468
法 務 省	137	0	1	3	60	55	18	11,986	87
外 務 省	217	10	11	26	45	81	44	20,761	96
財 務 省	53	3	1	3	7	21	18	14,760	278
文 部 科 学 省	1,937	97	56	140	446	822	376	136,143	70
厚 生 労 働 省	724	69	28	15	93	295	224	121,616	168
農 林 水 産 省	426	30	7	21	75	206	87	-7,164	-17
経 済 産 業 省	808	39	13	25	95	376	260	208,161	258
国 土 交 通 省	576	34	7	9	76	233	217	-39,628	-69
環 境 省	91	6	1	4	15	42	23	-5,874	-65
防 衛 省	22	1	0	3	3	10	5	3,867	176
本 省 庁 合 計	4,960	299	120	249	904	2,122	1,266	341,511	69

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

〔地方支分部局所管〕

所管官庁	法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保 合計金額 (百万円)	内部留保 平均金額 (百万円)
		-1千万 円以下	-1千万円超 0円未満	0円以上 100万円未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
金 融 庁 支 部 局	79	2	1	1	34	27	14	-805	-10
総 務 省 支 部 局	75	15	3	25	20	8	4	-3,741	-50
財 務 省 支 部 局	653	12	16	27	389	206	3	6,691	10
厚 生 労 働 省 支 部 局	337	21	14	21	102	120	59	28,756	85
国 土 交 通 省 支 部 局	538	27	25	26	126	214	120	41,963	78
環 境 省 支 部 局	3	0	0	0	1	2	0	128	43
支 部 局 合 計	1,675	77	59	98	666	575	200	72,906	44

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

《都道府県知事・都道府県教育委員会所管》

所管官庁	法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保 合計金額 (百万円)	内部留保 平均金額 (百万円)
		－1千万 円以下	－1千万円超 0円未満	0円以上 100万円未満	100万円 以上 1千万 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
北海道知事	699	43	29	96	234	222	73	23,463	34
青森県知事	241	26	8	19	87	76	25	-51,155	-212
岩手県知事	250	26	9	32	88	68	27	6,928	28
宮城県知事	256	22	13	35	77	66	43	4,696	18
秋田県知事	206	17	7	23	78	61	20	-41,437	-201
山形県知事	208	15	7	44	84	42	16	-117,118	-563
福島県知事	295	38	8	42	96	77	34	-46,947	-159
茨城県知事	308	40	7	37	102	92	30	-29,383	-95
栃木県知事	233	13	12	26	97	58	27	7,693	33
群馬県知事	291	18	11	50	107	79	26	6	22
埼玉県知事	391	26	8	35	100	160	62	39,323	101
千葉県知事	370	29	13	40	85	158	45	39,641	107
東京都知事	561	35	12	28	102	240	144	71,864	128
神奈川県知事	482	51	16	35	123	182	75	-206,928	-429
新潟県知事	346	28	11	39	118	119	31	269,147	778
富山県知事	204	22	10	21	77	60	14	-1,131	-6
石川県知事	266	25	16	43	92	70	20	-40,677	-153
福井県知事	232	13	9	23	79	87	21	10,769	46
山梨県知事	166	21	11	20	47	48	19	20,483	123
長野県知事	307	28	11	20	91	122	35	-59,199	-193
岐阜県知事	274	19	10	38	82	92	33	-54,101	-197
静岡県知事	345	30	5	34	87	135	54	28,883	84
愛知県知事	424	29	35	46	110	137	67	5,330	13
三重県知事	207	9	8	23	70	72	25	2,496	12
滋賀県知事	216	11	0	26	74	84	21	-8,666	-40
京都府知事	330	36	18	24	88	112	52	7,528	23
大阪府知事	680	50	25	70	153	267	115	-57,171	-84
兵庫県知事	403	48	23	17	94	155	66	-213,776	-530
奈良県知事	248	19	6	47	80	78	18	9,329	38
和歌山県知事	180	9	9	17	72	55	18	40,378	224
鳥取県知事	157	9	7	23	59	41	18	-18,496	-118
島根県知事	221	22	14	22	80	66	17	-61,909	-280
岡山県知事	362	32	18	38	109	115	50	-81,786	-226
広島県知事	355	30	10	28	124	124	39	12,391	35
山口県知事	298	24	20	52	97	92	13	-31,613	-106
徳島県知事	169	15	7	23	52	59	13	1,155	7
香川県知事	198	12	8	34	62	65	17	6,835	35
愛媛県知事	181	14	5	20	59	65	18	-4,085	-23
高知県知事	224	29	9	39	70	63	14	-17,022	-76
福岡県知事	461	44	15	33	140	165	64	-20,325	-44
佐賀県知事	167	11	7	21	64	44	20	1,328	8
長崎県知事	267	22	18	32	87	84	24	10,720	40
熊本県知事	201	13	6	13	65	75	29	7,011	35
大分県知事	236	19	10	22	79	80	26	-1,933	-8
宮崎県知事	212	20	8	26	72	62	24	10,074	48
鹿児島県知事	243	30	12	26	89	61	25	-3,797	-16
沖縄県知事	198	31	10	20	70	49	18	-1,875	-9
知事合計	13,769	1,173	551	1,524	4,252	4,584	1,685	-533,057	-39
北海道教委	137	7	1	26	54	36	13	-5,390	-39
青森県教委	106	6	2	16	45	31	6	-7,628	-72
岩手県教委	65	1	1	12	23	20	8	5,073	78
宮城県教委	70	5	4	9	24	23	5	8,099	116
秋田県教委	47	2	2	15	12	10	6	10,179	217
山形県教委	119	7	3	30	43	30	6	-11,317	-95
福島県教委	73	7	4	15	20	20	7	-5,472	-75
茨城県教委	43	2	3	7	7	15	9	3,047	71
栃木県教委	75	6	5	7	19	26	12	6,821	91
群馬県教委	49	3	3	12	15	11	5	2,110	43
埼玉県教委	50	5	1	2	11	23	8	8,600	172
千葉県教委	82	8	2	11	18	32	11	6,181	75
東京都教委	293	19	5	24	66	130	49	-32,742	-112
神奈川県教委	136	10	6	15	43	46	16	938	7
新潟県教委	81	2	4	10	30	26	9	9,601	119
富山県教委	57	3	3	12	23	13	3	1,136	20
石川県教委	71	5	3	18	24	18	3	750	11
福井県教委	53	4	0	9	18	17	5	2,660	50
山梨県教委	51	4	2	8	18	14	5	986	19
長野県教委	137	11	6	23	43	41	13	-2,486	-18
岐阜県教委	80	2	6	14	26	27	5	2,966	37
静岡県教委	227	7	3	24	74	89	30	21,510	95
愛知県教委	107	11	7	9	24	36	20	-4,760	-44
三重県教委	78	2	3	20	24	24	5	1,699	22
滋賀県教委	75	10	2	6	24	27	6	-1,569	-21
京都府教委	194	16	6	30	57	72	13	3,507	18
大阪府教委	196	27	10	26	36	75	22	-100,500	-513
兵庫県教委	179	24	8	23	45	52	27	16,682	93
奈良県教委	48	5	3	10	16	9	5	797	17
和歌山県教委	105	4	3	26	26	37	9	1,364	13
鳥取県教委	41	3	2	12	13	8	3	-1,519	-37
島根県教委	65	4	4	5	28	20	4	-1,474	-23
岡山県教委	52	1	1	17	13	16	4	2,573	49
広島県教委	105	9	3	11	33	35	14	4,848	46
山口県教委	83	8	3	15	27	21	9	1,557	19
徳島県教委	29	1	0	4	10	9	5	5,067	175
香川県教委	63	3	0	9	23	19	9	6,223	99
愛媛県教委	79	5	2	14	27	25	6	1,485	19
高知県教委	158	7	13	10	21	19	4	-5,862	-79
福岡県教委	74	7	5	35	48	46	17	12,601	80
佐賀県教委	48	6	1	5	17	14	5	-5,158	-107
長崎県教委	43	9	2	2	11	16	3	-3,680	-86
熊本県教委	52	8	0	6	14	21	3	1,170	22
大分県教委	44	1	1	5	16	17	4	895	20
宮崎県教委	40	0	2	5	15	13	5	2,336	58
鹿児島県教委	73	7	3	8	28	20	7	-31,041	-425
沖縄県教委	61	6	5	9	18	16	7	-10,138	-166
教委合計	4,194	310	158	641	1,270	1,365	450	-77,281	-18

資料 44



資料  
45

# 内部留保の水準別法人数

《全体》

所管官庁	法人数	内部留保の水準別法人数				
		0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上
国 所 管	6,625	529	3,655	1,812	566	63
都 道 府 県 所 管	17,818	2,091	7,953	3,740	3,229	805
合 計	24,317	2,608	11,546	5,523	3,774	866

(注) 共管重複分を除く実数。

《国所管》

所管官庁	法人数	内部留保の水準別法人数				
		0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上
内 閣 府	88	10	46	28	4	0
警 察 庁	48	3	39	6	0	0
金 融 庁	130	6	75	26	23	0
総 務 省	300	48	153	67	30	2
法 務 省	137	1	89	29	18	0
外 務 省	217	19	103	51	40	4
財 務 省	706	30	545	128	3	0
文 部 科 学 省	1,937	142	925	593	234	43
厚 生 労 働 省	1,061	130	553	281	89	8
農 林 水 産 省	426	35	279	95	16	1
経 済 産 業 省	808	50	405	288	59	6
国 土 交 通 省	1,113	89	644	308	70	2
環 境 省	94	7	49	31	6	1
防 衛 省	22	1	18	3	0	0
国 合 計	6,625	529	3,655	1,812	566	63

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

《本省庁所管》

所管官庁	法人数	内部留保の水準別法人数				
		0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上
内 閣 府	88	10	46	28	4	0
警 察 庁	48	3	39	6	0	0
金 融 庁	51	3	32	14	2	0
総 務 省	225	30	134	50	11	0
法 務 省	137	1	89	29	18	0
外 務 省	217	19	103	51	40	4
財 務 省	53	3	34	14	2	0
文 部 科 学 省	1,937	142	925	593	234	43
厚 生 労 働 省	724	95	352	190	80	7
農 林 水 産 省	426	35	279	95	16	1
経 済 産 業 省	808	50	405	288	59	6
国 土 交 通 省	576	41	346	159	30	0
環 境 省	91	7	48	29	6	1
防 衛 省	22	1	18	3	0	0
本 省 庁 合 計	4,960	400	2,591	1,433	478	58

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

《地方支分部局所管》

所管官庁	法人数	内部留保の水準別法人数				
		0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上
金 融 庁 支 部 局	79	3	43	12	21	0
総 務 省 支 部 局	75	18	19	17	19	2
財 務 省 支 部 局	653	27	511	114	1	0
厚 生 労 働 省 支 部 局	337	35	201	91	9	1
国 土 交 通 省 支 部 局	538	48	299	149	40	2
環 境 省 支 部 局	3	0	1	2	0	0
支 部 局 合 計	1,675	131	1,067	382	90	5

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

(都道府県知事・都道府県教育委員会所管)

所管官庁	法人数	内部留保の水準別法人数				
		0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上
北海道知事	699	67	374	166	85	7
青森県知事	241	30	111	63	34	3
岩手県知事	250	34	113	61	38	4
宮城県知事	256	33	128	54	34	7
秋田県知事	206	23	99	34	41	9
山形県知事	208	21	113	48	23	3
福島県知事	295	46	159	41	41	8
茨城県知事	308	47	166	48	43	4
栃木県知事	233	25	129	50	26	3
群馬県知事	291	27	145	66	48	5
埼玉県知事	391	33	214	91	48	5
千葉県知事	370	40	194	75	49	12
東京都知事	561	46	271	146	92	6
神奈川県知事	482	64	250	122	43	3
新潟県知事	346	38	169	89	48	2
富山県知事	204	31	118	37	16	2
石川県知事	266	41	119	53	40	13
福井県知事	232	22	98	49	45	18
山梨県知事	166	30	70	34	26	6
長野県知事	307	38	130	78	52	9
岐阜県知事	274	27	127	64	45	11
静岡県知事	345	35	157	74	67	12
愛知県知事	424	57	210	83	63	11
三重県知事	207	15	101	44	41	6
滋賀県知事	216	11	116	40	36	13
京都府知事	330	54	144	58	54	20
大阪府知事	680	72	309	158	118	23
兵庫県知事	403	68	178	83	60	14
奈良県知事	248	23	114	44	47	20
和歌山県知事	180	17	66	42	41	14
鳥取県知事	157	15	78	44	18	2
島根県知事	221	35	78	45	42	21
岡山県知事	362	48	142	87	69	16
広島県知事	355	39	133	71	76	36
山口県知事	298	42	133	68	49	6
徳島県知事	169	21	71	34	41	2
香川県知事	198	18	90	52	34	4
愛媛県知事	181	18	77	44	37	5
高知県知事	224	38	83	50	46	7
福岡県知事	461	57	216	91	87	10
佐賀県知事	167	17	79	44	24	3
長崎県知事	267	38	110	70	41	8
熊本県知事	201	18	83	67	30	3
大分県知事	236	29	113	45	42	7
宮崎県知事	212	27	100	51	29	5
鹿児島県知事	243	40	117	51	31	4
沖縄県知事	198	38	93	33	31	3
知事合計	13,769	1,653	6,488	3,042	2,171	415
北海道教委	137	8	79	21	26	3
青森県教委	106	8	45	20	29	4
岩手県教委	65	2	34	13	12	4
宮城県教委	70	9	22	18	16	5
秋田県教委	47	3	19	7	13	5
山形県教委	119	10	38	14	46	11
福島県教委	73	11	24	9	18	11
茨城県教委	43	4	20	7	7	5
栃木県教委	75	10	24	9	22	10
群馬県教委	49	6	23	6	12	2
埼玉県教委	50	6	21	8	11	4
千葉県教委	82	9	33	17	18	5
東京都教委	293	23	96	75	83	16
神奈川県教委	136	16	60	33	26	1
新潟県教委	81	6	26	20	21	8
富山県教委	57	6	31	4	12	4
石川県教委	71	8	43	4	12	4
福井県教委	53	4	21	6	18	4
山梨県教委	51	4	24	8	13	2
長野県教委	137	17	41	29	37	13
岐阜県教委	80	6	30	19	18	7
静岡県教委	227	10	54	33	68	62
愛知県教委	107	16	35	21	28	7
三重県教委	78	5	42	8	12	11
滋賀県教委	75	12	29	12	12	10
京都府教委	194	22	74	33	48	17
大阪府教委	196	36	68	30	46	16
兵庫県教委	179	30	67	28	44	10
奈良県教委	48	7	18	6	12	5
和歌山県教委	105	7	34	9	27	28
鳥取県教委	41	5	20	7	6	3
島根県教委	65	8	24	12	16	5
岡山県教委	52	2	26	10	9	5
広島県教委	105	11	34	19	34	7
山口県教委	83	11	25	14	21	12
徳島県教委	29	1	8	10	6	4
香川県教委	63	3	17	11	20	12
愛媛県教委	79	7	25	13	27	7
高知県教委	74	20	29	10	13	2
福岡県教委	158	12	59	30	47	10
佐賀県教委	48	6	21	5	12	4
長崎県教委	43	11	12	6	9	5
熊本県教委	52	8	15	10	16	3
大分県教委	44	2	10	4	13	9
宮崎県教委	40	2	14	4	16	4
鹿児島県教委	73	10	14	14	30	5
沖縄県教委	61	11	22	8	17	3
教委合計	4,194	451	1,550	720	1,079	394

資料  
46

# 株式の保有状況別法人数

《全体》

所管官庁	財団法人のみ対象				全法人（社団法人+財団法人）が対象							
	全法人数	財団法人数	基本財産	割合（対財団法人%）	ポートフォリオ運用	割合（%）	法律による指定	割合（%）	その他	割合（%）	保有なし	割合（%）
国 所 管	6,625	3,011	377	12.5	196	3.0	3	0.0	207	3.1	5,940	89.7
都 道 府 県 所 管	17,818	8,927	511	5.7	234	1.3	7	0.0	406	2.3	16,767	94.1
合 計	24,317	11,897	888	7.5	429	1.8	10	0.0	609	2.5	22,586	92.9

(注) 1 株式会社には、有限会社の持分を含む。  
2 共管重複分を除く実数。

《国所管》

所管官庁	財団法人のみ対象				全法人（社団法人+財団法人）が対象							
	全法人数	財団法人数	基本財産	割合（対財団法人%）	ポートフォリオ運用	割合（%）	法律による指定	割合（%）	その他	割合（%）	保有なし	割合（%）
内 閣 府	88	47	1	2.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	87	98.9
警 察 庁	48	26	1	3.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	47	97.9
金 融 庁	130	17	2	11.8	6	4.6	0	0.0	3	2.3	120	92.3
総 務 省	300	170	5	2.9	7	2.3	0	0.0	4	1.3	285	95.0
法 務 省	137	25	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	137	100.0
外 務 省	217	125	7	5.6	4	1.8	1	0.5	1	0.5	206	94.9
財 務 省	706	38	3	7.9	1	0.1	0	0.0	0	0.0	703	99.6
文 部 科 学 省	1,937	1,319	290	22.0	135	7.0	0	0.0	45	2.3	1,546	79.8
厚 生 労 働 省	1,061	548	29	5.3	17	1.6	0	0.0	11	1.0	1,010	95.2
農 林 水 産 省	426	155	17	11.0	6	1.4	0	0.0	1	0.2	402	94.4
経 済 産 業 省	808	346	27	7.8	27	3.3	0	0.0	20	2.5	744	92.1
国 土 交 通 省	1,113	401	8	2.0	8	0.7	2	0.2	131	11.8	968	87.0
環 境 省	94	51	5	9.8	1	1.1	0	0.0	0	0.0	88	93.6
防 衛 省	22	15	0	0.0	1	4.5	0	0.0	1	4.5	20	90.9
国 合 計	6,625	3,011	377	12.5	196	3.0	3	0.0	207	3.1	5,940	89.7

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

《本省庁所管》

所管官庁	財団法人のみ対象				全法人（社団法人+財団法人）が対象							
	全法人数	財団法人数	基本財産	割合（対財団法人%）	ポートフォリオ運用	割合（%）	法律による指定	割合（%）	その他	割合（%）	保有なし	割合（%）
内 閣 府	88	47	1	2.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	87	98.9
警 察 庁	48	26	1	3.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	47	97.9
金 融 庁	51	16	2	12.5	6	11.8	0	0.0	1	2.0	43	84.3
総 務 省	225	156	5	3.2	7	3.1	0	0.0	1	0.4	213	94.7
法 務 省	137	25	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	137	100.0
外 務 省	217	125	7	5.6	4	1.8	1	0.5	1	0.5	206	94.9
財 務 省	53	36	3	8.3	1	1.9	0	0.0	0	0.0	50	94.3
文 部 科 学 省	1,937	1,319	290	22.0	135	7.0	0	0.0	45	2.3	1,546	79.8
厚 生 労 働 省	724	439	29	6.6	16	2.2	0	0.0	11	1.5	674	93.1
農 林 水 産 省	426	155	17	11.0	6	1.4	0	0.0	1	0.2	402	94.4
経 済 産 業 省	808	346	27	7.8	27	3.3	0	0.0	20	2.5	744	92.1
国 土 交 通 省	576	269	5	1.9	8	1.4	1	0.2	33	5.7	533	92.5
環 境 省	91	49	5	10.2	1	1.1	0	0.0	0	0.0	85	93.4
防 衛 省	22	15	0	0.0	1	4.5	0	0.0	1	4.5	20	90.9
本 省 庁 合 計	4,960	2,759	374	13.6	195	3.9	2	0.0	104	2.1	4,383	88.4

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

《地方支分部局所管》

所管官庁	財団法人のみ対象				全法人（社団法人+財団法人）が対象							
	全法人数	財団法人数	基本財産	割合（対財団法人%）	ポートフォリオ運用	割合（%）	法律による指定	割合（%）	その他	割合（%）	保有なし	割合（%）
金 融 庁 支 部 局	79	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	2.5	77	97.5
総 務 省 支 部 局	75	14	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	4.0	72	96.0
財 務 省 支 部 局	653	2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	653	100.0
厚 生 労 働 省 支 部 局	337	109	0	0.0	1	0.3	0	0.0	0	0.0	336	99.7
国 土 交 通 省 支 部 局	538	132	3	2.3	0	0.0	1	0.2	98	18.2	436	81.0
環 境 省 支 部 局	3	2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	100.0
支 部 局 合 計	1,675	260	3	1.2	1	0.1	1	0.1	103	6.1	1,567	93.6

(注) 支分部局合計は、共管重複分を除く実数。



資料  
47

処分困難な株式等を保有している特例民法法人

(注) 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」においては、「現に株式保有等を行っている公益法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているもの(株式保有等を事業としているものも含む。 )の取扱については、原則禁止のもと、更に検討を行う。その際、処分が困難な株式等を保有しているものについては、次の事項を「公益法人に関する年次報告」に記載し、その実態を明らかにする。」とされている。

本資料は、これを踏まえ、所管官庁から提出を受けた事項を要約整理したものである。なお、表中「公益法人」は、平成20年12月1日以降「特例民法法人」となっている。

平成20年12月1日現在

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
金融庁	監督局銀行 第一課	(社) 信託協会	財形住宅金融 (株)	1株 (0.02)	財形住宅金融株式会社に財形住宅融資を申し込むことができるのは、同社に出資している会社等の従業員とされており、福利厚生の一環として当協会職員が住宅購入の際に財形住宅融資を利用できるようにするために、同社へ出資している。	S. 59. 7. 7	
	北海道財務 局理財部金 融監督第一 課	(社) 旭川銀行 協会	(株) 旭川国際 ゴルフ場	160株 (0.4)	会員相互の福利厚生・親睦に利用するため購入。 適当な処分先が見つからない。	S. 42. 4. 20	
	北陸財務局 理財部金融 監督第一課	(社) 石川県銀行 協会	金沢中央ビル ディング(株)	19,000株 (19.0)	公的金融機関を一方所に集中するビルの建設に当たり当該企業が設立され、当ビル入居に際して、事実上株式の保有を義務付けられたことにより保有している。 処分に向けて当該企業をはじめ各方面と折衝を行っている。	S. 38. 8. 15	専務理事(1名)が当該企業の非常勤取締役に就任(20. 5. 20付)
総務省	関東総合通 信局放送部 有線放送課	(財) 東京ケー ブルビジョン	(株) 国際電気通 信基礎技術研 究所	38株 (0.009)	将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること及び研究開発成果活用のため保有している。 適当な処分先が見つからない。	S. 63. 7. 9	
	近畿総合通 信局放送部 有線放送課	(財) 京阪神ケー ブルビジョン	(株) WOWOW	732株 (0.9)	衛星放送の普及を図る上でCATVの果たす役割は非常に大きく、また、衛星放送事業への参画は、当法人の事業を展開する上で、非常に有益であるとの判断から当該企業の株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	S. 59. 12. 25	
			洛西ケーブル ビジョン(株)	10,000株 (1.5)	当該企業発足時に、当法人の役員が発起人の一員であり、ケーブルテレビ業界では先駆けていた当法人のノウハウを提供できることから参画出資している。 適当な処分先が見つからない。	S. 58. 8. 20 ほか1回	
			(株) 国際電気通 信基礎技術研 究所	76株 (0.02)	将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること及び研究開発成果活用のため保有している。 適当な処分先が見つからない。	S. 62. 9. 24	
	九州総合通 信局放送部 有線放送課	(財) 福岡ケー ブルビジョン	(株) WOWOW	70株 (0.08)	衛星放送の普及を図る上でCATVの果たす役割は非常に大きく、また、衛星放送事業への参画は、当法人の事業を展開する上で、有益であるとの判断から当該企業の株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	S. 59. 12. 25	
外務省	国際協力局 無償資金・ 技術協力課	(財) 麗澤海外開 発協会	(株) れいたく サービス	10株 (0.5)	ポートフォリオ運用に変更し、売却先を検討中。	H. 9. 3. 19	(株) れいたくサービスの代表取締役は、当協会の理事。
文部科学省	生涯学習政 策局社会教 育課	(社) 実践倫理宏 正会	(株) ショセキ	40,000株 (4.0)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 39. 12. 22	
			清流出版(株)	200株 (33.3)		H. 6. 3. 22	
		(財) 中央報徳 会	(株) 美商	1,800株 (18.0)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 18. 3. 31	当該企業の建物の一部を事務所として借用
			美商陸運(株)	5,400株 (18.0)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 18. 1. 1	役員兼務1名
			(株) トラン ジットアジア	144株 (18.0)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 18. 4. 1	
			(株) リプレイ コーポレーショ ン	42株 (16.0)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 17. 10. 1	
	初等中等教 育局教育課 課程課	(財) 総合初等教 育研究所	(有) 清林商事	91,900口 (91.9)	基本財産として寄付されたもの。 平成17年3月より(有)清林商事と長期買 受け契約を結び、処分を進めている	H. 6. 5. 30	評議員1名が役員を兼任 金銭の貸借はない
	高等教育局 学生支援課	(財) 同盟育成会	太平印刷社(株)	200,000株 (25.0)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 49. 5. 1	
			島根トヨタ自動 車(株)	98,000株 (10.8)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 2. 11. 15	役員兼任1名
		(財) マルチ報恩 会	島豊産業(株)	20,100株 (50.3)	運用財産として寄付されたもの。 適当な売却先を検討中。	S. 40. 1. 30 ほか6回	
(株) 新建築社			35,300株 (44.1)	基本財産として寄付されたもの。 適当な売却先を検討中。	S. 42. 3. 1	役員兼任3名	
(財) 小育英会	(株) 小林平三商 店	54,400株 (84.0)	基本財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 57. 1. 22	役員兼任1名 当該企業の建物の一部を 事務所として借用		

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係	
文部科学省	高等教育局 学生支援課	(財)高久国際奨 学財団	(株)エムツウ	630.4株 (89.8)	基本財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 7. 9. 17	役員兼任2名	
		(財)守屋留学生 交流協会	(株)帝国書院	856.100株 (77.8)	基本財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 57. 8. 20	役員兼任2名 当該企業の建物の一部を事 務所として借用	
		(財)日ノ丸報恩 会	日ノ丸自動車(株)	75.008株 (1.1)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 48. 12. 17	役員兼任2名	
			日ノ丸産業(株)	16.000株 (4.4)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 49. 9. 20	役員兼任2名	
			株日ノ丸総本社	3.500株 (1.0)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 55. 3. 27	役員兼任1名 当該企業の建物の一部を 事務所として借用	
	高等教育局 私学行政課	(社)東京電機大 学校友会	(株)オーム社	11.789株 (0.6)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 56. 6. 1 ほか1回	役員兼任1名	
			(株)錦電サービ ス	200株 (10)		S. 52. 3. 18 ほか1回		
	研究振興局 学術機関課	(財)緒方医学化 学研究所	アステラス製薬 (株)	27.013株 (0.008)	財団設立当初に寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 23. 3. 23 ほか3回		
			太平化学産業 (株)	8.715株 (0.11)	財団設立当初に寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 23. 3. 23 ほか1回		
	研究振興局 学術研究助 成課	(財)斎藤報恩会	ホテル仙台ブラ ザ(株)	833株 (1.1)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 47. 12 ほか1回		
			(財)報国積善会	(株)泉吉	169.622株 (21.2)		S. 62. 6 ほか1回	役員兼任2名
		(財)法政大学出 版局	(株)トーハン	757株 (0.001)		S. 24~26 (不確定)		当該企業を通じて全国に 配本
			日本出版販売 (株)	1.800株 (0.003)		S. 25~26 (不確定)		当該企業を通じて全国に 配本
	スポーツ・ 青少年局競 技スポーツ 課	(財)日本サッ カー協会	(株)ジェイリー グエンタープライ ズ	12.000株 (16.7)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 7. 3	役員兼任1名 金銭の貸借なし 物品購入、商品化のロイヤ リティ契約等あり	
			(株)日本フット ボールヴィレッ ジ	490株 (5.0)		H. 8. 4. 30	役員兼任3名 金銭の貸借なし	
		(社)日本プロ サッカーリーグ	ジェイリーグ映 像(株)	204株 (34.0)		H. 5. 4. 5	役員兼任1名 業務委託	
			ジェイリーグ フォト(株)	240株 (40.0)		H. 5. 12. 30	役員兼任1名 業務委託及び商品化権利 受領	
			(株)ジェイリー グエンタープライ ズ	27.000株 (37.5)		H. 7. 3. 3	役員兼任1名 業務委託及び商品化権利 受領	
			(株)日本フット ボールヴィレッ ジ	490株 (5.0)		H. 8. 4. 26	役員兼任1名	
	文化庁文化 部芸術文化 課	(財)日本棋院	日本出版販売 (株)	18.000株 (0.03)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 37. 6. 11	当法人が発行している月 刊誌、書籍の取次元で販売 協力関係にある。	
			(株)トーハン	15.187株 (0.02)		H. 4. 2. 7		
			サテライトカル チャージャパン (株)	100株 (5.7)		H. 8. 5. 1	当法人と共同でテレビ棋 戦を制作し、CS放送で放映 している。	
			エヌ・ティ・ ティビジュアル 通信(株)	10株 (0.04)		S. 59. 3. 6	当該企業のキャプテンシ ステムに加入している。	
		(社)日本新聞協 会	日本プレスセン ター	80株 (0.002)		H. 18. 6. 20		
		(社)日本将棋連 盟	サテライトカル チャージャパン (株)	100株 (5.7)		H. 8. 4. 26	当法人が当該企業と業務 契約し、共同で将棋専門の 放送チャンネルを運営	
		(社)シナリオ作 家協会	(株)シナリオ会 館	8.034株 (35.9)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 2. 8. 10 ほか数10回		
		(財)東京大学出 版会	(株)トーハン	14.427株 (0.02)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 24. 9. 22	当法人が当該企業を通じ て全国に配本	
			日本出版販売 (株)	21.000株 (0.04)		S. 24. 9. 10	当法人が当該企業を通じ て全国に配本	
		(社)日本美術家 連盟	(株)美術会館	1.270株 (10.5)		S. 37. 10	当法人が所有する事務所 ビルの管理業務を当該企業 へ委託	
		(財)今日庵	裏千家インター ナショナルイン ク	66.190株 (50.0)		S. 50. 11. 28 ほか10回	役員兼任1名 事業実施に際し当該企業 の施設を利用	
			(株)淡交社	9.000株 (9.4)		S. 42. 7. 31 ほか2回	理事1名が当該企業の役 員を兼務。	
			(株)ミリエー ム	6.400株 (6.7)		S. 45. 3. 17	施設の管理・警備を依頼 している。	
(株)アイビー インターナショ ナル			100株 (0.004)		S. 59. 12. 11			
文化環境セン ター			10.000株 (1.3)		S. 50. 3. 31			
コンチネンタル フーズ			6.000株 (0.12)		S. 56. 2. 16			
(株)淡交総業			600株 (0.3)		S. 43. 8. 30	理事1名が当該企業の役 員を兼務。		
(社)全国出版協 会			(株)トーハン	1,199.500株 (1.7)		H. 2. 3. 28	理事2名が当該企業の役 員を兼務。	
(社)日本図案 家協会			(株)京都産業 振興センター	100株 (5.6)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 5. 4. 27	建物を区分所有しているた め。	
(財)新潮文芸 振興会	新潮社	277.894 (9.3)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 49. 3. 1	理事1名が当該企業の役 員を兼務。			

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
文部科学省	文化庁文化 部宗務課	(財)懺悔奉仕光 泉林 (財)基督教視聴 覚センター	(株)やさしい生 活クラブ	40株 (2.1)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。 財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 19. 3. 31	
			(株)日本キリスト教 書販売(株)	600株 (4.2)		S. 48. 8. 11	
			(株)国際放送	90株 (11.2)		S. 59. 10. 29 ほか1回	
			(株)キリスト新 聞社	200株 (0.1)		S. 42. 8. 12	各種講座の共催
			(株)アバコクリ エイティブスタ ジオ	35,100株 (43.8)		S. 57. 11. 30	役員兼任1名 当法人の建物・設備を当 該企業へ賃貸
			(株)アバコブラ イダルホール	25,160株 (31.4)		S. 46. 2. 25 ほか2回	役員兼任3名 当法人の建物・設備を当 該企業へ賃貸
			(株)アバコ撮影 スタジオ	24,900株 (31.1)		H. 15. 7. 29 ほか5回	
			(財)センチュ リー文化財団	Culture Communication Found B.V.		3,300株 (100)	寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。
厚生労働省	社会・援護 局地域福祉 課	(財)ドナルド・ マクドナルド・ ハウス・チャー ティーズ・ジャ パン	日本マクドナル ドホールディン グス(株)	15,000株 (0.0001)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 15. 4. 10	当該企業の建物の一部を 事務所として借用
経済産業省	経済産業政 策局経済産 業政策課	(社)中部経済連 合会	(株)国際デザイ ンセンター	2株 (0.01)	当該企業は、中部地域の官民共同プロジェ クトとして第三セクター方式で設立されたも のである。中部地域経済の振興を図る経済団 体として協力要請を名古屋市から受けたこと により出資し、株式を保有しているものであ るため、処分には困難な問題があるが、更に 処分についての検討を行う。	H. 4. 3. 5	専務理事が当該企業の取 締役(非常勤、無給)
			(社)全日本文具 協会	日本文具振興 (株)		6,000株 (7.1)	当該企業は、文具業界の振興のため、関連 団体の総意によって設立され、業界活性化等 を図るため関連団体の株主で構成されている ことから当法人も株式を保有しているもので あり、処分には困難な問題があるが、更に処 分についての検討を行う。
	製造産業局 航空機武器 宇宙産業課	(財)日本航空機 開発協会	民間航空技術 サービス(株)	5,100株 (51.0)	航空機工業振興法に基づき国から助成を受 けた当法人が日本の開発主体となり、航空機 の国際共同開発プロジェクトに参画した。参 画に当たり、米企業と米国で実施する開発 作業等について、当法人が事業主体であるこ とを明確にしつつ、日米両国の法制度の違い から生じる負担の軽減を図ることで政府助成 の効果を最大限発揮させるため、米国での活 動主体として当該企業を設立し、その株式を 保有している。 当該株式の処分については、効率的な政府 助成の実施の観点から、今後も慎重な検討が 必要である。	H. 3. 1. 9	役員1名が当該企業役員 を兼任 当法人事務所の一部を当 該企業に貸与 米国における航空機の開 発・量産設計作業を当該企 業に発注
			(財)日本航空機 エンジン協会	Internationa l Aero Engines AG.	4,600株 (23.0)	航空機工業振興法に基づき国から助成を受 けた当法人が日本の開発主体となり、航空機 の日米欧5か国共同開発プロジェクトに参画 した。本開発の取りまとめ法人として当該企 業を設立する際、参加事業者それぞれが参加 比率に応じて当該企業の株式を保有(当法人 は23%)することになったものである。 当該株式の処分は、我が国が国際共同開発 事業から撤退することを意味し、これまでの 政府助成を含む莫大な投資金の回収が不可能 となる。今後も慎重な検討が必要である。	S. 58. 12. 9 ほか3回
	製造産業局 織雑課	(社)日本綿花協 会	(株)綿花会館	605株 (4.3)	当該企業が運営する会館に入居する団体の 一員として応分の負担をするため、当該会館 の株式を購入した。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式であるため、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S. 54. 1. 25 ほか8回	当該企業の取締役5名の うち、代表取締役を含む4 名は当法人の理事を兼任 (ただし、常勤は1名)
	製造産業局 鉄鋼課	(社)日本鉄鋼連 盟	(株)鉄鋼会館	11,813株 (6.1)	(社)日本鉄鋼連盟、(社)鋼材倶楽部及 び日本鉄鋼輸出組合の3団体が平成13年11月 1日に統合した際、存続団体である当法人が 鋼材倶楽部、日本鉄鋼輸出組合の保有する当 該企業の株式を継承した。(社)鋼材倶楽 部、日本鉄鋼輸出組合は、会員企業との共同 出資により業界の集会所及び事務所の管 理・運営を目的として当該企業を設立し、敷 地を現物出資した額に相当する株式を取得。 平成21年3月31日までに(株)鉄鋼会館に売 却予定。	H. 13. 11. 1	当該企業が運営する会館 の事務室を貸借
日本検査(株)			10,800株 (4.8)	(社)日本鉄鋼連盟、(社)鋼材倶楽部及び日 本鉄鋼輸出組合の3団体が平成13年11月1日 に統合した際、存続団体である当法人が日本 鉄鋼輸出組合の保有する当該企業の株式を継 承した。当該企業は昭和28年に設立された輸 出向け製品の検査会社であり、鉄鋼業界が輸 出製品の品質向上を図るため当該企業を起用 することとなり、当該企業の要請に応える形 で、日本鉄鋼輸出組合が株式を取得。 売却については、早急に実施する方向で検 討しているが、適当な処分先は見つかり ない。	H. 13. 11. 1		

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
経済産業省	製造産業局 自動車課	(社)日本自動車 工業会	株)日本コンベン ションセンター  株)幕張メッセに 社名変更 (H17.7)	2000株 (2.5)	平成14年5月に当工業会が(社)自動車工 業振興会及び自動車産業経営者連盟と実質的 な統合をした際に、(社)自動車工業振興会 から残余財産として取得したものであ る。当該株式は当工業会の主力事業の1つであ る東京モーターショー事業を開催する幕張 メッセの株式であり、同事業の開催場所を確 保するために保有しているものであるため、 株式の処分には困難な問題があるが、更に処 分についての検討を行う。	S. 61. 6. 26 (初回 800 株入手 ほか2回入 手)	東京モーターショーの開 催、特別参加が非常勤取締 役を兼任。
	中小企業庁 経営支援部 経営支援課	(社)中小企業診 断協会	(株)中小企業診 断士会館	8,540株 (85.4)	当該企業の株主は、当初、当法人の会員で あったが、その後株式の寄付、譲渡等を受け たものである。当法人が自ら使用する事務所 を確保するために保有している株式であるた め、処分には困難な問題があるが、更に処分 についての検討を行う。	S. 60. 5. 23 ほか23回	会長が当該企業の代表取 締役社長、副会長(4人)が 代表取締役副社長、専務理 事が専務取締役、常任理事 (6人)が常務取締役に就任
	資源エネルギー庁 電力・ガス事 業部政策課	(社)日本電気協 会	有)電ビル管理 (株)	1,500株 (12.5)	当法人は、有楽町電気ビルの地権者であり、 建物の区分所有者として他の地権者(区 分所有者)と建物の管理を共同で運営する必 要から当該企業を設立して、区分所有の持分 に応じて株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式であるため、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S. 50. 10	設立時から、当法人の理 事1名が、当該企業の取締 役を兼任している。取引状 況としては、当法人と当該 企業が建物管理委託契約、 運営管理委託契約を締結し ている。 金銭の貸借はなし。
	関東経済産 業局産業部 製造産業課	(社)日本繊維倶 楽部	(株)繊維会館	290,000株 (47.4)	当該企業の総株式を担保に当法人と金銭消 費借付契約を締結したが、当該企業が債務を 履行できなかったため、当該企業の総株式を 取得したものである。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式であるため、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S. 24. 3. 25 ほか3回	理事長が当該企業の代表 取締役会長、常任理事が代 表取締役社長に就任
国土交通省	関東経済産 業局地域経 済部地域経 済課	(社)長野県商工 会議所連合会	し)なの鉄道(株)	20株 (0.04)	当該企業は、沿線地域に必要不可欠な区間 の鉄道事業を継続するため、第三セクターと して設立され、地元の商工業を代表する立場 で地元の商工業の発展のため出資し、株式を 保有しているが、適当な処分先が見つかって いない。	H. 8. 7. 24	
	自動車交通 局貨物課	(社)全日本ト ラック協会	日本トラック興 業(株)	400株 (0.4)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員とし て応分の負担をするために株式を保有してい る。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S. 36. 7. 1	
		(社)全国霊柩自 動車協会		100株 (0.09)		S. 36. 10. 2	
	海警局総務 課	(財)日本モー ターボート競走 会	(株)日本レ ジャーチャンネル	1,000株 (50.0)	モーターボート競走法の一部を改正する法律 (平成19年法律第10号)附則第13条第1項の 規定に基づき、当該企業の株式を所有してい た(社)全国モーターボート競走会連合会の 一切の権利・義務を承継したため、 適当な処分先が見つかっていない。	H. 20. 4. 1	
		(財)競艇振興セ ンター		999株 (50.0)	当該企業の事業(モーターボート競走の放 送)の中立性を保ち、モーターボート競走の 公正かつ円滑な実施を確保する観点から当法 人において株式を保有している。 適当な処分先が見つかっていない。	H. 4. 4. 17	当該企業の代表取締役社 長が当財団の評議員 当財団の常務理事が当該 企業の取締役(非常勤)
		(社)日本船主協 会	日本航洋曳船 (株)	3,730株 (46.3)	船主業界と保険業界との共同出資により当 該企業を設立し、財政投融資を活用して大型 曳船船を建造・保有したため、株式を保有し ている。 海難事故発生の際の危機管理上必要な大型 曳船船を保有する公的性格が強い当該企業の 株式については、処分には困難な問題がある が、更に処分についての検討を行う。	S. 41. 10. 27 ほか5回	役員兼任2名
		(株)日本海運会 館	4,256,092株 (82.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員とし て応分の負担をするために株式を保有してい る。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S. 33. 3. 31 ほか77回	役員兼任4名	
	(財)日本海事セ ンター	(株)海事セン タービル	20,000株 (100)	当該企業は、当センターの基本財産であ り、当センター及び関係団体が事務所として 使用する建物の建設・管理・運営を目的とし て当センターの全額出資により設立されたも のであり、その株式の処分には困難な問題が あるが、更に処分についての検討を行う。	S. 53. 3. 15 ほか1回	役員兼任2名 ビル管理業務を委託	
	海警局内航 課	(社)日本旅客船 協会	日本定航保全 (株)	1,560株 (7.8)	当該企業は、旅客船事業者の船客傷害賠償 責任保険制度への加入を促進するとともに、 当該保険料の負担額を軽減するため、旅客船 業界と当法人との出資により設立されたも のである。 公共交通機関である旅客船の利用者保護を 図るための保険制度の維持・充実に当たる公 的性格が強い当該企業の株式保有について は、処分には困難な問題があるが、更に処分 についての検討を行う。	S. 28. 4. 14	役員兼任13名



所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係	
国土交通省	海事局海事 人材政策課	(財)全日本海 員福祉センター	共同船舶(株)	980株 (19.4)	基本財産として寄附されたため保有している。 株式に譲渡制限が付されているため、株式 を処分することは困難である。	H18. 6. 28		
			港湾局港湾 経済課	(社)日本港運協 会	(株)シーパレス	70株 (35.0)	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有 している。 適当な処分先が見つからない。	H. 3. 2. 27
				日本港運振興 (株)	14,976株 (4.6)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として関係団体 等の出資により設立されたものである。当法 人は、当該会館を使用する団体の一員として 応分の負担をするために株式を保有してい る。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S. 47. 5. 29	役員兼任2名
		(社)日本貨物検 数協会	(株)八戸港貿易 センター	20株 (0.1)	当該企業は、港湾等のFAZ(フォーリンアク セスゾーン)指定により第三セクター方式で 設立され、その円滑な運営のため、関係地方 自治体からの要請で出資して株式を保有して いるものであり、処分には困難な問題がある が、更に処分についての検討を行う。	H. 8. 9. 9		
			清水港振興(株)	20株 (0.2)		H. 8. 4. 15		
			(株)北九州輸入 促進センター	10株 (0.02)		H. 5. 4. 26		
			横浜港埠頭ビル (株)	7,100株 (5.9)		S. 42. 9. 1		
			(株)本牧オペ レーションセン ター	12,000株 (8.0)		S. 46. 9. 5	役員兼任1名	
			相馬港木材ビル (株)	200株 (6.7)		S. 56. 11. 20		
			(株)神戸商工貿 易センター	30株 (0.02)		S. 43. 8. 1		
			日本港運振興 (株)	5,525株 (1.7)		当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有 している。 適当な処分先が見つからない。	S. 36. 9. 13 ほか4回	役員兼任1名
			広島港コンテナ ターミナル(株)	2,000株 (8.3)			S. 62. 5. 22	
				日貨検サービス (株)(シンガポ ール)		100,000株 (100)	海外に所在する被検定者からの検定実施要 請に応えるため、シンガポールにおいて当法 人が現地事務所の設置を図ろうとしたとこ ろ、シンガポール国の政策により現地法人を 設立せざるを得なかったことにより、株式を 保有している。 当法人の公益事業の外国における実施に当 たって、当該現地国の制度により保有せざる を得ない株式については、処分には困難な問 題があるが、更に処分についての検討を行 う。	S. 58. 2. 10
		(社)全日本検数 協会	(株)八戸港貿易 センター	60株 (0.29)	当該企業は、港湾等のFAZ(フォーリンアク セスゾーン)指定により第三セクター方式で 設立され、その円滑な運営のため、関係地方 自治体からの要請で出資して株式を保有した ものであり、処分には困難な問題があるが、 更に処分についての検討を行う。	H. 8. 7. 1		
			(株)北九州輸入 促進センター	10株 (0.02)		H. 5. 4. 5		
			(株)仙台港貿易 促進センター	100株 (0.23)		H. 10. 3. 20		
			横浜港埠頭ビル (株)	12,700株 (6.14)		S. 41. 3. 31		
			(株)本牧オペ レーションセン ター	12,000株 (8.16)		S. 46. 8. 16		
			(株)神戸商工貿 易センター	50株 (0.03)		S. 43. 7. 23 ほか1回		
			東京木材埠頭 (株)	1,000株 (1.67)		S. 54. 5. 30		
			富士港運(株)	10,800株 (0.1)		S. 45. 7. 31		
			日本港運振興 (株)	6,213株 (1.92)		S. 35. 11. 10 ほか10回		
			福永埠頭上屋 (株)	60株 (3.0)		S. 41. 5. 21		
		中部木材倉庫 (株)	2,000株 (2.5)	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有 している。 適当な処分先が見つからない。	S. 41. 4. 9 ほか2回			
		広島港コンテナ ターミナル(株)	2,000株 (8.3)		S. 60. 8. 15			
			(株)摩耶業務セ ンター	5,000株 (3.13)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員とし て応分の負担をするために株式を保有してい る。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S. 45. 5. 15 ほか1回		

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
国土交通省	海事局検査 測度課	(財)日本海事協 会	NK NIPPON KAIJI KYOKAI DO BRASIL LTDA. (ブ ラジル・リオデ ジャネイロ)	43,992株 (99.98)	海外における船級検査の実施要請に応える ため、現地国において当法人が現地事務所を 設置しようとしたところ、現地国政府の政策 により現地法人を設立せざるを得なかったこ とによるものである。 当法人の公益事業の外国における実施に当 たって当該現地国の制度により保有せざるを 得ない株式等については、処分には困難な問 題があるが、更に処分についての検討を行 う。	S.59.10.19	
			NIPPON KAIJI KYOKAI POLAND Sp z. o. o. (ポー ランド・グダニ スク)	10株 (100)		H.8.8.19	
			NIPPON KAIJI KYOKAI (CHILE) LTDA (チリ・バル パライソ)	59,994,000株 (99.9)		H.8.8.22	
			PT NIPPON KAIJI KYOKAI INDONESIA (イン ドネシア・ジャ カルタ)	19株 (95.0)		H.12.7.7	
			NIPPON KAIJI KYOKAI (Belgium) N. V. (ベルギー・ アントワープ)	9,999株 (99.99)		H.18.8.7	
			NIPPON KAIJI KYOKAI (NETHERLA NDS) B. V. (オラン ダ・ロッテルダ ム)	18,000株 (100)		H.18.9.29	
港湾局港湾 経済課	(財)神戸港埠頭 公社	神戸航空貨物 ターミナル(株)	6,000株 (10.2)	当該企業は、神戸港と関西国際空港との航 空貨物の輸送需要に対応し、航空貨物ターミ ナルの運営及び迅速かつ定時的な輸送の確保 を図るとともに、大阪湾岸地域の交通量の軽 減等にも資するため、地元自治体、関係団体 等の出資により第三セクター方式で設立され たものである。 当法人は、神戸港の機能強化を担う機関と して、株式保有に協力したものである。この ように、公益性の高い物流施設の管理・運営 を行う第三セクター企業の株式については、 処分には困難な問題があるが、更に処分につ いての検討を行う。	H.4.4.17	役員兼任1名	
		神戸航空交通 ターミナル(株)	900株 (1.9)		H.元.12.21		
		(株)神戸フェ リーセンター	30,000株 (30.0)		S.49.6.28	役員兼任1名	
		神戸新交通(株)	10,000株 (0.2)		S.62.9.29		
観光庁 観光産業課	(社)日本ホテル 協会	(株)ジェイ ティービー	115,200株 (2.5)	(財)日本交通公社から株式会社を分離する 際、出資者が特定の分野及び企業に偏らない ことを求める観光政策上の要請があり、株式 を保有したものである。 適当な処分先が見つからない。	S.38.11.12	役員兼任1名	
		(株)横濱国際流 通センター	7,000株 (4.6)		H.4.12.7	役員兼任2名	
総合政策局 不動産業課	(社)全日本不動 産協会	三井生命保険株 式会社	1,089株 (0.000003)	三井生命保険(株)が平成16年4月1日 から株式会社へ組織変更した際、団体保険の契 約があるため割り当てがあったもの。 平成20年7月16日付株式分割により、1株を 100株に分割があった。89株は端株の割当。 現在未上場であるため、市場での売却が困 難。	H.16.4.1	団体保険契約先	

所管官庁	所管部署	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合 [%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
国土交通省	総合政策局 建設業課	(社)建築業協会	豊洲不動産(株)	200,000株 (100)	昭和22年に現在の当法人の会員等が出資して当該企業の前身である豊洲木材株を設立した。その後、昭和34年に(財)建築業協会が設立され、昭和35年に当該企業の全株を譲り受け、基本財産に充て、昭和59年に同財団が社団に組織変更した後も、継承している。 適当な処分先が見つからない。	S. 35. 4. 26	理事2名が、当該企業の非常勤代表取締役、非常勤取締役
	総合政策局 交通計画課	(財)交通研究協会	日特エンジニアリング(株)	5,080株 (0.03)	運用財産として寄付されたため保有している。 適当な処分先が見つからない。	H. 2. 10. 25	
	住宅局建築 指導課	(社)日本建築家協会	(株)建築家会館	98株 (0.05)	当初建築家活動拠点として想定、建築家会館の趣旨に賛同し株式を保有していたが、昨年度大半を売却し、20年度末で左記の残り全株式も売却予定である。(12月末で全株式売却済である。)	S. 62. 6. 15 ほか9回	建物の賃貸借契約
	鉄道局施設 課	(社)日本鉄道電気技術協会	ニューメディア総研(株)	1,000株 (0.3)	当協会創立時に、旧電気3協会((社)鉄道電化協会、(社)信号保安協会、(社)鉄道通信協会)から財産引継ぎを受けたために株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	H. 2. 7. 2	
(財)交通協力会			トランスネット(株)	40株 (0.04)	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	S. 60. 9. 20	
(財)運輸調査局			100株 (0.1)	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つからない。	S. 60. 8. 26		
(財)日本交通文化協会		NTTビジュアル通信(株)	7株 (0.03)	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	S. 58. 9. 30		
		(株)エヌケービー	120,000株 (6.0)		S. 29. 3. 31		
(財)交通統計研究所		(株)日本トラックコンピューターセンター	24,000株 (10.4)		S. 45. 9. 1		
			トランスネット(株)	100株 (0.4)		S. 60. 8. 31	
	道路局路政課	(財)道路新産業開発機構	関東ケーブルテレビジョン(株)	600株 (4.0)	当該企業の事業目的である高速道路建設等による電波障害解消のための事業は、高速道路ネットワークの早期構築に寄与するとともに、当該企業施設の活用による道路交通情報等の提供は道路利用者等の便益増進に寄与するものであることから、その設立趣旨に賛同して出資し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	H. 元. 5. 31 ほか1回	
	道路局企画課	(社)日本橋梁建設協会		600株 (4.0)		H. 元. 6. 5 ほか1回	専務理事が非常勤監査役
	道路局総務課 高速道路経営管理室	(財)高速道路交流推進財団	東北高速道路ターミナル(株)	215,000株 (19.9)	当該企業は、高速道路の物流の効率化を図るために必要な施設を設置管理する会社であり、トラックターミナル等の設置は、自動車交通の効率性の増進を図り、道路利用者への便益増進に寄与すると考えて出資し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	S. 59. 5. 9	
			北陸高速道路ターミナル(株)	160,000株 (13.8)		S. 59. 5. 9 ほか1回	
			関東ケーブルテレビジョン(株)	200株 (1.3)	当該企業の事業目的である高速道路建設等による電波障害解消のための事業は、高速道路ネットワークの早期構築に寄与するとともに、当該企業施設の活用による道路交通情報等の提供は道路利用者等の便益増進に寄与するものであることから、その設立趣旨に賛同して出資し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	H. 2. 8. 22	
	気象庁民間 事業振興課	(財)日本気象協会	(株)ハレックス	1,000株 (8.9)	当該企業は、ファクシミリと電話を提供手段として、簡便で安価な気象情報提供サービスを行うために設立され、気象情報提供サービスの一体系を作るために出資し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	H. 5. 3. 25	
	北海道運輸 局総務課	(社)釧根自動車協会	(株)釧根自動車会議所	60,640株 (31.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 47. 9. 30 ほか8回	役員兼任12名
			(社)釧根地区トラック協会		19,600株 (13.0)		S. 47. 9. 30 ほか1回
		(社)北海道トラック協会	日本トラック興業(株)	1,010株 (0.9)	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 7. 1	会社設立趣意に基づく施設利用のみ
	東北運輸局 管理課	(社)青森県自動車団体連合会	(株)青森県交通会館	77,150株 (77.5)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 48. 3. 24 ほか2回	役員兼任2名
	東北運輸局 整備保安課	(社)青森県自動車整備振興会		4,005株 (4.0)		S. 38. 3. 7 ほか3回	会長及び副会長が当該企業の取締役を兼務
	東北運輸局 旅客第二課	(社)青森県タクシー協会		2,505株 (2.5)		S. 40. 3. 10 ほか3回	会長及び副会長が当該企業の取締役を兼務
	東北運輸局 旅客第一課	(社)青森県バス協会		2,505株 (2.5)		S. 38. 3. 7 ほか3回	副会長が当該企業の取締役を兼務

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
国土交通省	東北運輸局 貨物課	(社)青森県ト ラック協会	(株)青森県交通 会館	2,505株 (2.5)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員とし て応分の負担をするために株式を保有してい る。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S.38. 3. 7 ほか3回	会長及び副会長が当該企 業の取締役を兼務、専務理 事が監査役を兼務
			日本トラック興 業(株)	250株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社) 全日本トラック協会の前身)の会員が、首都 圏地区において共同利用できる施設(トラッ ク会館)を入手するため、各都道府県トラッ ク協会会員等の協力により設立されたもの である。 当該会館の共同利用のため保有している株 式については、処分には困難な問題がある が、更に処分についての検討を行う。	S.36. 7. 1	
	(社)岩手県ト ラック協会	北上流通サービ ス(株)	40株 (0.9)	当該企業は、円滑な物流を確保するための 物流施設等の建設・管理を目的として、地元 自治体等の出資により第三セクター方式で設 立されたものである。	S.63.10.20		
			岩手トラック ターミナル(株)	840株 (1.9)	当該企業は、円滑な物流を確保するための 物流施設等の建設・管理を目的として、地元 自治体等の出資により第三セクター方式で設 立されたものである。	S.52. 3.26	役員兼任1名
			八幡平市産業振 興(株)	186,208株 (40.2)	八幡平温泉郷地区への温泉給湯を行う会社 として八幡平市と当協会が主体となり設立し た八幡平温泉開発(株)が存続会社となり、同 市に所在する他の第三セクター3社(株)松 尾ふるさと振興公社、(株)コスモプラザ西 根、(株)安代産業振興公社)と合併、平成2 0年3月1日付で合併新会社となった第三セ クター。 平成17年4月1日には、同地区の開発事 業部門(別荘分譲部門)を当該企業へ現物出資 の方法で譲渡した経緯もあり、当面は出資継 続が必要であるが、将来的な処分について引 き続き検討を行う。	S.45.10. 1 ほか2回	専務理事が当該企業の取 締役に就任
	東北運輸局 観光振興課	(財)岩手県観光 協会	三陸鉄道(株)	100株 (0.3)	当該企業は、三陸地域の活性化を目指して 岩手県主導で地元と市町村、民間団体の協力 を得て設立した第三セクターである。 当該企業は、三陸リアスシーライナーを運 行するなど、三陸地域の観光振興上も非常に 重要なものであり、引き続き出資継続が必要 であるが、更に処分についての検討を行う。	S.56.10.19	
			江刺開発振興 (株)	20株 (0.5)	当該企業が平成5年12月に新株発行を行っ た際、出資要請があった。当該企業は広く岩 手県の観光振興に重要な役割を果たすことが 期待されることから、これに応じ株式を保有 している。 平成16年度に全株式を江刺市(現奥州市) に売却する方向で協議したが、出資継続の要 望もあり一部売却にとどまっている。 今後、更に処分についての検討を行う。	H. 5.12.20	
			(株)宮城県自動 車会議所	100株 (2.2)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員とし て応分の負担をするために株式を保有してい る。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S.44.11.18	役員兼任2名
	東北運輸局 総務課	(社)宮城県自動 車整備振興会	630株 (14.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員とし て応分の負担をするために株式を保有してい る。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S.41. 5. 1 ほか3回	役員兼任2名	
	東北運輸局 整備保安課	(社)宮城県タク シー協会	50株 (1.1)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員とし て応分の負担をするために株式を保有してい る。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S.41. 5. 1	役員兼任2名	
東北運輸局 旅客第二課	(社)宮城県自動 車協会	630株 (13.9)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員とし て応分の負担をするために株式を保有してい る。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S.41. 2.22 ほか6回	会長・専務理事が当該企 業の取締役を兼務		
東北運輸局 管理課	(社)宮城県ト ラック協会	122株 (2.7)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員とし て応分の負担をするために株式を保有してい る。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S.45. 6.15	専務理事が当該企業の理 事を兼務		
東北運輸局 貨物課	(株)仙台トラッ クターミナル	40株 (0.2)	当該企業は、円滑な物流を確保するための 物流施設等の建設・管理を目的として、地元 自治体等の出資により第三セクター方式で設 立されたものである。当法人は、当該施設を 利用する物流事業者の団体として株式保有し ている。 このように、公益性の高い物流施設の管 理・運営を行う第三セクター企業の株式につ いては、処分には困難な問題があるが、更に 処分についての検討を行う。	S.35. 7. 5 ほか1回	専務理事が当該企業の監 査役を兼務		
			日本トラック興 業(株)	460株 (0.4)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社) 全日本トラック協会の前身)の会員が、首都 圏地区において共同利用できる施設(トラッ ク会館)を入手するため、各都道府県トラッ ク協会会員等の協力により設立されたもの である。 当該会館の共同利用のため保有している株 式については、処分には困難な問題がある が、更に処分についての検討を行う。	S.40. 7. 1	

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係			
国土交通省	東北運輸局 管理課	(社)福島県自家用自動車協会 (財)福島県自動車会議所	(株)いわき軽自動車会館	120株 (20.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 9. 12. 24	専務理事が当該企業の監査役を兼務 会長が当該企業の取締役を、専務理事が監査役を兼務 会長が当該企業の取締役を兼務			
				120株 (20.0)		H. 9. 12. 24				
	東北運輸局 整備保安課	(社)福島県自動車整備振興会	120株 (20.0)	H. 9. 12. 24						
	東北運輸局 貨物課	(社)福島県トラック協会	日本トラック興業(株)	340株 (0.3)	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 37. 12. ほか2回	会社設立趣意に基づく施設利用のみ			
	東北運輸局 観光振興課	(社)米沢観光物産協会	(株)上杉コーポレーション	50株 (1.3)	観光の拠点施設(上杉神社周辺)として、第三セクターの設立に、米沢市及び米沢商工会議所とともに、観光分野の団体として参画し、株式保有に協力したものである。 株式処分となれば、その一角を崩すこととなり、地元における観光意識の低下につながりかねないので、継続保有が必要であるが、更に処分についての検討を行う。	H. 3. 12. 1	役員兼任1名 米沢市から当法人に委託されている業務の一部を当該企業が分担			
		(社)山形観光物産協会	蔵王リゾート(株)	60株 (2.4)	当該企業は山形県、山形市、山形市及び民間団体が民間のエネルギーと公共性の調和を図りつつ、自然と人間そして地域社会の発展と秩序ある開発を基本理念に設立した第三セクターである。 当法人と平成13年4月1日に統合した(財)山形県観光開発公社が取得していたものを引き継ぎ保有しているものであり、蔵王のリゾート開発計画に賛同し、事業目的である観光開発に資する民間事業活動に対する支援からも出資継続が必要であるが、さらに処分についての検討を行う。	S. 63. 9. 9				
	東北運輸局 貨物課	(社)秋田県トラック協会	日本トラック興業(株)	220株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 39. 7. 10	会社設立趣意に基づく施設利用のみ			
(社)山形県トラック協会		360株 (0.3)		S. 36. 10. 2						
関東運輸局 総務課	(社)茨城県自動車整備振興会 (社)茨城県バス協会	(株)茨城県自動車会館		44,000株 (27.5)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 46. 4. 20 ほか1回				
				148株 (0.09)		S. 47. 6. 1				
	(社)茨城県トラック協会 (社)栃木県トラック協会	日本トラック興業(株)	430株 (0.4)	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。		S. 36. 10. 2 ほか7回		会社設立趣意に基づく施設利用のみ		
			400株 (0.4)			S. 36. 10. 2 ほか7回				
	(社)栃木県観光協会	日光湯元観光開発(有)				200口 (1.6)		当該企業は、東京オリンピック開催に際し、来訪観光客向けの休憩施設の建設・管理等を目的として、地元湯元地区住民等の出資により設立されたものである。その際、当法人が窓口として出資を募った関係から、地元の観光振興を推進する団体として出資に協力したものである。 当法人が中心となって設立を推進し、地元の観光振興のために整備された観光施設の管理・運営という公益的な事業を行う当該企業の持分については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 11. 6	当該企業は当法人の会員
						(株)日光自然博物館			2株 (0.03)	栃木県が中心となり、日光中禪寺地区の活性化の中心施設として第三セクターにより会社が設立され、広く観光関係の団体等へ出資を要請されたため出資を行った。(非公開)
	(社)草津温泉観光協会	(株)草津温泉フットボールクラブ		30株 (0.3)	当該企業は、草津温泉のイメージアップのため地域と密着し、Jリーグを目指したサッカーチーム「ガスバ草津」の運営法人として設立されたものである。その際、当法人等が窓口となって草津町や他の団体も出資を募り、草津温泉のイメージアップに大きく貢献することから、地元の観光振興を推進する団体として出資に協力したものである。 草津温泉の町ぐるみの企画であり、適当な処分先が見当たらない。	H. 15. 9. 29				

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係		
国土交通省	関東運輸局 総務課	(社)草津温泉観光協会	(株)草津観光公社	4株 (0.4)	当該企業は、(財)草津町開発協会を組織改革して、草津町の来訪観光客向けの休憩施設等の公益的な施設の管理・運営を行う目的で設立されたものである。その際、当法人が窓口となって町内の団体に出資を募り、当法人も草津町の観光事業の発展等のため、地元の観光振興を推進する団体として出資に協力したものである。 草津町の全体の方針に沿ったものであり、適当な処分先が見当たらない。	H.14.3.7			
		(財)関東陸運振興財団	(株)東京都軽自動車センター (株)八王子軽自動車センター (株)千葉県軽自動車センター	600株 (33.3) 100株 (25.0) 6,660株 (33.3)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.48.5.1 H.3.9.24 S.48.6.27 ほか1回	役員兼任3名 役員兼任2名 役員兼任2名		
			(株)山梨県軽自動車センター	6,800株 (33.3)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S.48.3.23 ほか2回		役員兼任3名	
			(社)東京都自動車整備振興会	(株)東京都軽自動車センター (株)八王子軽自動車センター	600株 (33.3) 100株 (25.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S.48.5.1 H.3.9.24		役員兼任3名 役員兼任2名
			(社)東京乗用旅客自動車協会	(株)自動車会館	10,140株 (1.3)	当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.47.9.30 ほか4回		当該企業株主は、当法人会員により構成 当法人はビルの共同所有者
			(社)山梨県トラック協会	日本トラック興業(株)	180株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.39.7.10		会社設立趣意に基づく施設利用のみ
				(株)山梨県自動車会館	400株 (20.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S.44.11.20		
			(社)山梨県自動車整備振興会	(株)山梨県軽自動車センター	400株 (20.0) 6,800株 (33.3)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.44.9.11 ほか1回 S.48.3.20 ほか1回		会社設立趣意に基づく施設利用(土地賃借) 当該企業の取締役及び監査役は3団体からそれぞれ充てており取締役3名、監査役1名となっている
			(社)三多摩自動車協会	(株)八王子軽自動車センター	100株 (25.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	H.3.9.24		当該企業が所有している建物の賃借 当該企業の所有する建物の管理運営を当法人が受託
			(社)千葉県トラック協会	(株)千葉県交通会館	2,190株 (1.9)	当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.63.5.11 ほか1回		
				日本トラック興業(株)	500株 (0.5)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.7.1		会社設立趣意に基づく施設利用のみ
			(社)神奈川県トラック協会	日本トラック興業(株)	1,600株 (1.4)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.44.11.1		会社設立趣意に基づく施設利用のみ
			(社)群馬県トラック協会		500株 (0.5)		S.36.10.2 ほか7回		
			(社)埼玉県トラック協会		500株 (0.5)		S.37.8.1		
			(財)メトロ文化財団	(株)はとバス	1,127,750株 (12.5)	当該企業を設立する際、東京都及び帝都高速度交通営団が株式を保有していたが、当法人を設立するに当たり設立資金を出資した帝都高速度交通営団の要請で株式を保有したものであり、処分には困難な問題もあるが、更に処分についての検討を行う。	S.35.4.20 ほか3回		
		北陸信越運輸局総務課	(社)富山県トラック協会 (社)石川県トラック協会 (社)新潟県トラック協会 (社)長野県トラック協会	日本トラック興業(株)	330株 (0.3)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.10.2 ほか7回		役員1名兼任
					400株 (0.4)		S.36.10.2 ほか8回		
					700株 (0.6)		S.36.7.1		会社設立趣意に基づく施設利用のみ
					550株 (0.5)		S.36.7.1		
		中部運輸局自動車交通部貨物課	(社)福井県トラック協会	福井埠頭(株)	1,000株 (0.1)	当該企業は、円滑な物流を確保するための物流施設等の建設・管理を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 当法人は、当該施設を利用する物流事業者の団体として株式を保有している。このように、公益性の高い物流施設の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.53.7.10		

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合 [%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
国土交通省	中部運輸局 自動車交通 部貨物課	(社)福井県ト ラック協会	日本トラック興 業(株)	200株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 10. 2 ほか7回	
		(社)静岡県ト ラック協会		800株 (0.7)		S. 36. 10. 2 ほか7回	
		(社)愛知県ト ラック協会		1,600株 (1.5)		S. 36. 7. 1 ほか7回	役員1名兼任
		(社)三重県ト ラック協会		450株 (0.4)		S. 36. 10. 2 ほか7回	
		(社)岐阜県ト ラック協会		700株 (0.6)		S. 36. 10. 2 ほか7回	
	中部運輸局 自動車技術 安全部管理 課	(社)愛知県自動 車会議所	(株)愛知県自販 会館	600株 (6.1)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 3. 5. 31	役員兼務7名
		(社)飛騨高山観 光協会	(株)飛騨高山テ レ・エフエム	250株 (6.1)	当該企業は、飛騨高山地域の観光情報の提供を目的として、地元高山市等の出資により第三セクター方式で設立されたものであり、当法人は地元観光振興の推進機関として株式を保有している。 地元自治体等が中心となって、地元の観光振興のため設立され、公共性が高い事業を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 61. 8. 1 ほか2回	役員兼任3名
	近畿運輸局 総務課	(社)京都府ト ラック協会	(株)京都自動車 会館	760株 (0.7)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 7. 1	
				34,483株 (8.8)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S. 38. 4. 1	役員兼任1名
				977株 (0.3)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S. 37. 12. 22 ほか2回	役員兼任1名
3,000株 (0.02)				当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	H. 12. 11. 20		
17,400株 (4.5)				当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 37. 12. 22 ほか4回	役員兼任2名	
3,000株 (0.02)				当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	H. 12. 11. 20		
(財)大阪陸運協 会		(株)京都自動車 会館	2,000株 (0.5)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	H. 12. 8. 22		
(社)兵庫県タク シー協会		(株)兵庫県タク シー会館	11,540株 (8.1)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S. 63. 4. 1 ほか6回	役員兼任13名	
(社)兵庫県自動 車整備振興会		(株)兵庫県自動 車会館	4,000株 (1.7)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S. 45. 8. 1	役員兼任9名	
(社)堺北・東自 家用自動車協会		(株)大阪自家用 自動車会館	1,150株 (5.8)	当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 37. 8. 1 ほか2回	会長が当該企業の取締役に就任	
(社)大阪府自 家用自動車連 合協会			2,091株 (10.5)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S. 36. 10. 17 ほか6回	役員兼務10名	
(社)大阪府ト ラック協会		関西国際空港 (株)	780株 (0.004)	当該企業は、関西国際空港の建設・管理を目的として、国、地方自治体、関係団体及び民間企業の出資により特殊法人として設立されたものである。当法人は、地元経済界からの要請により在阪団体の一員として株式を保有している。 関西経済圏において国際空港の管理・運営という高い公益性を有する事業を行う当該企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 60. 7. 27 ほか10回		
(社)奈良県ト ラック協会		日本トラック興 業(株)	2,400株 (2.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 4. 1 ほか7回	会長が当該企業の取締役に就任	
(財)神戸国際観 光コンベンシ ョン協会	(株)神戸商工貿 易センター	200株 (0.1)	当該企業は、海外の貿易事務所、観光施設、コンベンション施設等である神戸商工貿易センタービルの管理運営を行うため、神戸市の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 3. 3. ほか1回	会社設立趣意に基づく施設利用(入居のみ)		

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係	
国土交通省	近畿運輸局 総務課	(財)神戸国際観光コンベンション協会	神戸航空交通ターミナル(株)	300株 (0.6)	当該企業は、航空旅客ターミナルビル及び神戸リムジンバスの運営等を行うものである。また、神戸市及び兵庫県からの出資が約半分を占める。 当該企業は、現在休眠状態となっているため、処分は困難。	H.元.12.		
		(社)和歌山県トラック協会	日本トラック興業(株)	430株 (0.4)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.7.1	会社設立趣意に基づく施設利用(入居のみ)	
		(社)滋賀県トラック協会		210株 (0.2)		S.36.7.1		
		(社)兵庫県トラック協会		1,200株 (1.1)		S.36.7.1		
	神戸運輸監理部	(社)神戸港振興協会	神戸マリンホテルズ(株)	10,000株 (0.9)	当該企業は、神戸への来訪者等に対し利用しやすい宿泊等の場を提供することにより、地域社会の交流・発展に寄与することを目的としており、当法人が所有する宿泊施設の運営を当該企業に委託していた関係から同社の株式を保有している。 平成14年4月から委託先を民間会社に変更したことにより、株式を処分する方向で検討している。	S.52.6.1 ほか1回		
		中国運輸局 総務課	(社)山口県バス協会	(株)山口県自動車会館	1,600株 (8.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.45.8.7	役員兼任1名
	(財)山口県自動車振興センター		1,660株 (8.3)		S.45.8.7		役員兼任1名	
	(社)山口県乗用自動車協会		1,600株 (8.0)		S.44.12.7		当法人が当会館の一部を事務所として使用	
	(社)山口県トラック協会		1,600株 (8.0)		S.45.8.7		会長が当該企業の取締役	
	(社)広島県トラック協会		日本トラック興業(株)	510株 (0.5)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.10.2		
				550株 (0.5)		S.38.12.10		
				170株 (0.2)		S.39.7.10 以前		
	(社)岡山県自動車整備振興会		(株)岡山県自動車会館	9,791株 (24.5)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.38.9.9	役員兼任1名	
				3,817株 (9.5)		S.38.9.9		
				5,577株 (13.9)		S.38.9.9 ほか2回		
	(社)岡山県トラック協会		日本トラック興業(株)	400株 (0.4)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.7.1		
				(株)岡山県自動車会館		5,281株 (13.2)	S.38.9.9	
		(社)岡山県バス協会	岡山空港ターミナル(株)	60株 (0.3)	当該企業は、空港ターミナルの管理・運営を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。当法人は地元自治体からの要請により、当該企業が運営するターミナル施設を利用する事業者の団体として株式保有に協力したものである。 公益性の高い施設を運営する第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H.8.10.1		
				566株 (3.3)		S.61.9.11	役員兼任1名	
	(株)ホテルグランピア岡山	1,500株 (0.7)	当該企業は、西日本旅客鉄道(株)及び岡山県の財界の出資により設立され、バス事業者も参画するよう強い要請があったことから、当法人も出資し、株式を保有している。 設立当初の経緯から処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.48.3.26	会長が当該企業の取締役			



所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係		
国土交通省	四国運輸局 総務課	(社)徳島県トラック協会	日本トラック興業(株)	220株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.7.1 ほか6回	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ		
			(株)徳島県自動車会館	2,800株 (14.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S.40.8.5 ほか4回	役員兼任1名		
		(社)徳島県バス協会		2,800株 (14.0)		S.40.8.5			
		(社)徳島県自動車整備振興会		4,000株 (20.0)		S.60.8.28			
		(社)香川県自動車整備振興会	(株)香川県軽自動車会館	2,000株 (18.2)	当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.48.10.15	軽自動車(4輪)の車両番号標頒布業務委託(委託料支払い)		
		(社)高知県バス協会	(株)高知交通会館	130株 (25.0)		S.63.3.11	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ		
		(社)高知県トラック協会	(株)高知県商品計画機構	40株 (1.1)	当該企業は、高知県の各地域の生産品等について、消費者のニーズの把握等一体的な取組による県経済の活性化を目的に第三セクター方式で設立したものである。 事業の公共性、物流の関係から株式保有を依頼されたもので、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H.5.6.7			
			日本トラック興業(株)	220株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。	S.37.8.1 ほか6回	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ		
		(社)愛媛県トラック協会		300株 (0.3)		S.36.7.1	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ		
		(社)香川県トラック協会		250株 (0.2)	当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.10.2 ほか7回	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ		
		九州運輸局 総務課	(社)福岡県自動車整備振興会	(株)福岡交通会館	40株 (0.1)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S.57.3.1		
				(社)福岡県トラック協会	200株 (0.5)	当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.23.12.26 ほか1回		
				日本トラック興業(株)	1,300株 (1.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.40.7.1	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ	
				(社)熊本県自動車整備振興会	(株)熊本県自動車会館	4,428株 (30.4)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S.56.8.31 ほか7回	役員兼任3名
				(社)熊本県自動車標板協会		600株 (4.1)		S.58.3.23	役員兼任1名
(財)九州陸運協会				300株 (2.05)	当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.48.12.28 ほか1回	役員兼任1名		
(社)熊本県タクシー協会	熊本空港ビルディング(株)			250株 (1.3)	当該企業は、空港ターミナルの管理・運営を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。当法人は地元自治体からの要請により、当該企業が運営するターミナル施設を利用する事業者の団体として株式を保有している。 公益性の高い施設を運営する第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.44.9.16			
(社)熊本県トラック協会	日本トラック興業(株)			80株 (0.07)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。	S.37.7.1 ほか2回			
(社)宮崎県トラック協会				150株 (0.1)		S.36.8.1			
(社)大分県トラック協会				300株 (0.3)		S.46.10.7			
(社)佐賀県トラック協会				180株 (0.2)	当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.37.8.1 ほか6回	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ		
(社)鹿児島県トラック協会				150株 (0.1)		S.37.8.1 ほか3回			
(財)佐世保観光コンベンション協会	させほパールシー(株)			60株 (1.0)	当該企業は「西海国立公園九十九島」のPRと観光客誘致を主要業務としており、博物館展示施設の管理も佐世保市から受託している。観光宣伝・観光客誘致を連携していく必要があるため株式保有している。 既に必要最小限の保有と思われるが、更に処分について検討を行う。	H.5.9.1	役員兼任1名		
沖縄総合事務局運輸部 総務運航課	(社)沖縄旅客船協会			沖縄県離島海運振興(株)	200株 (0.04)	当該企業は、沖縄県、沖縄振興開発金融公庫、旅客船事業者による第三セクター方式で設立されたものである。零細事業者が多い当法人の会員の代船を容易にし、離島航路の振興発展を期することを目的として、株式を保有している。 今後の離島航路の準備・維持の上からも継続保有が必要であり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.55.3.26		

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係	
国土交通省	沖縄総合事務局運輸部 総務運航課	(社) 沖縄旅客船協会	日本定航保全(株)	400株 (2.0)	当該企業は、旅客船事業者の船客傷害賠償保険制度への加入を促進するとともに、当該保険料の負担額を軽減するため、旅客船業界と損害保険会社との出資で設立されたものである。これを受け海上運送法上も賠償保険付保の命令権を創設している。 このように、公共交通機関である旅客船の利用者保護を図るための保険制度の維持・充実に当たる公的性格が強い当該企業の株式保有については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 5. 3. 10		
		(社) 石垣市観光協会	(株) 石垣市経済振興公社	10株 (2.3)	当該企業は、「八重山物産流通拠点形成プロジェクト」の一環として、第三セクター方式で設立されたものである。八重山観光のPR、特産品の販路拡大を目的としていることから、設立準備段階から関与していたため、株式を保有することとなった。 H19年度内に所有株式を八重山ビジターズビューローに引継ぐことで調整を図っていたが、営利を目的とした株式の保有ではなく、地域振興を目的とする第3セクターの株であり地域の他の経済団体と協働していることから、新公益法人法に基づく組織の改編時に対応する事となった。	H17.5.23	役員(監査)として、1名派遣	
		(財) 沖縄観光コンベンションビューロー	フセナリゾート(株)	320株 (5.2)	当該企業は、県が出資する第三セクターである。国際的なリゾート施設開発を支援し、沖縄観光の振興発展に寄与するという公共性の高い企業であり、観光の振興発展を図るため、今後も株式を保有し、当該企業を支援することが必要であるが、更に処分についての検討を行う。	H. 2. 7. 23		
総務省	総合通信基盤局データ通信課	(社) 日本ネットワークインフォメーションセンター	(株) 日本レジストリサービス	1,265株 (19.7)	当法人の.jpドメイン名管理事業を分離させるため、平成12年12月に設立された当該企業への現物出資の対価として株式を取得した。平成14年4月に当該事業を当該企業に移管。平成15年3月に当該企業に対し当法人保有株式の一部(775株)を売却。平成16年3月会員企業に対して360株を売却した。現在当該事業の公益性等を踏まえつつ、残りの1,265株についても早い時期に処分できるよう検討中。	H. 13. 2. 21	理事のうち2名が当該企業の役員及び従業員	
文部科学省	研究振興局情報課	厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 監視安全課  国土交通省 港湾局港湾 経済課	(社) 日本海事検定協会	日本海事検定(泰国)(株)	10,000株 (100)	海外に所在する検査依頼者からの実施要請に応えるため、現地国に事務所を設置しようとしたところ、現地国の政策により現地法人を設立せざるを得なかったことにより株式を保有している。	S. 45. 4. 1	職員3名を派遣(うち3名が当該企業の役員を兼務)業務の一部を委託
経済産業省	商務情報政策局情報政策課		日本海事検定(マレーシア)(株)	60,000株 (30.0)	外国における公益事業の実施に当たり、当該現地国の制度により保有せざるを得ない株式等については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 50. 4. 1	職員1名(当該企業の役員を兼務)を派遣業務の一部を委託	
			フィリピン日本海事検定(株)	4,000株 (40.0)		S. 51. 6. 28	職員1名(当該企業の役員を兼務)及び業務契約者1名を派遣業務の一部を委託	
			日本海事検定(インドネシア)(株)	105株 (70.0)		H. 6. 1. 1	職員1名を派遣(当該企業の役員を兼務)業務の一部を委託	
			垂東海事検定保険公證人股份有限公司	3,600株 (60.0)		S. 62. 9. 1	業務契約者1名を派遣(役員3名及び同契約者が当該企業役員を兼務)業務の一部を委託	
			天津華和海事検定有限公司	1,685万円 (49.0)		H. 7. 3. 1	職員3名を派遣(役員1名及び職員5名が当該企業役員を兼務)業務の一部を委託	
			日中商品検査(株)	300株 (50.0)		H. 3. 2. 5	役員2名及び職員2名が当該企業役員を兼務業務の一部を委託	
			(株) 北九州輸入促進センター	10株 (0.02)	当該企業は、港湾等のFAZ(フォーリンアクセスゾーン)指定により第三セクター方式で設立され、その円滑な運営のため、地方自治体からの要請で出資し、株式を保有したものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 5. 4. 26		
			(株) 舞鶴21	40株 (0.1)		H. 7. 11. 21		
			清水港振興(株)	20株 (0.2)		H. 8. 4. 30		
			日本海事検定キューエイ(株)	600株 (50.0)	当該企業は、品質管理システム等に関する審査登録機関であり、独立性・透明性を確保するために出資し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	H. 5. 4. 1		
			(財) 新日本検定協会	泰国新日本検定(株)	2,938株 (49.0)	海外に所在する被検定者からの実施要請に応えるため、現地国に当法人が事務所を設置しようとしたところ、現地国の政策により現地法人を設立せざるを得なかったことにより株式を保有している。 外国における公益事業の実施に当たり、当該現地国の制度により保有せざるを得ない株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 元. 7. 25	職員2名を派遣(うち1名が当該企業の役員を兼務)業務の一部を委託
			(株) 北九州輸入促進センター	10株 (0.02)	当該企業は、港湾等のFAZ(フォーリンアクセスゾーン)指定により第三セクター方式で設立され、その円滑な運営のため、地方自治体からの要請で出資し、株式を保有しているものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 5. 4. 5		
清水港振興(株)	20株 (0.2)		H. 8. 4. 12					
横浜港埠頭ビル(株)	3,600株 (1.7)	当該企業の管理する施設に入居するに当たり、株式の取得を条件とされたことにより、株式を保有したものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 37. 11. 1					

所管官庁	所管部署	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合 [%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係		
厚生労働省 国土交通省	社会・援護局総務課 鉄道局総務課	(財)鉄道弘済会	朝日火災海上保険(株)	968,000株 (11.1)	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	S.39.12.31	当法人が当該企業の損害保険に加入		
			(株) エヌケービー	18,000株 (0.7)		S.23.4.1			
			仙建工業(株)	876,014株 (17.5)		S.26.8.8			
			(株) 高松駅弁	430,575株 (47.8)		S.18.5.26			
			日本交通技術(株)	48,000株 (40.0)		S.33.8.8			
			(株) 弘栄堂書店	1,000株 (100)		当該企業は、当法人が自ら直接行っていた事業を分社化させたものであり、経営状況が厳しいこと、将来の事業展開が見込めないこと等から処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。		H.8.7.1	当法人が当該企業から書籍を仕入れ 当法人が当該企業に資産管理を委託 当法人が当該企業に資産管理を委託 当法人から当該企業に新聞雑誌を卸売 当法人から当該企業に新聞雑誌を卸売
			弘済事業(株)	10,000株 (100)				H.10.4.1	
			(株) ケービーエス	760株 (100)				H.2.2.2	
			東海キヨスク(株)	1,400株 (10.0)				S.62.6.5	
			(株) ジェイアル西日本デイリーサービスネット	3,420株 (8.5)				S.62.6.3	
			(株) ジェイアル西日本マルニックス	784,000株 (49.0)				S.24.5.20	
			広島鉄道荷物(株)	14,900株 (37.3)				S.27.3.1	
			早瀬商事(株)	9,406株 (41.8)				S.33.8.25	
			四国キヨスク(株)	400株 (10.0)				S.62.6.4	
			職業安定局 建設・港湾 対策室	(社)日本港湾福利厚生協会 (財)港湾労働安定協会				(株) シーパレス	
25株 (12.5)	H.3.2.28								
文部科学省	研究振興局 学術機関課	(財)日本生物科学研究所	日生研(株)	685,000株 (95.1)	基本財産として寄付等されたため保有している。 適当な処分先が見つからない。		S.35.11.15 ほか20回	役員兼任2名 当該企業と研究成果の技術提携を実施	
農林水産省	消費・安全局 畜水産安全管理課								
農林水産省	経営局協同 組織課	(社)全国農協観光協会	(株) 農協観光	12,390株 (34.5)	当法人が行っていた旅行業を分離して、(株) 農協観光が設立された際に保有したものである。 現在までにその一部を譲渡したものの、適当な処分先が見つからない。		H.元.10.20 ほか2回	旅行の申込等・土地の賃貸	
国土交通省	総合政策局 観光資源課								
経済産業省	製造産業局 自動車課	(社)日本自動車販売協会連合会	(株) 釧根自動車会議所	46,800株 (23.9)	当該企業が運営する会館に入居する団体の一員として応分の負担をするため、当該会館の株式を保有している。	S.56.7.8 ほか1回	理事(無報酬)が当該企業の取締役 事務室賃貸借契約		
国土交通省	自動車交通局 技術安全管理課		(株) 愛知県自販会館	1,600株 (16.3)	当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。(株) 愛知県自販会館については、愛知県自動車販売店協会が、段階的に株式を引き受ける意思表示があり一部処分が可能となったことから18年12月15日に一部を売却した。今後も処分を進める予定。	H.3.9.21 ほか8回	理事(無報酬)2名が当該企業の取締役社長、副社長 事務室賃貸借契約		
国土交通省	東北運輸局 管理課	(社)青森県自動車協会	(株) 青森県交通会館	2,775株 (2.8)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.38.3.26 ほか4回	会長及び副会長が当該企業の取締役を兼務		
青森県	警察本部 交通部交通規制課								
国土交通省	近畿運輸局 総務課	(財)神戸市都市整備公社	(株) 神戸サンセンタープラザ	21,945株 (14.6)	当該企業は、三宮市街地改造事業により建設されたサンプラザ等の管理運営のため設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.45.5.1 ほか4回	当法人の専務理事が当該企業の取締役に就任		
兵庫県	企画管理部 教育・情報局文書課		(株) 神戸ワイン	80株 (0.3)	当該企業は、神戸ワインを中心とした神戸ブランドの開発等、主として各種収益事業を積極的に増進することにより、アーバンリゾート都市農村版の実現に努めて、市民福祉の向上に寄与するために設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.59.9.22 ほか2回	当法人の専務理事が当該企業の取締役に就任		
			神戸マリンホテルズ(株)	20,000株 (1.7)	当該企業は、市民等に利用しやすい宿泊等の場を提供することによって、地域社会の発展等に寄与することを目的として設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.52.6.23 ほか1回			

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
国土交通省 兵庫県	近畿運輸局 総務課  企画管理部 教育・情報 局文書課	(財)神戸市都市 整備公社	(株)神戸商工貿 易センター	200株 (0.1)	当該企業は、海外の貿易事務所、観光施設、コンベンション施設等である神戸商工貿易センタービルの管理運営を行うため、神戸市の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 50. 7. 31 ほか2回	当法人の事務局が神戸商工貿易センタービルの一部を賃借
			神戸地下街(株)	1,214株 (0.6)	当該企業は、地下道と付属店舗を建設し、管理運営するため設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 2. 10. 5	
			(株)ケーブルテレビ神戸	200株 (0.5)	当該企業は、有線テレビジョン放送法に基づき神戸市西部を対象とするケーブルテレビ事業を行うために設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 5. 7. 31	
			(株)神戸ハーバーランド情報センター	100株 (0.3)	当該企業は、神戸ハーバーランド地区において、地区管理の中核的役割等を担う機構として設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 63. 4. 11	
			(株)神戸ニュータウン開発センター	60,000株 (3.5)	当該企業は、神戸市の開発する大規模な住宅団地において、商業施設等を計画整備等する事業主体として設立された神戸市の外郭団体である。神戸市の外郭団体統廃合の方針により、当法人が外郭団体である神戸都市振興(株)の営業譲渡を受けた際に譲り受けた株式である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 9. 3. 5	当法人の専務理事が当該企業の取締役
国土交通省 山口県	中国運輸局 総務課  警察本部交通 部交通企画課	(社)山口県自家 用自動車協会	(株)山口県自動 車会館	1,600株 (8.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 45. 8. 7	役員兼任1名
国土交通省 熊本県	九州運輸局 総務課  警察本部交通 部交通企画課	(社)熊本県自家 用自動車協会	(株)熊本県自動 車会館	700株 (4.8)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 45. 3. 23	役員兼任1名

[都道府県知事]

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
北海道	保健福祉部 保健医療局 健康推進課	(社)北海道歯 科医師会	(株)道歯企画	308株 (77.0)	当法人会員に対する損保業務は、個人代理 店を通して行っていたが、損保業務以外の収 益事業の取扱高が増加したことから、他県 の歯科医師会の対応も参考に(社)北海道歯 科医師会が主たる株主となり企業を設立。 当該企業は、顧客を当法人会員に限ってい ること、設立経緯から当法人と一体となつた 経営が必要なこと等から、株式保有への部外 者の参入はなじまない。	H.元.7.1 ほか1回	H.9.4から監査役を除く 当該企業役員15名全員が、 当法人役員を兼任 当法人の施設の一部を当 該企業の事務室等として賃 貸
		(社)札幌歯科 医師会		8株 (2.0)		H.元.7.1	H.9.4から監査役を除く 当該企業役員15名全員が、 当該法人が所属している (社)北海道歯科医師会の役 員を兼任
		(社)函館歯科 医師会		8株 (2.0)		H.元.7.1	H.9.4から監査役を除く 当該企業役員15名全員が、 当該法人が所属している (社)北海道歯科医師会の役 員を兼任
		(社)小樽市歯 科医師会		4株 (1.0)		H.元.7.1	H.9.4から監査役を除く 当該企業役員15名全員が、 当該法人が所属している (社)北海道歯科医師会の役 員を兼任
		(社)北見歯科 医師会		8株 (2.0)		H.元.7.1	H.9.4から監査役を除く 当該企業役員15名全員が、 当該法人が所属している (社)北海道歯科医師会の役 員を兼任
		(社)十勝歯科 医師会		8株 (2.0)		H.元.7.1	H.9.4から監査役を除く 当該企業役員15名全員が、 当該法人が所属している (社)北海道歯科医師会の役 員を兼任
		(社)室蘭歯科 医師会		4株 (1.0)		H.元.7.1	H.9.4から監査役を除く 当該企業役員15名全員が、 当該法人が所属している (社)北海道歯科医師会の役 員を兼任
		(社)釧路歯科 医師会		8株 (2.0)		H.元.7.1	H.9.4から監査役を除く 当該企業役員15名全員が、 当該法人が所属している (社)北海道歯科医師会の役 員を兼任
		(社)後志歯科 医師会		4株 (1.0)		H.元.7.1	H.9.4から監査役を除く 当該企業役員15名全員が、 当該法人が所属している (社)北海道歯科医師会の役 員を兼任
		(社)旭川歯科 医師会		8株 (2.0)		H.元.7.1	H.9.4から監査役を除く 当該企業役員15名全員が、 当該法人が所属している (社)北海道歯科医師会の役 員を兼任
		(社)苫小牧歯 科医師会		4株 (1.0)		H.元.7.1	H.9.4から監査役を除く 当該企業役員15名全員が、 当該法人が所属している (社)北海道歯科医師会の役 員を兼任
		(社)日高歯科 医師会		4株 (1.0)		H.元.7.1	H.9.4から監査役を除く 当該企業役員15名全員が、 当該法人が所属している (社)北海道歯科医師会の役 員を兼任
		(社)岩見沢歯 科医師会		4株 (1.0)		H.元.7.1	H.9.4から監査役を除く 当該企業役員15名全員が、 当該法人が所属している (社)北海道歯科医師会の役 員を兼任
		(社)美瑛歯科 医師会		4株 (1.0)		H.元.7.1	H.9.4から監査役を除く 当該企業役員15名全員が、 当該法人が所属している (社)北海道歯科医師会の役 員を兼任
		(社)留萌歯科 医師会		4株 (1.0)		H.元.7.1	H.9.4から監査役を除く 当該企業役員15名全員が、 当該法人が所属している (社)北海道歯科医師会の役 員を兼任
		(社)空知歯科 医師会		4株 (1.0)		H.元.7.1	H.9.4から監査役を除く 当該企業役員15名全員が、 当該法人が所属している (社)北海道歯科医師会の役 員を兼任
(社)稚内歯科 医師会		4株 (1.0)	H.元.7.1	H.9.4から監査役を除く 当該企業役員15名全員が、 当該法人が所属している (社)北海道歯科医師会の役 員を兼任			
(社)千歳歯科 医師会		4株 (1.0)	H.元.7.1	H.9.4から監査役を除く 当該企業役員15名全員が、 当該法人が所属している (社)北海道歯科医師会の役 員を兼任			

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係	
北海道	保健福祉部 保健医療局 食品衛生課	(財)北海道食 と健康財団	(株)ほくほく ファイナンシャ ルグループ	240,000株 (0.01%)	低金利時代において、当法人の事業活動を維持するために、当該企業の優先株を取得。 株式を処分することは、公益事業の安定的な継続に支障を来すこと及び市場流通性がないことから、処分は困難。	H17. 4. 14	預金口座を有する金融機関	
			(社)北海道産 炭地域振興セ ンター	(株)徳川	160株 (26.7)	当該企業は、千葉県の人形製造卸業が事業拡大と新たな生産拠点づくりとして、平成3年に赤平市に設立。 当法人は、閉山に伴う炭鉱離職者対策及び産炭地域振興対策から出資。 景気の低迷により売上が伸びず、創業以来赤字状態が続いており、財務状態は厳しい状況にあることから、株式買取期日を平成21年3月31日まで延長。	H. 4. 5. 20	
	経済部産業 立地推進局 資源エネル ギー課	(社)北海道産 炭地域振興セ ンター	(株)プラスチック 油化プラント	150株 (25.0)	廃プラスチックを熱分解させることによる油化事業を展開するために当該企業を設立。 当法人は、閉山に伴う炭鉱離職者対策及び産炭地域振興対策から出資。 なお、株式の引受期間は5年となっており、株式買取期日は平成13年2月28日。現在、今後の対応を検討中。	H. 8. 2. 29		
			三桂(株)	20,000株 (20.0)	当該企業は炭鉱閉山に伴い、新規事業の創造を図るため、農業用廃塩化ビニール再生処理及びペレット生産を目的に設立。 閉山に伴う炭鉱離職者対策及び産炭地域振興対策から出資。 円高の影響により、再生塩化ビニールの価格も当初予測を大きく下回り、業績が悪化。その後パネルの新製品開発に成功しているが、いまだに業績不振から脱却できないため、株式買取期日を平成22年3月31日まで延長。	H. 2. 2. 26		
			西川化学工業 (株)	4,000株 (12.5)	炭鉱閉山に伴う離職者雇用及び地域振興対策とポリエチレン製袋の安定生産体制を図るため、新工場での創業のための設備資金として出資。 ごみ袋の売上げは増加したが、米袋、買い物袋の受注が減少し、経営が低迷していることから、株式買取期日を平成21年3月31日まで延長。	H. 2. 5. 15		
			(株)ジャパンバ イオ	110株 (11.5)	平成2年、赤平市内にキノコの人工菌床を開発、製造、販売するために当該企業を設立。雇用対策と産炭地域振興対策として出資。 しいたけを中心とした菌床製造は、しいたけの東南アジアからの輸入増加などの影響により販売不振のため、株式買取期日を平成23年3月31日まで延長。	H. 2. 10. 31		
			(株)歌志内 ショッピングセ ンター	200株 (10.0)	ポスト石炭の地域対策として、商業の活性化と離職者の対策を図る目的で、第三セクターによる共同店舗を平成10年4月に設立。 地域の振興と雇用創出に寄与するものとして出資。初期設備投資の過大と売上が伸びず、資金繰りが悪化したことから、平成14年6月に核店舗を入替え再オープン。今後は売上増も期待できることから、株式買取期日を平成21年3月31日まで延長。	H. 10. 6. 30		
			(株)エコバレー 歌志内	100株 (6.3)	ポスト石炭の地域対策として廃棄物発電によるエネルギー供給を目的とした当該企業を設立。新しい産業群を形成し、地域の振興と雇用創出に寄与するものとして出資。 平成13年から操業しているが、設備投資や試運転等に時間を要し、本格操業に至っていない状況から株式買取期日を平成23年3月31日まで延長	H. 12. 4. 7		
			(財)北海道中 小企業総合支 援センター	(株)ヒルコ	20,000株 (14.3)	当法人は、中小企業の自己資金の充実を支援するため増資新株や転換社債の引受けを寄附行為に基づき行っている。契約変更で平成21年8月まで保有。	H. 10. 8. 26	当該企業は、当法人の投資育成事業に基づく投資育成先
				(株)デジック	400株 (12.5)	当法人は、中小企業の自己資金の充実を支援するため増資新株や転換社債の引受けを寄附行為に基づき行っている。買取契約者の資力等により継続保有しているが、他の買取予定者への買取交渉など取り扱いについて検討している。	H. 14. 11. 7	当該企業は、当法人の投資育成事業に基づく投資育成先
				(株)バナナクラ ブ	125株 (21.7)		H. 14. 9. 14	当該企業は、当法人の投資育成事業に基づく投資育成先
				(株)コムテック 2000	325株 (5.4)	当法人は、中小企業の自己資金の充実を支援するため増資新株や転換社債の引受けを寄附行為に基づき行っている。株式の引受けは、保有期限6年以内として、期間終了までに発行価格で投資先企業の関係者に売却することとしている。	H. 16. 2. 9	当該企業は、当法人の投資育成事業に基づく投資育成先
				ミヤ工業(株)	400株 (25.0)		H. 16. 10. 27	当該企業は、当法人の投資育成事業に基づく投資育成先
				(株)アルナリク べつ	100株 (20.0)	当法人は、北海道創作的中小企業育成条例の指定事業者であり、条例に基づき中小企業者等の新製品等の事業化のために発行株式の引受けを行っている。 買取契約者の資力等により継続保有しているが、他の買取予定者への買取交渉など取り扱いについて検討している。	S. 63. 3. 31	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先
インターフェイ スジャパン(株)	100株 (44.2)			H. 元. 11. 1	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先			
札幌実業(株)	400株 (22.2)		H. 9. 2. 27	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先				

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
北海道		(財)北海道中小企業総合支援センター	(株)アイ・セック	240株 (35.3)	当法人は、北海道創造的中小企業育成条例の指定事業者であり、条例に基づき中小企業者等の新製品等の事業化のために発行株式の引受けを行っている。 買取契約者の資力等により継続保有しているが、他の買取予定者への買取交渉など取り扱いについて検討している。	H. 9. 10. 14	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先
			(株)ウエノテック	20,000株 (40.0)		H. 9. 10. 1	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先
			(株)ソーラー技研	36,000株 (10.0)		H. 10. 3. 31	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先
			(株)テオン	200株 (22.2)	H. 10. 8. 27	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先	
			八戸ファームウェアシステム	400株 (16.1)	当法人は、北海道創造的中小企業育成条例の指定事業者であり、条例に基づき中小企業者等の新製品等の事業化のために発行株式の引受けを行っている。株式の引受けは、保有期限10年以内として、期間終了までに発行価格で関係者に売却することとしている。	H. 10. 12. 25	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先
			(株)エーオーエス	240株 (35.3)		H. 11. 9. 21	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先
			(株)ムーシステム	200株 (38.5)	H. 11. 9. 9	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先	
			(株)エルフィン	200株 (23.0)	H. 12. 9. 1	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先	
			日栄電機工業(株)	1,000株 (25.0)	H. 12. 12. 20	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先	
			(株)ワールドワーク	160株 (35.6)	H. 12. 12. 26	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先	
			(株)北海道バイオインダストリー	50株 (24.3)	H. 12. 12. 1	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先	
			(株)ネイクス	400株 (6.7)	H. 13. 8. 28	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先	
			(株)アイティブプロジェクト	150株 (30.0)	H. 13. 12. 13	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先	
			(株)フードビジネスシステムズ	199株 (49.8)	H. 14. 3. 16	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先	
			(株)ブラムネット	200株 (19.2)	H. 14. 8. 6	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先	
			(株)テクノフェイス	400株 (25.3)	H. 14. 7. 6	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先	
			(株)インジェネックスバイオテクノロジーズ	8,000株 (29.4)	H. 15. 1. 11	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先	
			北海道トクサン(株)	200株 (22.2)	H. 15. 1. 31	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先	
			アネカムジャパン(株)	160株 (8.6)	H. 15. 3. 27	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先	
			(株)白石ゴム製作所	6,000株 (8.3)	H. 15. 10. 21	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先	
			(株)サイバーブルー	160株 (26.7)	H. 15. 12. 13	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先	
			(株)オンコレックス	43株 (0.9)	H. 16. 6. 4	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先	
			(株)アートパラディム	100株 (38.5)	H. 16. 5. 26	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先	
			(株)メディア・マジック	200株 (21.6)	H. 16. 6. 23	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先	
			(株)バイオミューランス	125株 (5.3%)	H. 17. 3. 23	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先	
			(株)ネクストウェーブ	120株 (27.3%)	H. 17. 7. 19	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先	
			(株)ファーストプレス	14株 (1.9%)	H. 17. 9. 28	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先	
株式会社フレックス	10,000株 (16.7%)	H. 17. 11. 30	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先				
株式会社プロマイト	100株 (9.0%)	H. 18. 6. 24	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先				
株式会社G E L - Design	25株 (3.9%)	H. 18. 6. 30	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先				
カネジン食品株式会社	100株 (11.9%)	H. 18. 8. 25	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先				
株式会社ハイドロデバイス	500株 (25.0%)	H. 18. 8. 31	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先				

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
北海道		(財)北海道中小企業総合支援センター	イオ・スタイル(株)	5,000株 (12.5%)	当法人は、北海道創造的中小企業育成条例の指定事業者であり、条例に基づき中小企業者等の新製品等の事業化のために発行株式の引受けを行っている。株式の引受けは、保有期限10年以内として、期間終了までに発行価格で関係者に売却することとしている。	H 18. 11. 17	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先
			札幌高級鍾物(株)	15,000株 (15.0%)	当法人は、中小企業の自己資金の充実を支援するため増資新株や転換社債の引受けを寄附行為に基づき行っている。株式の引受けは、保有期限6年以内として、期間終了までに発行価格で投資先企業の関係者に売却することとしている。	H 19. 3. 16	当該企業は、当法人の投資育成事業に基づく投資育成先
			北海道バイオエタノール(株)	200株 (1.1%)	当法人は、北海道創造的中小企業育成条例の指定事業者であり、条例に基づき中小企業者等の新製品等の事業化のために発行株式の引受けを行っている。株式の引受けは、保有期限10年以内として、期間終了までに発行価格で関係者に売却することとしている。	H 20. 1. 21	当該企業は、当法人が条例事業に基づき実施する投資育成先
	農政部農村振興局農業施設管理課	(社)北海道土地改良設計技術協会	(株)エヌディブル	320株 (8.0)	当該企業の施設の利用により、法人活動が経済的に実施できるため株式を取得。 平成15年10月、平成16年10月及び平成17年10月にそれぞれ20株ずつを処分。今後とも当該企業と継続して交渉。	S. 60. 12. 1	当法人の事務所等について賃貸借契約の関係
			(社)北海道土地改良建設協会	520株 (13.0)	当法人の前身である任意団体から寄付を受けたもの。 平成15年10月、平成16年10月及び平成17年10月にそれぞれ20株ずつを処分。今後とも継続して交渉。	S. 60. 12. 18	
	農政部食の安全推進局畜産振興課	(社)北海道ホルスタイン協会	(株)ジャパンホルスタインリーディングサービス	5,760株 (3.4)	当該企業は、設立当時から営利を主目的とすることなく、企業の利益はすべて利用者に還元することとしており、こうした企業の方針を維持するため、当法人が意見を述べるなど監査役としての機能を持つことを目的に株式を保有。 設立当初の所有経過もあり、株式の売却に対して、理事の理解等を得るのに時間を要するとともに、処分先が見つからない。	S. 46. 7. 8 ほか3回	
	水産林務部水産局水産振興課	(財)松山漁業振興協会	(株)ほくほくファイナンシャルグループ	1,000,000株 (0.06)	低金利時代において、当法人の事業活動を維持するために、当該企業の優先株を取得。 株式を処分することは、公益事業の安定的な継続に支障を来すこと及び市場流通性が無いことから、処分は困難。	H17. 4. 14	
	建設部住宅局住宅課	(財)北見振興公社	(株)グリーンズ北見	215株 (5.6)	当該企業は、北見市内の地場農産物の付加価値向上を目的として北見市、当法人、農協等が出資して設立。当該企業は地域農業の振興や雇用の拡大に寄与するもので、公益性があると考え、株式を保有。 当該企業の、主要株主である農業団体に引き受けてもらうべく交渉中であるが、農業団体の経営状況から一括での引き受けは困難であるため、分割による引き受けについて、引き続き交渉を行っているものの、農業団体の経営上の事情などから、現時点で合意に至っていない。	S. 61. 4. 1 ほか7回	
	建設部建設管理局建設情報課	(社)室蘭建設業協会	(株)ドーコン	4,200株 (3.5)	当該企業の株式については、当初、室蘭建設業協会(当時は任意団体)が保有していたが、社団法人化に際し、(株)室蘭建設会館に譲渡されたものである。 その後、(株)室蘭建設会館の解散(平成9年12月)に伴い、所有株式を売却しようとしたが買い手がなく、(株)室蘭建設会館の会員でもあり、前保有者でもあった当法人が引き受けたものである。 適当な処分先が見つからない。	H. 11. 2. 26	
(社)函館建設業協会				4,200株 (3.5)	北海道の開発事業の円滑な遂行を図るため、建設各分野の技術を統合して、迅速、確実に企画・調査・設計・監理を一貫して行う	S. 35. 6. 13 ほか4回	
(社)札幌建設業協会				12,000株 (10.0)	総合コンサルタントの必要性の要望が起こり、地方自治体をはじめ、建設業団体や民間企業が参加して当該企業を設立。	S. 35. 6. 13 ほか4回	
(社)旭川建設業協会				4,200株 (3.5)		S. 35. 6. 13 ほか5回	
(社)北海道建設業協会		北海道建設業信用保証(株)	13,000株 (1.6)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律の制定に伴い、北海道の出資の下、道内業界挙げて設立した経緯から、同企業の発足30周年記念として倍額増資した際に、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 57. 10. 1 ほか1回	理事3名が当該企業の非常勤取締役を兼任	
北海道警察本部交通部交通企画課	(社)名寄交通安全協会	(株)名寄自動車学園	65株 (6.5)	当該企業は、当法人が公益事業として営業していたものであるが、昭和56年、経営悪化のため企業として分離させた。その際、全株式の50%を取得するに至ったが、うち30%については処分済み。 平成19年度に135株を処分済みで、平成20年度中に残り65株を処分する予定	S. 56. 4. 1 ほか1回	当法人の非常勤役員3人を当該企業に派遣。 当該企業は当法人に対し会費納入。	
青森県	環境生活部国際課	(財)田子町にんにく国際交流協会	(株)ファーストインターナショナル	10株 (0.5)	輸出入業を営む会社を設立するに当たり共同出資依頼があり、海外取引も考えて株式を保有するに至った。 現在は海外取引等の予定もなく保有する必要がないことから、売却を申し入れている状況である。	H. 6. 9. 26	



所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
青森県	商工労働部 観光企画課	(社)弘前観光 コンベンション 協会	(株)みちのくら ンド	10株 (0.5)	平成2年当時、第三セクター方式によるリ ゾート開発が盛んに行われていたが、リゾート 施設の整備が観光産業の発展にもつながる と考えられたことから、当法人もその活動に 寄与するため、株式の取得を行ったものでは ある。 現在(株)みちのくらンドはレジャー施設建 設予定地の取得を一部断念し、事業を縮小し て今後の事業展開方向を検討している段階で あるため、適当な処分先が見つからない状況 である。 また、弘前リゾート開発(株)は解散し、現 在管財人により清算中である。	H. 2. 5. 12	
			弘前リゾート開 発(株)	20株 (0.2)		H. 2. 5. 1	
	商工労働部 観光企画課	(社)弘前観光 コンベンション 協会	青森県信用組合	20口 (0.0002)	一時借入の資格を保持するために保有する こととなった。 当該企業の会員であることが一時借入の要 件となっているため、処分することが困難で ある。	S. 45. 4. 11	
			東奥信用金庫	100口 (0.0004)	S. 45. 4. 11		
	農林水産部 総合販売戦 略課	(社)青森県産 業振興協会	青森県物産(株)	30株 (7.5)	当法人が管理運営する観光物産館の大口テ ナントであり、配当割合が高く、当法人の公 益事業の安定的・積極的な遂行に資するた め、保有しているものであるが、今後、株式 保有に係る指導監督基準及び運用指針に沿 って対応していきたい。	S. 60. 9. 9	当該企業は当法人が管理 運営する観光物産館の大口 テナント
				30株 (7.5)	当該企業は設立時からの当法人会員であ る。配当割合が高く、当法人の公共事業の安 定的・積極的な遂行に資するため、保有して いるものであるが、今後、株式保有に係る指 導監督基準及び運用指針に沿って対応してい きたい。	S. 60. 8. 27	当該企業は設立時からの 当法人会員
	県土整備部 建築住宅課	(社)青森県建 築士会	(株)建築住宅セ ンター	100株 (8.3)	当該企業は、建築基準法に基づく建築物等 の指定確認検査機関として、住宅の安全性向 上を図ることを目的に第三セクター方式によ り設立された。当法人の運営に当たり、当該 企業の直接間接の理解と協力が不可欠なこ とから、出資を通じて当該企業を支援するた め、株式を保有している。 このように公益性の高い事業を行う第三セ クターの株式については、処分が困難。	H. 11. 6. 16	
			(社)青森県宅 地建物取引業 協会	キャプテンあお もり(株)	40株 (2.4)	当該企業は、宅地建物に関する情報提供 サービスを目的に設立。当法人は、当該企業 が保有する情報を必要不可欠としており、出 資を通じて当該企業を支援するため、株式を 保有。	S. 60. 7. 23
	警察本部交 通部交通規 制課	(社)青森県自 動車協会	(株)青森県交通 会館	2,775株 (2.8)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員とし て応分の負担をするために株式を保有してい る。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S. 38. 3. 26 ほか4回	会長及び副会長が当該企 業の取締役を兼務
岩手県	保健福祉部 医療国保課	(社)岩手県医 師会	(株)アイビー シー岩手放送	150株 (0.029)	当該企業からの出資の要請を受けて株式を 保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 29. 3. 1 ほか2回	県医師会提供のラジオ番 組を毎週1回放送中
			(株)岩手日報社	100株 (0.025)	当該企業からの出資の要請を受けて株式を 保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 37. 7. 2	健康に関する情報等を毎 月最終火曜日朝刊に掲載
			岩医厚生(株)	200株 (100)	当法人に関連する生命保険、損害保険等の 各種保険取扱業務を実施するために、全株を 保有して当該企業を設立。 適当な処分先が見つからない。	S. 53. 3. 27 ほか1回	会長が、副会長、理事3 名、監事がそれぞれ当該企 業の社長、副社長、取締役 又は監査役を兼任
	県土整備部 建設技術振 興課	(社)岩手県建 設業協会	東日本建設業保 証(株)	13,867株 (0.3)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に 関する法律に基づき、建設工事請負契約の適 正な施行と建設業の健全な発展を目的とし て設立。当該企業から当法人に株式保有の要 望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡 充を期するため保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 27	岩手県建設会館に東日本 建設業保証(株)が岩手支店 を開設 東日本建設業保証(株)岩 手支店職員が(社)岩手県建 設業協会監事の1人に就任

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係			
宮城県	経済商工観 光部新産業 振興課	(財)みやぎ産 業振興機構	東日本フーズ (株)	110株 (11.9)	中小企業の資本の充実強化を図るため、昭和42年から直接投資事業を県単独事業(企業振興投資事業)として実施。 当法人が企業からの増資事業計画を審査の上、増資新株を引き受けている。 増資新株等の引受期間は6年以内と決めている。県内中小企業の資本の充実による地域産業の育成のための事業であり、一般の投資とは異なるため、株式の処分は困難。	H.15. 1.23				
			(株)松や	400株 (22.0)		H.15. 3.13				
			(株)南光台金物	400株 (33.3)		H.15. 7.15				
			キョーユー(株)	2,000株 (22.5)		H.15. 8. 7				
			(株)登米精巧	160株 (21.0)		H.15.11.13				
			(株)富谷金物	400株 (34.5)		H.16. 4. 8				
			(株)リバイブ	100株 (20.0)		H.16. 9.10				
			モットーキュー (株)	170株 (42.5)		H.17. 3.11				
			(株)ティ・ディ・ シー	200株 (33.3)		H.17. 4. 6				
			光洋精機(株)	1,200株 (18.8)		H. 1. 9.19				
			(株)丸琴	9,900株 (49.5)		H. 7. 8. 1				
			空調企業(株)	200株 (25.0)		H.11.12.10				
			農林水産部 森林整備課	(社)宮城県林 業公社		東北電力(株)	199,567株 (0.0002)	法人設立時に県から現金で出資を受けたが、その後、法人から県からの出資金のうち一部を県保有株式と交換したい旨の申出があり当該株式と交換した。なお、定款により出資金は基本財産とされており、株式の処分は困難。	S.41. 8.31	
			土木部事業 管理課	(社)宮城県建 設業協会		(株)宮城県建設 会館	9,975株 (15.4)	当該企業は、当法人が入居するビルを建設管理するため設立され、その後、平成8年に現ビルを建設するときも同様に主体となった会社である。そのときの資金調達を進める際、全会員に出資協力を求め株の取得を依頼したが、一部不足を生じたので協会として出資したもの。その後、退会会員からは持分株の引受け要求があり、また、入会員には株引受けを求めてきたが、その過不足分は経過等からして応じざるを得ず、現在も保有している。	S.39. 1.30 ほか7回	協会会長が当該企業の代表取締役、副会長4名が取締役に、常任理事6名が取締役に就任
東日本建設業保 証(株)	6,741株 (0.2)	当該企業は、受発注者側双方の要望により設立され、また、当時の建設省の依頼もあり株を取得した。協会会員の要望を会社事業に反映させるための発言権を有するのに必要なため保有している。			S.39.11.30					
秋田県	総務企画部 市町村課	(財)にかほ 市開発公社	鳥海幹立観光 (株)	2,000株 (1.0)	昭和47年、鳥海ブルーライン(有料道路)のオープンに合わせ、地域住民の雇用促進や観光客への便宜を図るため、町は鳥海山五合目に国民保養センターを建設。この施設の運営を、本郷・小滝地区住民が主体となって設立した当該企業に委託した経緯から、その健全経営を図るため、町が株主として参画し、当法人も株を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.47. 7.28				
			健康福祉部 福祉政策課	(社)雄和町種 沢自治会	秋田中央交通 (株)	195株 (0.01)	種沢地区のバス路線開設時に地域福祉の振興に資することから出資。 適当な処分先が見つからない。	S.44. 3.25		
	健康福祉部 医療事業課	(社)秋田県医 師会	(株)秋田メディ カルサービス	160株 (26.7)	従来、当法人で会員の福利厚生のため生命保険契約の募集及び掛け金の集金業務を行っていたが、当該事務を廃止し、新たに会員である医師が発起人となり当該業務を行う当該企業を設立。その際に株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.58. 9. 1 ほか1回	当該企業の業務の範囲を 当法人会員に限定			
			(社)秋田市医 師会	40株 (6.7)		S.58. 9. 1 ほか1回				
			(社)大館北秋 田医師会	40株 (6.7)		S.58. 9. 1 ほか1回				
			(社)男鹿市南 秋田郡医師会	40株 (6.7)		S.58. 9. 1 ほか1回				
			(社)湯沢市雄 勝郡医師会	40株 (6.7)		S.58. 9. 1 ほか1回				
			(社)由利本荘 医師会	40株 (6.7)		S.58. 9. 1 ほか1回				
			(社)横手市医 師会	40株 (6.7)		S.58. 9. 1 ほか1回				
			(社)大曲仙北 医師会	40株 (6.7)		S.58. 9. 1 ほか1回				
(社)能代市山 本郡医師会	40株 (6.7)	S.58. 9. 1 ほか1回								
(社)鹿角市鹿 角郡医師会	40株 (6.7)	S.58. 9. 1 ほか1回								

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
秋田県	建設交通部 建設管理課	(社)秋田県建設業協会	東日本建設業保証(株)	3,163株 (0.08)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。	S.47.11.1	ほか1回
				561株 (0.01)		S.39.11.30	
				373株 (0.009)		S.39.12.1	
		(社)由利建設業協会	由利高原鉄道(株)	160株 (8.0)	第三セクターとしての当該企業を円滑に運営するため保有。 適当な処分先が見つからない。	S.60.2.28	
				(社)秋田県仙北建設業協会	秋田内陸縦貫鉄道(株)	180株 (3.0)	国鉄改革に伴い、沿線地域の産業、経済、文化などあらゆる分野の振興や住民生活の安定向上を図る重要な交通機関として、地域住民の期待にこたえるため株式を保有。
		(社)北秋田建設業協会	180株 (3.0)	S.60.2.2			
		(社)秋田市建設業協会	(株)インフォメーションプラザ秋田	60株 (2.0)	秋田市が関連団体と共同してキャブテンシステムによる情報の伝達を拡げる事業を推進しており、その協力呼び掛けに応じるため株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.62.6.22	会長が当該企業の取締役に就任
(社)米沢市医師会	(株)ニューメディア米沢			10株 (0.2)	当該企業は、昭和61年に第三セクター(山形県及び米沢市が主な出資者)として設立。広域情報ネットワークを構築し、各種情報を提供。医療情報を提供するため当法人に協力要請があり出資。 適当な処分先が見つからない。	S.61.6.5	
山形県		健康福祉部 健康福祉企画課	(社)長井青年会議所	山形鉄道(株)	10株 (0.1)	当該企業は、鉄道事業を行う第三セクター。当該企業の設立に際し要請があり出資。 適当な処分先が見つからない。	S.63.5.6
	(社)新庄青年会議所				新庄TCM(株)	2株 (0.6)	当該企業は、市民参加型のまちづくり会社。当該企業の設立に際し要請があり出資。 適当な処分先が見つからない。
山形県	健康福祉部 観光振興課	(社)東根市観光物産協会	さくらんぼ東根まちづくり(株)	1株 (0.5)		同株式会社は、東根市の「都市計画マスタープラン」に基づき事業を推進する市民組織のTMOとして設立されたものであり、同社の要請を受けて、東根市のまちづくりの推進を期する観点から株式を取得。 適当な処分先が見つからない。	H.15.7.31
				土木部建設企画課	(社)山形県建設業協会	(株)山形県建設会館	23,557株 (4.8)
(財)酒田建設会館	(株)酒田ビーエフアイ	9,411株 (2.3)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。 適当な処分先が見つからない。				S.43.12.23
		(社)西置賜建設業協会	(株)山形県建設会館	140株 (1.7)	保有に至った経緯等は不明。 適当な処分先が見つからない。	S.42.2.1	ほか3回
(財)酒田建設会館	(株)酒田ビーエフアイ			100株 (50.0)	当該企業は、大学の学生寮の建設をPF1方式で行うため設立。当該企業の設立に際し酒田市等から要請があり出資。 適当な処分先が見つからない。	H.12.11.15	理事長が当該企業の代表取締役に、常務理事2名が取締役に就任
		福島県	企画調整部 エネルギー課	(財)福島県いわき地区漁業調整基金	(株)いわき市観光物産センター	300株 (3.0)	当該企業は、いわき市の観光と物産振興の中核的施設として地場産業や地域経済の活性化に寄与することを目的に小名浜港に設立された第三セクター。当法人がいわき市内の12漁協を構成員としていることから、当該企業の設立に当たり要請を受けて資本参加。 株式は、未公開無配当であるため、当分の間処分は困難。
総務部市町村行政課	(財)猪苗代町振興公社					(株)会津地鶏ネット	50株 (9.1)
		総務部市町村行政課	(財)棚倉町活性化協会	(株)ルネサンス棚倉	100株 (10.0)		棚倉町が活性化の起爆剤として整備をしたルネサンス棚倉について、管理運営を行う当該企業を第三セクターとして設立。その際に構成メンバーとして出資。 当該企業は第三セクターであることから株式の処分は困難。
保健福祉部 医療看護課	(社)福島市医師会				(株)インフォメーションネットワーク福島	20株 (0.4)	第三セクターである当該企業設立時に当法人へ協力依頼があり、公共性が高いため、設立準備段階から関わってきた経緯で保有。 株式は、未公開無配当であり、また今後も無配当と見込まれることから処分は困難。
		(財)穴澤病院	会津鉄道(株)	10株 (0.03)		第三セクターである当該企業設立時に当法人へ協力依頼があり、公共性が高く、地域振興に寄与するものであるため引き受けたもの。	S.62.5.28
(財)温知会	100株 (0.3)				S.62.4.10		

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
福島県	保健福祉部 医療看護課	(財)大原綜合 病院	(株)インフォ メーションネッ トワーク福島	20株 (0.4)	第三セクターである当該企業設立時に当法人に協力依頼があり、公共性が高いため、設立準備段階から関わってきた経緯で保有。 株式は、未公開無配当であり、また今後も無配当と見込まれることから処分は困難。	S. 61. 5. 20	
			(株)福島ゴルフ クラブ	9株 (3.3)	当該企業との取組から取得したもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 35. 6. 1	
	(財)太田綜合 病院	(株)福島情報処 理センター	(株)太田メディ カルショップ	30株 (1.5)	非上場株式	S. 40. 9. 1 ほか2回	取引先
			(株)東山パーク ホテル	100株 (25.0)	非上場株式	H. 6. 9. 1	取引先
	(財)竹田綜合 病院	(株)エフエム会 津	(株)東山パーク ホテル	300株 (0.3)	企業より依頼にて購入。買い取りの依頼を申請しているが、現在のところ売買には至らない。	S. 34. 11. 6	当該特定企業との出資関係
			若松ガス(株)	1,800株 (2.6)	企業より依頼にて購入。買い取りの依頼を申請しているが、現在のところ売買には至らない。	S. 35. 9. 8	当該特定企業との出資関係
			会津鉄道(株)	250株 (0.8)	第三セクターである当該企業設立時に、自治体より協力依頼があり、公共性が高く、地域振興に寄与するものであるため引き受けた。株式は未公開無配当であり、また今後も無配当と見込まれることから処分は困難。	S. 62. 5. 28	
(財)会田病院	(株)小池メディ カル	200株 (0.05)	企業より依頼により購入。第三セクターである当該企業設立当初に同社からの株式処分依頼に応じて取得。適当な処分先が見つからない。	H. 8. 8. 30	特定企業との出資関係		
	(財)会田病院	(株)小池メディ カル	200株 (0.05)	資産運用の目的で保有(未公開株)。	H. 14. 8. 27	取引企業	
商工労働部 団体支援課	(社)郡山商工 会議所会館	(株)福島情報処 理センター	(株)福島情報処 理センター	300株 (15.0)	当該企業の設立の際に、当法人が中心となったことなどから株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 40. 8. 12	
			(社)会津青年 会議所	会津鉄道(株)	10株 (0.03)	会津線が廃止対象路線とされ、県主導で第三セクターとなった際に、その公共性を考慮し、地域の公益法人として出資。 適当な処分先が見つからない。	S. 62
	(社)福島青年 会議所	(株)インフォ メーションネッ トワーク福島	(株)エフエム会 津	2株 (0.2)	第三セクターとしての当該企業の公共性を考慮し、地域内における情報通信の活性化を推進するため株を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 8	
			(株)インフォ メーションネッ トワーク福島	20株 (0.4)	当該企業から協力要請され株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	不明	
(社)いわき青 年会議所	(株)いわき市観 光物産センター	20株 (0.2)	合併統合した(社)磐城青年会議所【解散済】が保有していた当該株式を、残余財産とともに一時的に引き受けたもの。 引受先を探しているが、未公開無配当であり、当分の間処分は困難。	H. 18. 1. 11	テナントとして事務局が入居。		
商工労働部 商工総務課	(財)いわき市 産業振興公社	(株)いわき市観 光物産センター	20株 (0.2)	当法人と当該企業は、いずれもいわき市の出資法人であり、協力を求められ保有。 引受先を探しているが、未公開無配当であり、処分が困難である。	H. 8. 10. 22	当法人の理事長は、当該企業の代表取締役就任	
保健福祉部 社会福祉課	(財)福島民報 厚生文化事業 団	(株)福島民報社	8000株 (20.0)	(財)小針育英財団の解散に伴い同財団が基本財産として保有していた株式の寄付を受けた。当該株式は非上場のため売買が極めて困難である。なお、額面は200万円である。	H. 18. 4. 13	当該企業から基本財産の出資を受けており、理事9名中当該企業から3名が就任	
茨城県	企画部事業 推進課	(財)茨城県開 発公社	つくば国際貨物 ターミナル(株)	600株 (10.6)	当法人は、県内立地企業に対する利便性の提供を目的として、インランドデポ(内陸通関拠点)施設整備事業を推進しており、同施設の借主である当該企業(県、地元市、通関業者等が出資)の経営の安定化及び経営状態を掌握するため出資。 現在、保有株の処分に向け調整を進めているが、適当な処分先が見つからない。	H. 9. 2. 1	当該公益法人の常務理事が当該営利企業の非常勤取締役就任
	保健福祉部 厚生総務課	(財)霞ヶ浦成 人病研究事業 団	(株)八王子薬劑 センター	60株 (13.0)	(学)東京薬科大学、(社)東京都薬劑師会八王子支部及び当法人の三人で、八王子市及び周辺地域の医療機関の患者に対する調剤、薬学生及び薬劑師の調剤実務研修、並びに緊急災害の医薬品の備蓄管理のほか、医薬品の副作用情報収集・管理等を行うことを目的として当該企業を設立。 株式の処分は、公益性の高い企業であることから困難。	H. 3. 7. 9	
	農林水産部 園芸流通課	(社)園芸いば らき振興協会	茨城化工(株)	80株 (40.0)	当該企業は、本県における農業用使用済プラスチックの処理のため、県が中心となり誘致し、昭和61年7月24日に設立されたが、使用済プラスチックの再生処理を継続かつ安定的に行わせるため、当法人の前身である(社)茨城県農業用プラスチック処理協会(平成10年3月31日に解散)が県の補助を受けて出資し、株式を保有。 株式の保有は、健全な事業運営を図り、継続的、安定的な使用済プラスチックの処理を行うために必要。	H. 10. 7. 29	当法人が行う農業用使用済プラスチックの中間処理のうち、再生処理を当該企業に委託 理事が当該企業の取締役就任
栃木県	産業労働観 光部観光交 流課	(社)日光観光 協会	(株)日光自然博 物館	2株 (0.03)	当該企業は、日光の活性化を図るために、県、日光市、関連企業等により設立された第三セクターで、公益的見地から株式を保有。 公益性の高い第三セクターの株式であり、処分が困難。	S. 63. 11. 1	
	県土整備部 監理課	(社)栃木県建 設業協会	東日本建設業保 証(株)	26,377株 (0.6)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適切な履行及び建設業の健全な発展を目的として設立。保証事業の促進及び前払い制度の拡充を期する上から保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 32. 1. 10 ほか数回	

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
栃木県	産業労働観光部 観光交流課	(社) 那須観光協会	那須未来(株)	5株 (2.3)	当該企業は、那須町と地元経済団体が共同出資し、那須町の地域活性化と協働の町づくりを進めるため設立した企業であり、当該公益法人は、公益的見地から共同出資に賛同し株式を取得。 公益性の高い企業の株式であり、処分が困難。	H.20. 1.31	会長が取締役に就任
群馬県	生活文化部 国際課 産業経済部 観光局 観光物産課 (共管)	(財) 群馬県観光国際協会	武蔵山観光開発(株)	44,000株 (5.8)	当該企業は、武蔵山周辺でのレクリエーション活動の活性化を図るため、県、当法人及び関連企業等により設立された第三セクターで、公益的見地から株式を保有。 公益性の高い第三セクターであり、処分は困難。	S.54. 8. 1	専務理事が当該企業の取締役に就任
			(株) エフエム群馬	640株 (4.0)	当該企業は、地域に密着した情報を群馬県民に提供するために県、当法人及び関連企業等により設立された第三セクターで、公益的見地から株式を保有。 公益性の高い第三セクターの株式であり、処分は困難。	S.59.12.18	専務理事が当該企業の監査役に就任
埼玉県	産業労働部 企業誘致・経営支援課	(財) 埼玉県中小企業振興公社	(株) ホビーベースイローサマリ	50株 (1.4)	「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(廃止)」に基づき投資事業を実施していた(財)埼玉県創造的企業投資育成財団と、平成16年12月28日付けで統合したことによって保有することとなった。 投資原資となっている県貸付金の要綱において、投資企業の株主比率安定等の観点から株式公開前の株式の譲渡が原則、禁じられている。	H.12.12. 1	投資先企業
			(株) 協真エンジニアリング	50株 (0.9)		H.15. 2.25	
			(株) メディアファイブ	300株 (5.6)		H.13. 3.28	
			(株) メガオプト	70株 (2.3)		H.15. 3.19	
			(株) ウイズネット	200株 (2.2)		H.16. 2. 7	
			ファイバーラボ(株)	66株 (0.6)		H.16. 3.31	
			産業労働部 産業労働政策課	(財) 川口工業会館		新日本製鐵(株)	
農林部 農業政策課	(財) 埼玉県農協福祉事業団	(株) むさしの村	400,000株 (100)	財団が取り組んでいる各種活動に賛同し寄付されたもの。適切な処分先が見つからない。	H18. 2.28		
県土整備部 建設業課	(社) 埼玉県建設業協会	東日本建設業保証(株)	5,058株 (0.1)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適切な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期するため保有。 適当な処分先が見つからない。	S.47.11.28 ほか1回	当該企業の埼玉支店長が 当法人の監事に就任	
都市整備部 公園課	(財) 埼玉県公園緑地協会	埼玉高速鉄道(株)	200株 (0.0001)	当該企業から、安定した経営基盤の確立と当協会との業務連携強化のため、出資の依頼があった。 当該企業は、埼玉県が出資している第三セクターの鉄道会社であり、同鉄道は、当法人が管理運営する施設への重要な交通手段である等の理由から相互の協力は不可欠であると判断し、株式を保有した。 株式を譲渡するには、当該企業の取締役会の承認が必要であり、適当な処分先が見つからない。	H.15. 1.14	当法人の理事長が当該企業の取締役に就任	
産業労働部 観光振興室	(社) 小江戸川越観光協会	(株) まちづくり川越	1株 (1.4)	当該企業の中心市街地の活性化を図るという設立趣旨に賛同して出資し、保有することとなった。 株式の処分について検討中。	H.20. 3. 3		
千葉県	商工労働部 観光課	(財) 千葉県観光公社	鹿野山水道(株)	10,000株 (5.0)	当法人が、国民宿舎鹿野山センターの管理運営を受託するに当たり、同センターが標高300m余の山地にあり、水の確保が困難であったことから、必要な水を確保し、安定的な給水を受けるため当該企業の株式を取得。 適当な処分先が見つからない。	S.44. 5.20 ほか1回	
			千葉県レクリエーション都市開発(株)	4,000株 (0.4)	当該企業は、県が策定するレクリエーション都市整備計画に基づき、レクリエーション都市整備を図り、地域経済の発展、住民の福祉の向上に資するため設立。当該企業の事業は、当法人の事業と観光客の誘致等関係が深いことから株式を取得。 適当な処分先が見つからない。	S.50. 2.28	理事長が当該企業の取締役に就任→(平成20年8月5日辞任)
	県土整備部 建設・不動産課	(社) 千葉県建設業協会	(株) 千葉県建設業センター	4,550株 (0.9)	当法人の前身である(社)千葉県建設業中央会及び建設業団体の事務所ビル建築のため建設業者が出資して設立。昭和63年9月、当該企業の経営安定のため増資したが、無配のため予定の出資が得られず不足分を当法人が引き受けたもの。 処分先を検討しているが、無配のため引受け先が見つからない。	S.63. 9	当該企業は当法人が入居するビルの所有者
	県土整備部 県土整備政策課	(財) 千葉県まちづくり公社	千葉ニュータウン駅前センタービル(株)	124,758株 (48.0)	千葉ニュータウン事業に協力した土地提供者が、都市経営に参画し、生活再建を図り、併せて駅前への購買施設の建設・運営によるニュータウン入居者への利便を図り、もって入居者と土地提供者が一体となって新しい地域振興、コミュニティー形成を図ることを目的として当該企業を設立。県企業庁の要請により出資。 当該企業の設立趣旨等から処分先を検討しているが、適当な処分先が見つからない。	S.56. 7.23 ほか1回	
千葉テレビ放送(株)			81,332株 (2.5)	(財) 千葉県開発公社の解散の際、当該企業が保有していた株式を同公社からの要請により譲り受け、また、地域のマスメディアとして事業を行っている当該企業に出資。 公共放送を維持し、安定株主を確保する必要があることから、適当な株式譲渡先を検討しているが、いまだに見つからない。	S.52. 7.13 ほか2回		

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係	
千葉県	県土整備部 県土整備政 策課	(財)千葉県ま ちづくり公社	京葉都市サービ ス(株)	100,000株 (5.0)	海浜ニュータウン検見川地区において、地 域冷暖房による熱供給をもって、居住の快適 と利便性、省エネルギー、公害防止等を図る 事業を行っている当該企業を育成するため、 県企業庁の要請により出資。 公共性の高い第三セクターであり、適当な 株式譲渡先を検討しているが、いまだに見つ かっていない。	S.50. 5.16	当法人所有の検見川地区 サービスセンタービルの清 掃事業を委託	
			千葉県レクリ エーション都市 開発(株)	9,960株 (1.0)	当該企業は、県の施策であるレクリエー ション都市整備計画に基づき、レクリエー ション都市の建設を効果的に推進するため、 基盤整備としての公共事業と民間エネルギ ーの導入を目的とした第三セクター。県の要請 により出資。 公共性の高い第三セクターであり、適当な 株式譲渡先を検討しているが、いまだに見つ かっていない。	S.52. 6. 1		
	県土整備部 建築指導課	(社)千葉県建 築士会	(株)千葉県建 築士会館	150株 (0.5)	当該企業設立発起人の遺族から寄付された ものとして保有。 株式の取得金額が少額であり、経緯を考慮 すると、保有については、やむを得ないもの である。	S.60. 7.30	当法人の会員が同社の株 主となっている	
			(株)千葉県建 築住宅センター	100株 (100)	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基 づく住宅性能表示制度の実施のため、指定住 宅性能評価機関の設立が必要となり、当法人 が100パーセント出資して当該企業を設立。 事業が軌道に乗るまでは、当法人が全面的 に支援していく必要があり、また、指定住宅 性能評価機関の早期設立を要請指導してきた 行政としても側面的に協力する必要があるた め、当分の間株式を処分することは困難。し かしながら、将来の株式処分に向け、計画的 な出資額の減額について指導しているところ である。	H.12. 9. 1	本企業の設立について、 当初から中心的に関わっ てきており、設立後におい ても、当分の間は全面的に 支援せざるを得ない関係。 また、同企業の事業の一部 を平成13年度から受託	
東京都	生活文化ス ポーツ局都 民生活部管 理法人課	(社)岸本倶楽 部	泉吉(株)	70,000株 (8.8)	当法人設立時に財産の大半を占めていた株 式は、当法人の設立者が運営する複数の株式 会社から寄付を受けたものであった。その 後、これらの株式会社は合併や解散により消 滅したため、上記株式の代わりに、当法人が 入居するビルの所有者である当該企業の株式 を所有。 当法人設立の趣旨からも設立者との関係を 維持する必要があること、毎年、確実に配当 も得ていること及び事務所や会議室の使用に も便宜を受けていることから、株式の処分は 困難。	H. 6. 3. 9	会長、監事及び理事(1 名)がそれぞれ当該企業の 代表取締役、取締役兼役員 及び職員	
			(社)共同通信 社	(株)エフエム北 海道	200株 (2.0)	ニュース配信事業の関連で出資。 適当な処分先が見つからない。	S.56. 9	
				(株)エフエム仙 台	100株 (1.0)		S.57. 2	
				静岡エフエム放 送(株)	1,050株 (0.9)		S.57. 6 ほか1回	
				(株)エフエム秋 田	300株 (2.0)		S.59. 7 ほか1回	
				(株)エフエム岩 手	144株 (1.0)		S.59. 8 ほか1回	
				(株)エフエム群 馬	320株 (2.0)		S.59.12	
				(株)J-WAVE	1,860株 (4.7)		S.62.12	
				横浜エフエム放 送(株)	240株 (1.5)		S.60. 4	
				長野エフエム放 送(株)	320株 (2.0)		S.62.10	
				(株)エフエムラ ジオ新潟	192株 (1.2)		S.62. 3	
				(株)エフエム京 都	960株 (3.6)		H. 2. 6 ほか1回	
				(株)エフエムは ちまるに	1,200株 (4.0)		S.63. 9	
				(株)kiss-FM Kobe	880株 (1.0)		H.元.11	
				岡山エフエム放 送(株)	600株 (3.0)		H.10. 4	
				(株)エフエム香 川	345.6株 (2.7)		S.62. 9	
				(株)エフエム徳 島	576株 (4.8)		H. 3. 5	
				(株)エフエム高 知	480株 (3.0)		H. 3. 7	
				(株)エフエム鹿 児島	240株 (3.0)		H. 3.12	
				東京メトロポリ タンテレビジョン(株)	5,700株 (1.9)		H. 5. 4	
				(株)日本格付研 究所	40株 (0.3)	格付機関としての中立性堅持のため当法人へ 出資を要請。	S.60. 7	
				(株)格付投資情 報センター	10株 (0.1)	適当な処分先が見つからない。	S.60.11	
				(株)シー・ネッ ト	60株 (1.1)	当該企業は国会テレビ中継専門社であり、 事業関連で出資。 適当な処分先が見つからない。	H.10. 1	
(株)共同通信社	600,000株 (100)	関連事業のために出資。 適当な処分先が見つからない。		S.41. 9 ほか10回	社長及び常務監事がそれ ぞれ当該企業の代表取締役 社長及び監査役に就任			

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
東京都	生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課	(社)共同通信社	Kyodo News International, Inc.	30株 (100)	米国での事業のため出資。 適当な処分先が見つからない。	S. 60. 12 ほか3回	社長及び常務理事が当該企業のChairman&CEO及びDirectorに就任
			Kyodo News America, Inc.	60株 (100)		H. 2. 1 ほか3回	
		共同テレコムシステム(株)	100株 (20. 8)	当法人のシステム関連の保守、運用及び開発会社のため出資。 適当な処分先が見つからない。	H. 7. 7	常務理事が当該企業の非常勤取締役に就任	
		(株)共同通信会館	25,985株 (26. 8)	当法人社屋建設のため出資。 適当な処分先が見つからない。	S. 38. 4 ほか13回	社長及び専務理事が当該企業の代表取締役社長及び監査役に就任 当該企業に賃借料を支払っている	
		(財)新聞通信調査会	(株)太平印刷社	399,210株 (49. 9)	同盟通信社が設立した同盟印刷所を戦後、太平印刷社に改組。同盟通信社の残余財産を継承する当法人は、大株主から当該企業株式の返還を受け入れた後、増資等で保有株が増加。うち37.5%は議決権のない優先株。 平成20年7月に14万1,000株を太平印刷社従業員持ち株用に額面価格で売却。	S. 33. 3 ほか12回	当法人監事1名が当該企業の監査役を兼任、当該企業の取締役1名が当法人評議員に就任 当法人刊行物の印刷製本を当該企業に委託
		(株)電通	13,504株 (0. 5)	同盟通信社の残余財産を継承する当法人は、元同盟通信社社長から当該企業株式の寄付を受け、その後増資等で保有株が増加。 当該企業が株式を上場した平成13年度以降、保有株式の一部を逐次売却している。	S. 41. 4. 25 ほか10回		
	(財)武蔵野健康開発事業団	(株)エフエムむさしの	140株 (7. 0)	当該企業は、武蔵野市が設立発起人代表となり、地元企業と行政が一体となって設立した第三セクター。当法人は武蔵野市の要請に基づき、当該企業の発起人会のメンバーとなり、株式を取得。 株式を処分すると他の株主に動揺を与え、当該企業の経営の根本を揺るがすことになるため、株式の処分は困難。	H. 6. 9. 9	健康情報番組の放送契約	
	(社)大森工場協会	(株)大森工業会館	380株 (2. 07)	当該企業は、地域の工業団体たる当法人及び大森工業協同組合の事業運営に供することを目的として設立され、構成団体として応分の株式を取得。 逐年減少に努力しているが、適当な処分先が見つからない。	S. 37. 4. 12 ほか2回	会長が当該企業の代表取締役に就任 当該企業と事務所の賃借契約	
	(社)東京青年会議所	東京メトロポリタンテレビジョン(株)	150株 (0. 05)	当該企業は、都民の身近な情報を伝える都域テレビ局を開設するため、第三セクターとして設立。設立に際し、当法人は発起人の一人として関わる。 適当な処分先が見つからない。	H. 5. 5. 28	番組企画製作参加、情報提供等の協力	
	(社)東京文具工業連盟	日本文具振興(株)	6,000株 (4. 0)	当該企業は、文具券の発行及び回収という公共性の高い事業を安定的に行う必要上、株主を文具関係団体に固定・均等に保有し、各文具関係団体の代表により取締役会を構成し、公益を重視した運営を行っている。 当法人も設立時から重要な役割を担っており、また、株式に譲渡制限が付されているため、株式を処分することは困難。	S. 53. 7. 7 ほか2回	役員が当該企業の取締役1名及び監査役1名に就任	
	(社)東京下水道設備協会	東京都下水道サービス(株)	330株 (16. 5)	当該企業は、都下水道局の事業合理化の一環として、都と民間企業の出資による東京都監理団体として設立。 当法人は、当該企業の設立趣旨にかんがみ、今後とも株式の保有を継続し事業遂行に協力していくことから、処分は困難。	S. 59. 8. 1	当法人は、当該企業から毎年数件の調査物件を受託	
	(財)武蔵野市開発公社	(株)吉祥寺駅前共同ビル	96株 (48. 0)	武蔵野市の要請に基づき、都市計画道路及び市道の施行のために平和通り街区整備事業に参加し、吉祥寺駅前共同ビルの建設及び管理運営を行うため、昭和61年、他の借地権者と共に当該企業を設立。 当該企業は、市の要請に基づき、行政と借地権者が協力して設立した第三セクター方式と同様の方式の会社で、営利を目的としていないため、株式の処分は困難。	S. 61. 2. 18 ほか3回	常務理事が当該企業の取締役を兼任(無給) 借地権を当該企業に転貸	
		(株)エフエムむさしの	260株 (10. 0)	武蔵野市の要請に基づき、地域情報の活性化に協力するため、平成6年の当該企業の設立の際に、市、武蔵野商工会議所及び(財)武蔵野健康開発事業団と共に株式を取得。 当該企業は市が設立発起人代表となり、地元企業と行政が一体となって設立した第三セクターであり、営利を目的としていないため、株式の処分は困難。	H. 6. 9. 9 ほか1回	理事長が当該企業の取締役を兼任(無給) 気象、交通、鉄道及び駐車場情報番組提供事務を委託	
	(財)東京市町村自治調査会	東京メトロポリタンテレビジョン(株)	3,000株 (1. 0)	当該企業は、都民の身近な情報を伝える都域テレビ局を開設するため、第三セクターとして設立。設立に際し、区市町村と協力しつつ、民間の資金を活用していくこととしている。出資割当のうち市町村の負担分については、市町村全体の自治振興の目的の事業を遂行している当法人が出資することが市長会及び町村会で決定。 今後当法人を維持していく必要があり、株式の処分は困難。	H. 5. 3. 29		
		(株)東京スタジアム	14,000株 (7. 3)	多摩地域のスポーツ振興の拠点及び大規模かつ多目的な総合競技場施設の管理運営を行う第三セクターとして当該企業を設立。設立に際し、市町村と協力しつつ、民間の有するノウハウや資金を積極的に活用することとし、市町村分については、市町村全体の自治振興の目的として事業を遂行している当法人が出資することを市長会及び町村会で決定。 今後当法人を維持していく必要があり、株式の処分は困難。	H. 6. 8. 2 ほか3回	理事(稲城市長)が当該企業の取締役(非常勤)に、副理事長(日の出町長)が監査役(非常勤)に就任	

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
東京都	生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課	(財)特別区協議会	東京メトロポリタンテレビジョン(株)	7,200株 (2.4)	都民の身近な情報を伝える東京都域テレビ局を開局するため、特別区長会を代表して会長が発起人の一人として関わる。 また、郵政省認可の前提とし、会社の株式取得配分については、公共・公益15%、地元経済界60%、マスコミ15%、その他10%とされ、15%を東京都と特別区及び市町村で持ち合うこととされた。 このような当該企業の設立趣旨に鑑み、今後とも株式の保有を継続し事業遂行に協力していくことから株式の処分は困難。仮に処分するにしても適当な処分先が見つからない。	H. 5. 3. 29	評議員が当該企業の取締役 役に就任
			(株)東京スタジアム	8,000株 (4.1)	広域的、全都的なスポーツ・レクリエーション施設として位置づけ、東京において開催される国民体育大会の会場ともなり得る施設として建設するものであることから、特別区においても出資依頼があり当協議会が出資することを決定。 なお、所有株式数の割合が4.1%と7番目の大株主であり、株式を処分すると他の株主に動揺を与え、当該企業の経営根本を揺るがすことになるため、株式の処分は困難。	H. 6. 8. 1	理事が当該企業の取締役 に就任
神奈川県	総務部市町村課	(財)平塚市開発公社	(株)湘南ベルマーレ	1,280株 (11.0)	当該企業は、平塚市を本拠地としたサッカーチームとして、児童生徒を対象とした選手による指導、交流などで地域に密着し、市民の共通の連帯感を育むなど、市の健全な発展に寄与。また、ホームグラウンドは当法人が市から管理運営を委託されていることから出資。 適当な処分先が見つからない。	H. 5. 11. 25 ほか3回	
	商工労働部商工労働総務課	(社)大和青年会議所	大和ラジオ放送(株)	20株 (0.6)	当該企業は、大和市等が出資して設立された公共性の高い第三セクターであり、理事長が当該企業の発起人であった関連で、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 8. 11. 1	
	商工労働部商業観光流通課	(社)川崎市商店街連合会	かわさき市民放送(株)	40株 (1.4)	当該企業は、コミュニティー放送として、川崎市をはじめ市内主要企業他団体等の出資によって設立され、当法人としても最も身近な市民を対象とした放送局であり、市内商店街のイベント情報を周知するのに効果的であると判断して保有。 当該放送局の営業が軌道に乗るまで、処分を見送っている。	H. 8. 1. 11	会長が非常勤取締役に就 任
		(社)湯河原温泉観光協会	(株)エフエム熱海湯河原	2株 (0.2)	当該企業は、平成11年4月、熱海市等が出資して地域活性化及び災害時等の情報メディアとして設立され、13年11月、湯河原町への放送エリア拡大に伴い湯河原町等が出資する際に取得。 適当な処分先が決まっていない。	H. 13. 11. 30	
		(株)湯河原総合情報センター	(株)湯河原総合情報センター	5株 (0.5)	当該企業は、湯河原町等が出資して設立された公共性の高い第三セクターであり、宿泊案内、観光案内等の業務を主としているため、湯河原温泉の誘客の充実に資する事業のため出資。 湯河原駅前案内所も兼ねているため、処分は困難。	H. 7. 5. 16	会長が取締役社長に、副 会長が取締役に就任
		(社)藤沢市観光協会	藤沢エフエム放送(株)	60株 (2.3)	当該企業は、タウン情報、各種イベント情報及び交通情報などの情報発信基地として藤沢市等が出資し、設立された第三セクターで公益性の高い企業。設立発起人の立場として株式を保有。 当法人の公益事業遂行のため当該企業との連携は不可欠であり、処分は困難。	H. 7. 3. 28	会長が当該企業の取締役に 就任
	(社)横浜市商店街連合会	横浜信用金庫	60口 (0.001)	当会(法人化以前)がショッピングセンターを建設するに当たり資金の借入れが必要であったため、当該企業から融資を受けたが、その際、信用金庫法により、融資を受けるには会員であることが必要条件であることから出資。 借入金の返済後も取引の便宜を得るため、また将来の事業展開に備え融資を受けられる態勢を整えておく必要があるため、継続保有が必要。	S. 40. 1. 21		
県土整備部都市整備公園課	(財)神奈川県公園協会	(株)湘南なぎさパーク	200株 (1.4)	当法人は、当時県立湘南海岸公園内の駐車場の経営に参画する一員であったが、同公園の再整備に当たり、駐車場を集約整備する事業実施主体として当該企業を第三セクターで設立。 株式の処分は、設立発起人の立場から他の株主への影響も大きく、当該企業の存在を危うくするため継続保有が必要。	H. 2. 2. 17	専務理事が当該企業の監 査役に就任	
県土整備部建築指導課 教育局行政課	(財)川崎市まちづくり公社	みぞのくち新都市(株)	660株 (11.0)	当該企業は、川崎市の溝口駅北口地区市街地再開発事業により建設された溝口再開発ビルの管理運営のために設立。当法人は、同ビルの床の所有者として出資(当該企業には、川崎市等も出資)。 当該ビルに大規模な施設を保有する当法人が株式を処分することは、地元権利者や地域に与える影響が大きく、当該ビルの運営上適当でないことから例年同様株式の処分は困難。	H. 7. 8. 10 ほか1回		



所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
神奈川県	県土整備部 建設業課	(社) 湘南建設 業協会	(株) 神奈川県建 設会館	1,720株 (0.9)	当該企業は、関係団体が使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立。当法人は、当会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有。 当法人が当該企業の会館を使用するために保有している株式については、処分が困難。	S. 35. 4. 1	当該企業の役員は当法人が推薦
			(社) 神奈川県建設業協会	20,000株 (10.0)		S. 37. 6. 1	
			(社) 平塚建設業協会	400株 (0.2)		S. 35. 4. 1	
			(社) 横浜建設業協会	2,700株 (1.4)		S. 48. 5. 8	
			(社) 相模原市建設業協会	260株 (0.08)		S. 35. 8. 20	
			(社) 茅ヶ崎建設業協会	430株 (0.2)		S. 42. 3. 13	
			(社) 藤沢市建設業協会	藤沢エフエム放送(株)		10株 (0.3)	
		(社) 川崎建設業協会	(株) 神奈川県建設会館	820株 (0.4)	当該企業は、関係団体が使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立。当法人は、当会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有。 当法人が会館を使用するために保有している株式については、処分が困難。	S. 42. 12. 21	当法人の会長が当該企業の取締役
			(株) 川崎建設業協会	3,360株 (1.7)		S. 35. 8. 20 ほか7回	
			川崎市民放送(株)	60株 (2.1)		H. 8. 3. 8	
	(社) 大和建設業協会	(株) 神奈川県建設会館	100株 (0.05)	当該企業は、関係団体が使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立。当法人は、当会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有。 当法人が当該企業の会館を使用するために保有している株式については、処分が困難。	S. 35. 8. 20		
		大和ラジオ放送(株)	40株 (1.2)	当該企業は、災害発生時に地域防災を図るために大和市等が出資し、設立された第三セクターで公益性の高い企業。 当法人は、大和市と災害応急対策の応援に関する協定を締結。応分の負担をするために株式を保有するに至ったものであり、処分は困難。	H. 8. 10. 11		
		(社) 横浜塗装工業会	(株) 神奈川県塗装会館	20,000株 (8.3)	当該企業は、塗装業界の拠点となる会館の建設・管理を目的として、昭和49年に100%業界企業の出資により設立。当法人を含む業界団体(協同組合等)が入居した。建設後30年が経過し、経済環境も変化する中で企業株主の減少など、株主が大幅に移動した結果、当該法人による会館維持が困難な状況となったため、会館を利用する団体の一員として応分の負担をするため株式を保有するに至ったもので処分は困難である。	H. 16. 11. 25	当該法人の役員として当法人代表者のほか、複数の役員が就任している
県土整備部 住宅課		(財) 若葉台管理センター	(株) かながわ文化センター	108株 (21.6)	当該企業は、当法人が管理運営する若葉台団地の住民のための生涯学習の場(総合カルチャーセンター)を提供する等のために、そのノウハウをもつ神奈川新聞社、テレビ神奈川等と共に設立。 生涯学習の場の提供及び団地住民の意見を反映した運営を図るためには、今後とも株主であることが必要不可欠であり、株式の処分は困難。	S. 57. 12. 11	当該営利企業の代表取締役が当該公益法人の理事
新潟県	総務管理部 市町村課	(財) 新潟自由民主党会館	(株) 自民会館	32,240株 (53.7)	既存の会館を売却し、新会館を建設する際、当該企業での会館運営事業を取りやめ、建設費捻出のため設立した当法人へ運営事業を委譲した際、株式を保有。 処分するとしても買手が存在しない。また、会館建物の当該企業の持分(60%)を共有者である当法人(当法人の持分40%)に譲渡し、当該企業を解散させる方法が考えられるが、買手の資金不足及び税金の関係から処分が困難。	S. 63. 2. 28 ほか11回	理事2名が当該企業の取締役を兼任 新会館は、当該企業及び当法人の共有
	総務管理部 地域政策課	(財) ユートピアくびき振興財団	有限会社あやめフード	50口 (83.3)	有限会社あやめフードは、上越市頸城区(旧頸城村)の農家の女性の収入確保及び特産品の開発・製造・販売を行うため、頸城村(当時)が出資して設立されたが、市町村合併に当たり、頸城村(当時)から当該法人へ出資金が寄付されたもの。 「頸城区の持つ地域資源」を地域固有のブランドとして維持発展させ、地域の活性化と雇用確保を図るため、一定の出資による有限会社あやめフードの経営基盤安定が必要であり、出資金の処分は困難である。 なお、83%のうち50%(1,500千円)は基本財産として管理し、その余の33%は今後処分予定であり運用財産として管理している。	H16. 12. 27	理事長と有限会社の代表者が同一
	福祉保健部 児童家庭課	(財) 和田徳伝会	(株) ワダトレーディング (株) エイボック 佐渡汽船(株) 丸七商事(株) 新潟空港ビルディング(株)	5,000株 (41.7) 30株 (3.3) 10,000株 (0.1) 15,768株 (1.0) 700株 (0.02)	財産運用のため保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 39. 6. 10 ほか4回 S. 58. 3. 31 S. 57. 3. 31 ほか1回 S. 50. 2. 25 ほか2回	

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係	
新潟県	福祉保健部 児童家庭課	(財)和田徳伝 会	貝印石油(株)	63,000株 (15.8)	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	S. 30. 10. 1 ほか8回		
			(株)和田商会	116,200株 (19.4)		S. 30. 10. 1 ほか8回		
			鶴見サンマリン (株)	19,440株 (0.3)		S. 50 . 3. 31 ほか6回		
			協和水産(株)	30,000株 (2.0)		S. 41. 7. 5 ほか3回		
			(株)新潟日报社	12,000株 (0.4)		S. 39. 9. 18 ほか1回		
			新潟トヨタ自動 車(株)	25,000株 (2.0)		S. 38. 10. 21 ほか5回		
			(株)ニヤクコー ポレーション	98,600株 (0.6)		S. 45. 6. 16 ほか3回		
			産業労働部 観光振興課	(財)柏崎市観 光レクリエー ション振興公 社		(株)柏崎マリン 開発		50株 (12.5)
	土木部監理 課	(社)新潟県建 設業協会	(株)新潟県建設 会館	3,600株 (0.2)	地場産業育成のため保有。 平成15年に民事再生法の適用を受け、会社 は存続するが持ち株は10分の1となる。	H. 15. 9. 29	理事(2人)が取締役に兼 任	
			(社)新潟市建 設業協会	1,053株 (3.6)	建設業界における公平性を確保するため、 株式を取得し発言権を確保したもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 42. 10. 1 ほか398回	会長が当該企業の代表取 締役に、常任理事及び専務 理事が取締役(20名)を、常 任理事が監査役(2名)を兼 任	
土木部都市 整備課	(社)新潟県公 園緑地建設業 協会	新潟県公園緑地 開発(株)	80株 (8.3)	当該企業の株式は当法人を構成する会員が 出資保有していたが、保有会員が脱退し、当 該株式を譲渡するに当たり、やむを得ず当法 人が取得することになったもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 17. 9. 15 ほか1回	当該企業が保有する建物 を借受けている。		
石川県	総務部地方 課	(財)石川県市 町村振興協会	のと鉄道(株)	100株 (1.1)	当該企業は、旧国鉄が分割民営化された 際、経営上の問題によりJRから切り離され誕 生した第三セクターであり、株式の取得を依 頼され保有。 鉄道事業の公益性から譲渡先が限られる 中、沿線市町村及び地元関係団体がほとん どの株式を保有しており、適当な処分先を見 つからない。	S. 62. 7. 20		
	健康福祉部 健康推進課	(財)石川県予 防医学協会	(株)石川コン ピューターセン ター	7,500株 (1.8)	当法人は、公衆衛生の普及発達、衛生事業 等を行っており、当該企業とは業務上のつな がり(電算処理関係)から株式を保有。 株式保有するに至った経緯から処分が困 難。	S. 60. 4. 1		
	商工労働部 産業政策課	(社)石川県鉄 工機電協会	のと鉄道(株)	70株 (0.8)	当該企業は、旧国鉄が分割民営化された 際、経営上の問題によりJRから切り離され誕 生した第三セクターであり、株式の取得を依 頼され保有。 鉄道事業の公益性から譲渡先が限られる 中、適当な処分先が見つからない。	S. 62. 7. 20 ほか1回		
			(株)ネスク	10株 (0.3)	プロバイダーである当該企業を支援するた め出資。 株式は配当もなく、処分が困難。	S. 61 . 5. 7	専務理事が当該企業の取 締役に就任	
	(社)石川県情 報システム工 業会	(株)石川県 I T総合人材育成 センター		100株 (0.6)	当該企業は、地域ソフトウェア供給力開発 事業推進臨時措置法に基づく国の支援制度を 活用し、石川県が事業主体となり設立。石川 県内唯一の地元情報関連団体である当法人 に、石川県からの参画要請があり、当法人の 設立目的にも一致することから株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 2. 4. 27	会長が当該企業の取締役 副社長を兼任	
				100株 (0.6)	当該企業は、地域ソフトウェア供給力開発 事業推進臨時措置法に基づく国の支援制度を 活用し、石川県が事業主体となり設立。石川 県内の中小企業の振興のため出資。 株式は配当もなく、処分が困難。	H. 2. 4. 27		
	(社)石川県織 維協会	(株)ネスク	10株 (0.3)	プロバイダーである当該企業を支援するた め出資。 株式は配当もなく、処分が困難。	S. 61. 5. 7	専務理事が当該企業の取 締役に就任		
	観光交流局 交流政策課	(財)石川県民 ふれあい公 社	のと鉄道(株)	50株 (0.6)	当該企業は、旧国鉄が分割民営化された 際、経営上の問題によりJRから切り離され誕 生した第三セクターであり、株式の取得を依 頼され保有。 鉄道事業の公益性から譲渡先が限られる 中、適当な処分先が見つからない。	S. 62. 4. 7		
			(株)ケイ・シ イ・エス	5株 (0.6)	当該企業は、コンベンションサービスを行 っており、株式の取得を依頼され保有。 株式は配当もなく、処分は困難。	H. 元. 11. 20		
			(株)繊維リソ ースいしかわ	455株 (8.9)	当該企業は、昭和63年11月に策定された新 繊維ビジョン及び平成元年4月に改正・施行さ れた繊維工業構造改善臨時措置法に基づき設 立された繊維工業促進施設。県内繊維産業の 振興のため出資。 株式は配当もなく、処分が困難。	H. 2. 6. 11	専務理事が当該企業の専 務取締役就任 その他会長、副会長3名 及び常任理事8名が当該企 業の取締役に就任	
			(社)石川県縫 製協会	(株)繊維リソ ースいしかわ	10株 (0.2)		H. 2. 6. 11	会長及び理事2名が当該 企業の取締役に就任
			(社)いしかわ ファッション 協会	(株)繊維リソ ースいしかわ	10株 (0.2)		H. 2. 6. 11	会長及び理事2名が当該 企業の取締役に就任
			のと鉄道(株)	140株 (1.6)	当法人が経営している能登労働者プラザ は、のと鉄道沿線の内浦湾に位置しており、 当該プラザ利用者等の多くが鉄道を利用す ることから株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 62. 7. 20 ほか1回		

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係		
石川県	観光交流局 交流政策課	(財)石川県観 光余暇資源開 発公社	能登島リゾート 開発(株)	200株 (10.0)	当該企業は、総合保養地域整備法第2条第1 項に定める施設の運営を行う会社であり、当 法人と事業の目的が一致することや、県外観 光客の増加、地域雇用の確保等、地域活性化 に資するものとして、旧国鉄が分割民営化され た際、経営上の問題によりJRから切り離され誕 生した第三セクターであり、株式の取得を依 頼され保有。 鉄道事業の公益性から譲渡先が限られる 中、適当な処分先が見つからない。 当該企業は、コンベンションサービスを 行っており、株式の取得を依頼され保有。 株式は配当もなく、処分は困難。 当該企業は、公共工事の前払金保証事業に 関する法律に基づき、建設工事請負契約の適 正な施行と建設業の健全な発展を目的として 設立。当該企業から当法人に株式保有の要望 があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充 を期するため保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 62. 6. 24			
			白山レイクハイ ランド(株)	300株 (3.6)		H. 元. 2. 22 ほか1回			
	土木部監理 課	(社)石川県建 設業協会	のと鉄道(株)	70株 (0.8)		S. 62. 7. 23 ほか1回			
			(株)ケイ・シ イ・エス	5株 (0.6)		H. 元. 11. 20			
福井県	土木部土木 管理課	(社)福井県建 設業連合会	東日本建設業保 証(株)	1,697株 (0.04)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に 関する法律に基づき、建設工事請負契約の適 正な施行と建設業の健全な発展を目的として 設立。当該企業から当法人に株式保有の要望 があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充 を期するため保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 57. 3. 31 ほか1回			
			(株)農業主木会 館	200株 (0.07)	当該企業が運営する会館の利用目的で株式 を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 57. 3. 31			
		(社)福井地区 建設業会	福井空港(株)	800株 (0.4)	取得した経緯は不明。 無配当であり、適当な処分先が見つからない。	S. 40. 11. 1			
			東日本建設業保 証(株)	1,317株 (0.03)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に 関する法律に基づき、建設工事請負契約の適 正な施行と建設業の健全な発展を目的として 設立。当該企業から当法人に株式保有の要望 があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充 を期するため保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 39. 11. 1 ほか2回			
		(社)敦賀建設 業会	929株 (0.02)	S. 39. 11. 1 ほか2回					
		(社)丹生地区 建設業会	632株 (0.02)	S. 39. 1. 30 ほか数回					
		(社)若狭地区 建設業会	1,093株 (0.03)	S. 39. 9. 30 ほか4回					
		(社)武生地区 建設業会	656株 (0.02)	S. 40. 3. 31 ほか1回					
		(社)大野建設 業会	1,477株 (0.04)	S. 40. 3. 31 ほか1回					
		(社)今立建設 業会	195株 (0.005)	S. 40. 3. 31 ほか3回					
		(社)坂井郡建 設業協会	549株 (0.01)	S. 40. 3. 31 ほか2回					
		(社)勝山建設 業会	131株 (0.003)	S. 40. 3. 31 ほか3回					
		(社)鯖江建設 業会	224株 (0.006)	S. 39. 11. 13 ほか3回					
		山梨県	総務部私学 文書課	(社)山梨県建 設業協会	東日本建設業保 証(株)	12,934株 (0.3)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に 関する法律に基づき、建設工事請負契約の適 正な施行と建設業の健全な発展を目的として 設立。当該企業から当法人に株式保有の要望 があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充 を期する上から保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 39. 9. 1 ほか8回	
		長野県	総務部情報 公開課	(社)長野県経 営者協会	しなの鉄道(株)	20株 (0.04)	当該企業は、住民の交通利便性を確保する ための鉄道事業を行うため、長野県、沿線市 町村及び地元経済団体の出資により第三セク ター方式で設立。当法人は、地元経済の発展 を担う機関として株式を保有。 公益性の高い公共交通機関の運営を行う第 三セクター企業の株式については、処分が困 難。	H. 8. 5. 1	
(社)佐久市振 興公社	佐久平尾山開発 (株)				540株 (9.0)	当該企業は、佐久平ハイウェイオアシス一 帯の開発を目的として、佐久市等の出資によ り第三セクター方式で設立。当法人は、地域 産業の振興及び住民福祉の向上を担う推進機 関として株式を保有。 平成15年10月に240株、平成16年2月に 1,380株を処分。残余についても、処分を検 討している。	H. 3. 4. 22 ほか1回	理事1名が当該企業の取 締役に就任	
(社)梓川ふる さと振興公社	(株)ファイ ンフーズ梓川				10株 (0.6)	当該企業は、地域振興を目的として、梓川 村の出資により第三セクター方式で設立。当 法人は、地域の振興を担う推進機関として株 式を保有。 地元自治体により地元の振興のために設立 された企業であり、公益性の高い事業を行う 第三セクター企業の株式については、処分が 困難。	H. 15. 3. 31	理事長以下役員4名が当 該企業の取締役等に就任	
(財)下高井郡 山ノ内町共益 会	長野電鉄(株)				33,000株 (0.3)	当該企業は、住民の交通利便性を確保する ための鉄道事業を行うため、沿線自治体等 の出資により第三セクター方式で設立。当法人 は、地元の振興と住民福祉の向上を担う機関 として株式を保有。 公益性の高い公共交通機関の運営を行う第 三セクター企業の株式については、処分が困 難。	S. 39. 1. 21		

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
長野県	総務部情報 公開課	(財)仁礼会	(株)須坂健康福 祉ランド	40株 (5.0)	当該企業は、温泉による地域の振興と住民福祉の向上を目的として、須坂市、地元企業等の出資により第三セクター方式で設立。当法人は、地域の振興及び住民福祉の向上を担う推進機関として株式を保有。 自治体等が中心となって地元の振興のために設立された企業であり、公益性の高い事業を行う第三セクター企業の株式については、処分が困難。	H. 9. 5. 8	
		(社)長野県農 協地域開発機 構	(株)長野県くみ あい建設セン ター	81,000株 (60.0)	当該企業は、農村の測量等を行うことを目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、農村の振興に係る業務の連携を図る上から保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 59. 2. 20 ほか2回	理事1名が当該企業の常務取締役役に就任
		(社)長野県茶 養士会	長野メディカル フーズ(株)	10株 (5.0)	当該企業は、腎臓病患者等のための治療用食品等を取扱うため、平成3年に設立。当法人は、当該企業を患者の栄養管理を支援し公益性のあるものと判断し、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 3. 4. 1	
岐阜県	総合企画部 国際課	(財)井上国際 交流基金	揖斐川工業(株)	120,700株 (1.6)	財団設立時、定期預金の利息のみでは財団の運営に支障を来すおそれがあったため、安定的で定期預金の利息よりも収入が見込まれた株式を保有。さらに、当該企業関係者からの寄付により保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 9. 10. 28 ほか1回	理事長及び理事(1名)が 当該企業の代表取締役役に就任
		(社)岐阜県建 築士会	(株)ぎふ建築住 宅センター	72株 (11.1)	建築基準法に基づく建築物の確認及び検査に関する業務が民間開放されたことに伴い、県内を業務範囲とする県下初の指定確認検査機関を第三セクター方式で設立するに当たり、出資の要請があったため、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 12. 6. 2	会長が、当該企業の役員 に就任
	(社)岐阜県建 築士事務所協 会		72株 (11.1)	建築基準法に基づく建築物の確認及び検査に関する業務が民間開放されたことに伴い、県内を業務範囲とする県下初の指定確認検査機関を第三セクター方式で設立するに当たり、出資の要請があったため、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 12. 6. 2	会長が、当該企業の役員 に就任	
	県土整備部 建設政策課	(社)岐阜県建 設業協会	東日本建設業保 証(株)	4,633株 (0.1)	昭和27年に公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき設立された企業である。設立に際して、(社)全国建設業協会が中心的役割を果たしたこともあり、出資要請に応じて保有した。 市場流通性がないため処分は困難。	S. 39. 9. 1 ほか3回	協会会員が前払金請求時 に当該企業と保証契約を締 結している。
			(有)岐建協サー ビス	12株 (100)	当該協会では直接に保険の代理業を行うことができないため、当該法人の会員に対してのみ損害保険を取扱うための企業を出資し設立したものである。 適当な処分先がない。	H. 19. 8. 29	当該企業の代表取締役 に当該協会の会長が就任して いる。
		(社)高山建 設業協会	東日本建設業保 証(株)	800株 (0.02)	昭和27年に公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき設立された企業である。設立に際して、(社)全国建設業協会が中心的役割を果たしたこともあり、出資要請に応じて保有した。 市場流通性がないため処分は困難。	S. 39. 12. 18 ほか1回	役員の兼任、金銭貸貸、 取引はない。
		(社)郡上建 設業協会		2,000株 (0.05)	昭和27年に公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき設立された企業である。設立に際して、(社)全国建設業協会が中心的役割を果たしたこともあり、出資要請に応じて保有した。 市場流通性がないため処分は困難。	S. 40. 12. 20 ほか1回	役員の兼任、金銭貸貸、 取引はない。
		(社)吉城建 設業協会		2,400株 (0.06)	昭和27年に公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき設立された企業である。設立に際して、(社)全国建設業協会が中心的役割を果たしたこともあり、出資要請に応じて保有した。 市場流通性がないため処分は困難。	S. 39. 9. 30 ほか1回	
		(社)岐阜県建 築工業会	(株)ぎふ建築住 宅センター	72株 (11.0)	建築基準法に基づく建築物の確認及び検査に関する業務が民間開放されたことに伴い、県内を業務範囲とする県内初の指定確認検査機関を第三セクター方式で設立するに当たり、出資の要請があったため、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 12. 5. 25	会長が、当該企業の役員 に就任
		産業労働部 ぎふブランド 振興課	(財)飛騨地域 地場産業振興 センター	(株)飛騨高山テ レ・エフエム	150株 (3.7)	昭和61年、高山市が郵政省(当時)から指定を受けたテレビ計画を推進する目的で第三セクター方式の株式会社設立されることになり、当センターにも出資の要請があったため、その事業を支援する目的で株式を保有した。 当該株式は当初から縁故募集されたものであり、市場流通性がないため、処分は困難。	S. 61. 8. 1 ほか2回
	環境生活部 地球環境課	(財)土屋環 境教育振興財 団	(株)土屋組	40,000株 (2.22)	定期預金の利息のみでは財団の運営に支障を来すおそれがあったため、安定的で定期預金の利息よりも収入が見込まれた株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 15. 7. 15 ほか1回	理事長及び評議員(4 名)が当該企業の代表取締 役に、専務理事が当該企業 の監査役にそれぞれ就任。
静岡県	建設部建設 業室	(社)静岡県建 設業協会	東日本建設業保 証(株)	14,560株 (0.4)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。	S. 39. 9. 1 ほか6回	当該企業静岡支店長は当 法人の監事
		(社)沼津建 設業協会		249株 (0.006)		S. 47. 12. 1 ほか1回	
		(社)浜松建 設業協会		910株 (0.02)		S. 47. 11. 30 ほか2回	
愛知県	健康福祉部 医務国保課	(社)岡崎市医 師会	ミクスネット ワーク(株)	80株 (0.2)	岡崎市、商工会議所、農協等の出資で第三セクターとして設立された当該企業に対し、地元団体として協力要請があり、株式を保有。 地元団体の一つとして、また、安定株主として継続しての株式保有を強く望まれているため処分が困難。	S. 59. 3. 8 ほか3回	夜間急病診療所の案内を 放映中

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
愛知県	健康福祉部 障害福祉課	(財)明石会	明石(株)	2,855,226株 (81.1)	当法人の設立者(設立後は理事長)が、当該企業の創立者(当時は会長)であり、法人設立に当たって、基本財産として、自己が保有する自社株の寄付を受けたもの。 現在も、当該株式は基本財産となっており、処分は困難。	S.56.12.24	理事長及び理事が当該企業の代表取締役社長又は常務取締役を兼任
	建設部建設 業不動産課	(社)愛知県建設業協会	東日本建設業保証(株)	24,202株 (0.6)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事情負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。 適当な処分先が見つからない。	S.39.9.1 ほか22回	当該企業愛知支店長は当法人の監事
			(株)愛知建設業会館	30,354株 (11.2)	当該企業は、業界発展のための活動の場として、また、建設業従事者の共同教育施設の建設を目的として県下建設業者が出資して設立。団体の一員として応分の負担をするため株式を保有。 株式は、当会館の使用を確保するために保有しているため、処分は困難。	S.38.7.4 ほか62回	理事・監事が当該企業の取締役・監査役を兼任
			(社)春日井建設協会	145株 (0.05)		S.38.4.1	
			(社)名古屋建設業協会	555株 (0.2)		H.2.4.27	会長が当該企業の取締役を兼任
建設部都市 計画課	(財)名古屋都市整備公社	(株)ホテルグランコート名古屋	400株 (1.0)	金山南ビル開発は公益事業と位置付けられ、当ビルの中にある当法人の運営をまもる正な当該企業経営の成否は重要であり、そのため経営方針に当法人の意向を反映させ、また、経営状況を常に把握するために株式を保有。 ホテル経営が軌道に乗るまでの間は、株式の処分は困難。	H.8.2.27	金山南ビルのホテル床は当法人の所有 理事長が当該企業の監査役に就任	
三重県	健康福祉部 社会福祉室	(財)吉田福祉基金	(有)吉田事務所	42株 (26.0)	資産運用として株式を保有。徐々に売却する予定。	H.7.12.20	理事長が取締役に就任
			(有)吉田興産	76株 (37.0)		H.8.7.30	
	政策部政策 総務室	(財)鳥羽市開発公社	(株)鳥羽港湾センター	5,000株 (20.8)	当該企業は、港湾ターミナルビルを運営により鳥羽市の海の玄関口である佐田浜港の活性化を図る目的で第三セクターとして設立。鳥羽市の要請により株式を保有。 その経緯から処分することは困難。	S.44.12.26	理事長(鳥羽市長)が代表取締役社長に、常務理事が運営委員に就任
			(株)鳥羽水族館	10,000株 (5.0)	当該企業は、総合保養地域整備法による三重サンベルトゾーンの中核施設に位置付けられた鳥羽水族館の施設整備がスムーズに進捗し、市街地の観光再生を図る目的で第三セクターとして設立。鳥羽市の要請により株式を保有。 現在のところ処分することは困難。	H.元.3.1	理事長(鳥羽市長)が取締役に就任
滋賀県	健康福祉部 医務業務課	(財)近江兄弟社	(株)近江兄弟社	583,585株 (30.5)	当該企業の株式は、当該企業の社員の貯蓄組合が約70%を保有していたが、当該企業が経営に行き詰まった際、当該貯蓄組合の保有分を当法人が譲り受けて保有。また、当該企業の社員持株制度により株式を保有していた社員が退職する際、申出により株式の買取りに応じ、随時保有。 現在では、株の配当収入が当法人の主要な収入源。保有株式の一部を役員持株会及び社員持株会へ譲渡した。残余分については同グループの社員会へ譲渡を検討中。	S.37.12.9 ほか多数回	理事1名が当該企業の監査役を兼任 金銭の貸借、取引関係はない。
			近江オドエアーサービス(株)	2,200株 (11.0)	当該企業は、臭気に関する広範な研究を基盤に工業用脱臭専門会社として、(株)近江兄弟社から主に出資を受けて設立。この際、当法人も出資。また、資本金増強の際に当法人が増資に応じて、さらに株式を保有。同グループの社員会への譲渡を検討中。	S.37.5.19 ほか2回	理事1名が当該企業の監査役を兼任 金銭の貸借、取引関係はない。
	農政水産部 畜産課	(社)滋賀県畜産振興協会	(株)滋賀食肉市場	300株 (6.8)	当該企業は、円滑な肉畜流通を確保するための食肉市場を開催することを目的に、県等の出資により第三セクター方式で設立。当法人は、当該市場を利用する家畜生産者の団体として株式を保有。 当該企業は、公益性の高い食肉市場の管理・運営を行っているため、株式を処分することは困難。	S.50.5.28	理事5名が当該企業の取締役就任
京都府	健康福祉部 医療課	(社)京都府歯科医師会	京歯(株)	200株 (100)	当該企業は、ほとんどの歯科医師が医師賠償責任保険、所得保障保険、災害保険等に加している現状に鑑み、府内の歯科医師が出資して損害賠償保険契約を集中的に取り扱う損害保険代理店として設立。当法人が会員の便宜を図るため全株式を保有。 当法人との関連が強く、適当な処分先が見つからない。	S.62.11.30 ほか2回	副会長2名、専務理事及び常務理事が当該企業の取締役を兼任
	農林水産部 農産課	(財)タキイ財団	タキイ種苗(株)	42,914株 (1.1)	当法人の運営が、基本財産の預貯金の運用益では困難となったため、当法人の基本財産を寄付した当該企業が、より有利で確実な運用方法として当法人の自社株所有を承認した関係で株式を保有。 必要な運用益を確保する他の運用方法を検討中であり、適当な処分先が見つからない。	S.62.4.20 ほか12回	
	建設交通部 都市計画課	(財)洛西ニュータウン管理公社	洛西ケーブルビジョン(株)	228,000株 (34.8)	当該企業は、京都市が洛西ニュータウン開発に伴いニュータウンの難視聴対策としてケーブルテレビを敷設する目的で設立。当法人は、ニュータウンの住民の福祉及び利便の増進を図ることを目的として株式を保有。 大株主である当法人が株式を処分すると、他の株主への影響、会社経営の根本を揺るがすおそれがあるので処分は困難。	S.61.5.28 ほか2回	

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係	
京都府	建設交通部 建築指導課	(社)京都府建 築士会	(株)京都すま いづくりセンター	8株 (1.0)	当該企業は、京都市等が出資した第三セク ターで、京都のまちづくり、住居情報の提供 や住宅相談、住宅に関する総合的なサービス を提供できる等、建築士活動に意義深いもの と認められ、また、設立発起人である京都市 から参画の依頼があり出資。 出資参画団体との関係から、株式の処分は 困難。	H. 2. 7. 27		
	総務部自治 振興課	(財)京都市職 員厚生会	(有)ライフブ ランサポート	30株 (100)	職員の福利厚生を充実を図るため、当該企 業を設立し、当法人が全株式を保有。 ただし、平成20年度末に、当該企業は解散 予定。	H. 6. 3. 1		
大阪府	生活文化部 文化・ス ポーツ振興 室文化課	(財)安藤忠雄 文化財団	(株)安藤忠雄建 築研究所	190株 (100)	当法人の設立者が、当該企業の創立者であ り、法人設立にあたって基本財産として自己 が保有する自社株式の寄付を受けたもの。 現在も、当該株式は基本財産となっており、 財団の運営は、当該株式による配当を主な 原資としているので処分は困難。	H. 17. 10. 17	理事8名のうち2名が企 業関係者かつ同一親族。	
	にぎわい創 造部国際室 友好交流課	(財)箕面市国 際交流協会	みのおコミュニ ティ放送(株)	1株 (0.09)	当該企業の設立に当たり、筆頭株主である 箕面市から当法人に出資の依頼があった。当 該企業と相互に協力して、市の国際化施策を 市民に対して周知することによって公益事業 の推進を図っていくことができるため、当該 株式を取得した。 当該株式の取得希望者がいないため、現在も 保有している。	H. 7. 7. 10		
	健康福祉部 医務・福祉 指導室医療 対策課	(社)八尾市医 師会	やおコミュニ ティ放送(株)	20株 (1.0)	八尾市市政50周年と阪神大震災での教訓を 基に、市、企業、団体及び個人が出資し当該 企業を設立。 当法人としては、当該企業を災害時の医療 情報伝達手段と評価しており、また、市当局 の主導で運営されていることから、公共性が 高いと判断し、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 10. 3. 9		
	商工労働部 商業支援課	(社)生野産業 会	ナフス(株)	7,000株 (8.6)	当該企業は、当法人の会員の食生活の向上 と従業員の定着を目標として設立。当法人と しても株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 55. 10. 7 ほか1回	副会長2名が当該企業の 代表取締役及び取締役を、 理事が取締役を兼任	
				ナフス南(株)	40株 (6.7)			H. 元. 7. 8
				(有)生野損保セ ンター	3,000株 (100)	当該企業は、当法人の会員(従業員を含 む。)の福利厚生(損害保険等)の充実を目的 として出資して設立。 適当な処分先が見つからない。		S. 62. 9. 26
		(社)大阪市工 業会連合会	関西環境(株)	10,000株 (0.7)	当該企業は、公害関係の廃棄物処理を促進 するため、関西の10経済団体が出資して設 立。 適当な処分先が見つからない。	S. 52. 2. 7	会長が当該企業の非常勤 取締役就任	
	環境農林水 産部流通対 策室	(社)大阪市中 央卸売市場本 場市場協会	(株)光明	7,300株 (13.5)	当該企業は市場内診療所であり、市場内の 会社、団体が構成員となっているため、市場 内の福利厚生を図るうえで保有すること となった。また、協会員1社が解散時に社保 有分を引き受けた。 当法人の目的にも沿った施設であるため、 保有株を処分することは困難である。	H. 6. 10. 2 ほか1回		
	住宅まちづ くり部市街 地整備課	(財)堺市都 市整備公社	プリヂェストン・ リーガ(株)	400株 (1.0)	同社が所在する堺駅西口地区第1種市街地 市開発事業に公社として参画するため、保有 することとなった。 当初の経過もあり、適当な処分先が見つ からない。	H2. 12		
			ホルタス堺管理 (株)	100株 (10.0)	同社が所在する堺駅西口地区第1種市街地 市開発事業に公社として参画するため、保有 することとなった。 当初の経過もあり、適当な処分先が見つ からない。	H5. 11	副理事長が取締役を兼任	
住宅まちづ くり部タク ウン推進室管 理課	(財)大阪府タク ウン管理財団	千里北センター (株)	24,500株 (49.0)	千里北地区センターの再整備及びその後の 商業施設等の運営のためには、民間活力の導 入が事業手法として適切であるという判断に 基づき、当法人が商業者と共同で当該企業を 設立。 当法人は、当該企業に参画し、当該地区の 調整役を果たすことが求められており、株式 処分については慎重な対応を要する。	S. 63. 4. 30 ほか4回	常務理事兼千里事業本部 長が当該企業の非常勤取締 役に就任 法人所有の施設の運営、 管理を当該企業に委託		
兵庫県	企画管理部 教育・情報 局文書課	(財)ひょうご 産業活性化セ ンター	(株)ウィッシュ 神戸	100株 (47.6)	兵庫県では、阪神・淡路大震災からの早期 の産業復興及び景気の浮揚を図って行くた め、新産業の創造を積極的に推進し、より多 くのベンチャー企業の創出を目指している。 かかる観点から、平成8年度以降中小企業 庁において創設した創設的中小企業への株式 投資等を行う創設的中小企業創出支援事業に 加えて、国事業を補完する事業として当法人 がベンチャー企業や女性起業家等に対し、株 式投資等を行う県単独事業を併せて実施(こ の県単独事業については、自治省(当時)の 支援制度を活用)。 この投資事業(国制度及び県単独制度とも に)については、担保力の不足等から資金調 達が困難なベンチャー企業等に対し、株式投 資による資金供給(当法人は、投資先企業(営 利企業)の発行済株式の2分の1未満を限度に 株式を保有)を行うものであり、投資先企業 の円滑な事業実施を支援する観点から、投資 先企業から株式の譲渡申出がある等の場合を 除いて、当法人が株式を処分することはでき ない。	H. 8. 10. 1		
			(株)ケーエスメ ディカル	50株 (14.3)		H. 8. 11. 11		

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合 [%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係			
兵庫県	企画管理部 教育・情報 局文書課	(財)ひょうご 産業活性化セ ンター	日本中国温灸 (株)	20,000株 (16.7)	兵庫県では、阪神・淡路大震災からの早期 の産業復興及び景気の浮揚を図って行くた め、新産業の創造を積極的に推進し、より多 くのベンチャー企業の創出を目指している。 かかる観点から、平成8年度以降中小企業 庁において創設した創造的中小企業への株式 投資等を行う創造的中小企業創出支援事業に 加えて、国事業を補完する事業として当法人 がベンチャー企業や女性起業家等に対し、株 式投資等を行う県単独事業を併せて実施(こ の県単独事業については、自治省(当時)の 支援制度を活用)。 この投資事業(国制度及び県単独制度とも に)については、担保力の不足等から資金調 達が困難なベンチャー企業等に対し、株式投 資による資金供給(当法人は、投資先企業(営 利企業)の発行済株式の2分の1未満を限度に 株式を保有)を行うものであり、投資先企業 の円滑な事業実施を支援する観点から、投資 先企業から株式の譲渡申出がある等の場合を 除いて、当法人が株式を処分することはでき ない。	H. 8. 11. 25				
			(株)神戸ガン ダーラ	100株 (33.3)		H. 8. 12. 6				
			アルファシステ ム(株)	60株 (6.0)		H. 9. 2. 28				
			ジェミックス (株)	20,000株 (10.1)		H. 9. 3. 5				
			(株)ブレイン ワークス	300株 (4.6)		H. 9. 3. 31 ほか1回				
			(株)デザイン	100株 (5.6)		H. 9. 3. 31				
			(株)オムニネット ワーク	400株 (41.7)		H. 9. 4. 10				
			ジュビター電算 機システム(株)	30,000株 (33.3)		H. 9. 5. 30				
			(株)リブラブ	400株 (48.8)		H. 9. 7. 31				
			兵庫県	企画管理部 教育・情報 局文書課		(財)ひょうご 産業活性化セ ンター	(株)メディアポ リス	100株 (49.5)	H. 9. 8. 25	
							(株)センチュ リーベット	400株 (37.0)	H. 9. 8. 29 ほか1回	
							(株)エヌエス ケーケー	400株 (4.5)	H. 9. 9. 30	
							(株)ポレポレ	99株 (49.5)	H. 9. 10. 1	
							(株)イーエスブ ランニング	260株 (32.5)	H. 9. 11. 17	
第和工業(株)	50株 (7.4)	H. 9. 12. 19								
(株)ルアス	200株 (25.0)	H. 10. 3. 2								
(株)テクノアド バンス	120株 (4.9)	H. 10. 3. 5								
メッセユニバー ス(株)	860株 (48.9)	H. 10. 3. 27 ほか1回								
甲南インター ネット(株)	200株 (41.7)	H. 10. 3. 30								
(株)デザインク ラブ	200株 (49.5)	H. 10. 3. 30 ほか1回								
(株)エムアンド エム	100株 (24.7)	H. 10. 8. 31								
(株)ネットマス ター	100株 (47.6)	H. 10. 8. 31								
テスコ(株)	200株 (14.0)	H. 10. 11. 19								
(株)バイクベイ ス	200株 (33.3)	H. 10. 11. 25								
(株)ヤマニシ	500株 (45.5)	H. 10. 12. 4								
(株)ストアマネ ジメント	200株 (7.2)	H. 10. 12. 10								
(株)ディスカバ リー	100株 (49.5)	H. 10. 12. 16								
(株)神戸エコ カーパスカル研 究所	850株 (16.7)	H. 13. 1. 19								
(株)ネイチャー スケープ	200株 (47.6)	H. 11. 3. 9								
(株)久見瀬外部 空間設計事務所	200株 (49.8)	H. 11. 3. 30								
(株)エムシーア イ	294株 (49.0)	H. 11. 3. 30 ほか1回								
(株)エイジレス 企画	98株 (49.0)	H. 11. 4. 28								
(株)ベリーズ コーポレーショ ン	200株 (25.0)	H. 11. 4. 30								
(株)ディーシー エヌ	200株 (25.0)	H. 11. 5. 18								
(株)メヴィウス	480株 (49.0)	H. 11. 6. 25								
北斗電子工業 (株)	20,000株 (13.9)	H. 11. 7. 8								
(株)ジミータリ ム	98株 (49.0)	H. 11. 7. 30								

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合 [%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
兵庫県	企画管理部 教育・情報 局文書課	(財)ひょうご 産業活性化セ ンター	(株)タフリーイ ンターナシヨナ ル	200株 (45.5)	兵庫県では、阪神・淡路大震災からの早期 の産業復興及び景気の浮揚を図って行くた め、新産業の創造を積極的に推進し、より多 くのベンチャー企業の創出を目指している。 かかる観点から、平成8年度以降中小企業 庁において創設した創造的中小企業への株式 投資等を行う創造的中小企業創出支援事業に 加えて、国事業を補完する事業として当法人 がベンチャー企業や女性起業家等に対し、株 式投資等を行う県単独事業を併せて実施(こ の県単独事業については、自治省(当時)の 支援制度を活用)。 この投資事業(国制度及び県単独制度とも に)については、担保力の不足等から資金調 達が困難なベンチャー企業等に対し、株式投 資による資金供給(当法人は、投資先企業(営 利企業)の発行済株式の2分の1未満を限度に 株式を保有)を行うものであり、投資先企業 の円滑な事業実施を支援する観点から、投資 先企業から株式の譲渡申出がある等の場合を 除いて、当法人が株式を処分することはでき ない。	H.11. 8. 6	
			(株)ケシオン	198株 (16.5)	H.11. 8.25		
			(株)一進工作所	20,000株 (22.2)	H.11. 9.28		
			(株)共立サービ ス	600株 (27.3)	H.11. 9.30 ほか1回		
			(株)ディーラン ン・ヨネザワ	299株 (49.8)	H.11.10.26		
			日本シリコロイ 工業(株)	30,000株 (42.9)	H.11.12. 6		
			オーシャンホー ムズ(株)	600株 (35.7)	H.11.12. 9		
			(株)日本クラブ トセンター	98株 (49.0)	H.11.12.17		
			(株)エイユツ ル	100株 (45.5)	H.12. 1.11		
			(株)アジャンス	480株 (27.0)	H.12. 1.12		
			アイエスブラン (株)	200株 (14.1)	H.11. 9.29		
			(株)トランスブ ロ	100株 (45.5)	H.12. 1.20		
			センサシステム (株)	36,000株 (45.0)	H.12. 1.20		
			(株)洋行	99株 (33.1)	H.12. 1.24		
			(株)カムサー	200株 (31.7)	H.12. 2.16		
			ユメックスバイ オテック(株)	150株 (27.3)	H.12. 3. 7		
			ひまわりメ ニューサービス (株)	1,000株 (45.9)	H.12. 3.30		
			新光電機(株)	20,000株 (14.7)	H.12. 3.30		
			(株)春日システ ムナーセリー	300株 (46.9)	H.12. 4.18		
			(株)アイズ	98株 (49.0)	H.12. 6. 1		
			(株)ベジーコー ポレーション	90株 (47.4)	H.12. 6.15		
			(株)シービット	200株 (48.8)	H.12. 7.21		
			(株)アミューズ 24	200株 (49.8)	H.12. 7.25		
			高圧クロス(株)	19,000株 (19.0)	H.12. 8. 2		
			関西ロジス ティックス(株)	200株 (37.7)	H.12. 8.25		
			(株)光商	39,000株 (48.8)	H.12. 8.30		
			(株)アビーレマ マ	100株 (40.0)	H.12. 9.21		
			(株)タツヤ	200株 (49.4)	H.12. 9.27		
			(株)マスタハー モ	200株 (16.7)	H.12. 9.27		
			(株)ブレイン	480株 (48.0)	H.12. 9.27		
			深江化成(株)	1,875株 (5.7)	H.12. 9.29		
			(株)リンク	200株 (47.6)	H.12.10.20		
			(株)プライマ リー	98株 (49.0)	H.12.11.29		
			(株)リプロリ サーチ	200株 (27.0)	H.13.10. 5		
			サイトウエンヂ ニアーズ(株)	40,000株 (36.4)	H.13.10.11		
			(株)松岡化成	399株 (49.9)	H.13.10.22		
			コムネット(株)	500株 (33.3)	H.13.10.30		
			エアシステム (株)	580株 (38.7)	H.13.11.29		



所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
兵庫県	企画管理部 教育・情報 局文書課	(財)ひょうご 産業活性化セ ンター	(株)創発システ ム研究所	300株 (42.9)	兵庫県では、阪神・淡路大震災からの早期 の産業復興及び景気の浮揚を図って行くた め、新産業の創造を積極的に推進し、より多 くのベンチャー企業の創出を目指している。 かかる観点から、平成8年度以降中小企業 庁において創設した創造的中小企業への株式 投資等を行う創造的中小企業創出支援事業に 加えて、国事業を補完する事業として当法人 がベンチャー企業や女性起業家等に対し、株 式投資等を行う単独事業を併せて実施(こ の単独事業については、自治省(当時)の 支援制度を活用)。 この投資事業(国制度及び単独制度とも に)については、担保力の不足等から資金調 達が困難なベンチャー企業等に対し、株式投 資による資金供給(当法人は、投資先企業(営 利企業)の発行済株式の2分の1未満を限度に 株式を保有)を行うものであり、投資先企業 の円滑な事業実施を支援する観点から、投資 先企業から株式の譲渡申出がある等の場合を 除いて、当法人が株式を処分することはでき ない。	H. 13. 11. 30	
			ヴァンフック (株)	98株 (49.0)	H. 13. 12. 14		
			(株)アニマック ス	400株 (22.0)	H. 14. 1. 10		
			藤丸工業(株)	33,000株 (11.2)	H. 14. 1. 31		
			(株)フジコウ	600株 (46.2)	H. 14. 3. 5		
			(株)ブロード ティーヴィ	2,000株 (8.7)	H. 14. 3. 22		
			関西ブロードバ ンド(株)	1,000株 (5.0)	H. 14. 4. 9		
			(株)無添加住宅	100株 (4.7)	H. 14. 6. 6		
			(株)森久エンジ ニアリング	200株 (22.0)	H. 14. 5. 15		
			シーコム(株)	300株 (6.1)	H. 14. 7. 29		
			(株)ファルコム	399株 (39.9)	H. 14. 8. 21		
			(株)フリー・ ゾーン	200株 (49.8)	H. 14. 7. 26		
			大阪油脂工業 (株)	16,600株 (30.2)	H. 14. 9. 30		
			(株)ケーシーコ ルトン	200株 (37.7)	H. 13. 1. 29		
			(株)チュウオー	10,000株 (20.0)	H. 13. 1. 25		
			(株)カラーズ	199株 (4.7)	H. 13. 3. 26		
			(株)トーヨー シーエス	290株 (48.3)	H. 13. 3. 5		
			(株)ホロン	100株 (49.5)	H. 13. 8. 30		
			まつもと合成 (株)	190株 (48.7)	H. 13. 2. 26		
			ジョイブ(株)	400株 (30.3)	H. 13. 3. 23		
			ヒッツコミュニ ケーション(株)	200株 (47.6)	H. 13. 3. 29		
			(株)シールド ジャパン	198株 (15.2)	H. 13. 3. 29		
			ティーアンドエ ム(株)	200株 (3.4)	H. 13. 3. 29		
			高丸工業(株)	60,000株 (40.0)	H. 13. 3. 28		
			(株)デジタルラ ボ	294株 (49.0)	H. 13. 7. 6		
			(株)チャイルド ハート	100株 (49.5)	H. 12. 11. 29		
			(株)リュウナ	100株 (49.5)	H. 13. 1. 24		
			(株)ウイッシュ	100株 (29.4)	H. 13. 5. 1		
			神戸電子パーツ (株)	380株 (47.5)	H. 13. 5. 29		
			竹内電機(株)	20,000株 (40.0)	H. 13. 6. 20		
			(株)甲北	100株 (33.3)	H. 13. 7. 5		
			(株)ワードワー ルド	98株 (49.0)	H. 13. 8. 13		
			丸拓興産(株)	200株 (28.2)	H. 13. 8. 20		
			六甲真珠貿易 (株)	10,000株 (20.0)	H. 13. 7. 30		
			(株)Kid's Power	99株 (49.5)	H. 15. 8. 29		
			(株)イノテック 西日本	400株 (29.9)	H. 15. 7. 2		
			(株)ライトニッ クス	240株 (48.0)	H. 15. 6. 12		
			神戸バイオロボ ティクス(株)	600株 (18.8)	H. 15. 6. 27		
			(株)オプト	240株 (36.1)	H. 15. 3. 28		

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
兵庫県	企画管理部 教育・情報 局文書課	(財)ひょうご 産業活性化セ ンター	(株)アイエンス	360株 (47.4)	兵庫県では、阪神・淡路大震災からの早期の産業復興及び景気の浮揚を図って行くため、新産業の創造を積極的に推進し、より多くのベンチャー企業の創出を目指している。かかる観点から、平成8年度以降中小企業庁において創設した創造的中小企業への株式投資等を行う創造的中小企業創出支援事業に加えて、国事業を補完する事業として当法人がベンチャー企業や女性起業家等に対し、株式投資等を行う県単独事業を併せて実施(この県単独事業については、自治省(当時)の支援制度を活用)。 この投資事業(国制度及び県単独制度ともに)については、担保力の不足等から資金調達が困難なベンチャー企業等に対し、株式投資による資金供給(当法人は、投資先企業(営利企業)の発行済株式の2分の1未満を限度に株式を保有)を行うものであり、投資先企業の円滑な事業実施を支援する観点から、投資先企業から株式の譲渡申出がある等の場合を除いて、当法人が株式を処分することはできない。	H. 15. 1. 27	
			(株)シーナ	200株 (47.6)	H. 14. 10. 28		
			ノズルネット ワーク(株)	860株 (46.7)	H. 14. 10. 31		
			(株)エス・エ ル・シー	499株 (49.9)	H. 14. 11. 29		
			(株)シックコー ポレーション	500株 (31.6)	H. 14. 10. 7		
			(株)エムズサイ エンス	277株 (1.4)	H. 16. 1. 29		
			(株)鍵庄	2,000株 (40.0)	H. 16. 2. 10		
			ニュープレクス (株)	400株 (4.7)	H. 16. 3. 29		
			エイシー・デイ シイ(株)	500株 (49.5)	H. 16. 3. 31		
			(株)シースカイ	660株 (33.3)	H. 16. 7. 29		
			(株)ボイスバン ク	400株 (9.7)	H. 16. 7. 29		
			オオテオジュネ シス(株)	330株 (16.8)	H. 16. 11. 29		
			(株)アイウェイ ブ・デザイン	50株 (0.4)	H. 16. 12. 16		
			(株)日本セール ス&マーケティ ング	100株 (2.4)	H. 17. 2. 21		
			(株)ジーンメ ディスンジャバ ン	10株 (1.2)	H. 17. 3. 3		
			エフエヌエス (株)	400株 (49.9)	H. 17. 3. 16		
			(株)赤松工業	1,500株 (27.3)	H. 17. 3. 18		
			(株)アイメ ディック	300株 (41.7)	H. 17. 3. 24		
			ファイブデジス ター(株)	250株 (6.1)	H. 17. 3. 30		
			(財)神戸みの りの公社	(株)神戸ワイ ン	1,060株 (3.8)	当該企業は、神戸ワインを中心とした神戸ブランドの開発等、主として各種収益事業を積極的に推進することにより、アーバンリゾート都市の農村版の実現に努めて、市民福祉の向上に寄与するために設立された神戸市の外郭団体。 公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すため、処分は困難。	S. 59. 9. 22 ほか3回
(財)神戸勤労 福祉振興財団	神戸マリンホテ ルズ(株)	20,000株 (1.7)	当該企業は、市民等に利用しやすい宿泊等の場を提供することによって、地域社会の発展等に寄与することを目的として設立された神戸市の外郭団体。 公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すため、処分は困難。	H. 9. 4. 1	当法人の理事長が当該企業の取締役に就任		
(社)神戸市医 師会	神医協興産(株)	600株 (0.4)	当該企業の株式は、当法人の会員から無償譲渡されたもの。 非公開株式であることから適当な譲渡先が見当たらず、また、寄贈者の信頼関係を損なうことになるため、処分は困難。	S. 57. 8. 13	当法人の会長が当該企業の取締役に就任		
(社)兵庫県資 金業協会	(株)兵庫県情報 センター	50株 (0.02)	当該企業の株式は、当法人の効率的な事業の実施に資すると考えて取得したもの。 非公開株式であることから、適当な処分先が見当たらない。	S. 51. 5. 19	当法人の理事22人中9人が当該企業の代表取締役に就任		
(財)神戸市開 発管理事業団	(株)神戸ニュー タウン開発セン ター	60,000株 (3.5)	当該企業は、神戸市がニュータウンの建設を行うに当たり、商業、業務、文化、娯楽等の高次の都市機能を持つ中央センターの計画・整備及び管理主体として、神戸市、民間企業等により設立。 当法人は、ニュータウンにおいて公益施設の管理及び住民生活に必要な医療機関等の利便施設が配置できる商業施設の建設及び運営を行っていることから、当法人の効率的な事業展開に資すると考え出資。 出資の中止は、当該企業の公益的な事業の継続に支障を来すとともに、非公開株式であることから、適当な処分先が見当たらない。	S. 52. 7. 21 ほか2回			

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
兵庫県	企画管理部 教育・情報 局文書課	(財)神戸市開 発管理事業団	(株)ケーブル ネット神戸声屋	2,213株 (2.1)	当該企業は、神戸市東部地区(東灘区、灘区、中央区及び兵庫区)のケーブルテレビの普及及び自主番組の送信等を目的に神戸市、民間企業等により設立。 当法人は、神戸市の別地区においてテレビ送信の難視聴対策等としてケーブルテレビ事業の促進を行っていることから、情報交換等を当該企業と連携することにより、当法人の効率的な事業展開に資すると考え出資。 出資の中止は、当該企業の公益的な事業の継続に支障を来すとともに、非公開株式会社であることから、適当な処分先が見当たらない。	H. 8. 4. 25	
		(財)姫路市都 市整備公社	(株)姫路サン ルート	600株 (8.1)	当法人が建設に携わったJR姫路駅前の建物に、ビジネスホテルを誘致してほしいとの姫路市民の要望があり、この要望にこたえるため、姫路市、地元企業等と共に当該企業を設立。 非公開株式会社であり、適当な処分先が見当たらない。	S. 57. 11. 8	
			姫路ウォーター フロント(株)	1,120株 (28.0)	当該企業は、当法人が開発に携わったゴルフ場を運営する企業で、姫路市民の福祉の向上を目的として、姫路市、民間企業等により設立。設立の趣意に賛同して出資。 株式の処分は、当該企業の公益的な事業の継続に支障を来すとともに、非公開株式会社であることから、適当な処分先が見当たらない。	H. 2. 4. 10 ほか1回	理事が当該企業の社長に 就任
			姫路ケーブルテ レビ(株)	1,000株 (3.2)	当該企業は、地域に密着したケーブルテレビを業務とする企業で、姫路市、民間企業等により設立。設立の趣意に賛同して出資。 株式の処分は、当該企業の公益的な事業の継続に支障を来すとともに、非公開株式会社であることから、適当な処分先が見当たらない。	H. 6. 7. 6	(3.2)
		(社)兵庫県建 設業協会	(株)神戸商工貿 易センター	30株 (0.02)	当該企業は、神戸市及び神戸商工会議所が中心となって、海外の貿易事務所や内外の経済・貿易・海運関係の官民団体等及び国際通信その他関連施設の入居を図り、併せて総合的な商工事務の指導・相談を行うため建設された神戸商工貿易センターを管理運営するために設立。当法人は、この設立目的に賛同して出資。 株式の処分は、当該企業の公益的な事業の継続に支障を来すとともに、非公開株式会社であることから、適当な処分先が見当たらない。	S. 42. 12. 1 ほか2回	
			西日本建設業保 証(株)	1,625株 (0.08)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。 非公開株式会社であり、適当な処分先が見当たらない。	S. 27. 12. 1 ほか6回	
		(社)兵庫県織 維協議会	(株)織維会館	178株 (89.0)	当該企業は、当法人が入居しているビルを管理運営している企業。当法人がテナントビルを運営することは適当でないと判断して、運営主体としての企業を設立。 当該企業は設立後赤字続きで、配当は一度もなく、また、非公開株式会社であり、適当な処分先が見当たらない。	H. 元. 9. 2	理事全員が当該企業の社 長等役員に就任 企業が職員の給与を一部 負担
		(社)神戸市東 部中央卸売市 場協会	神戸航空貨物 ターミナル(株)	40株 (0.02)	当該企業は、神戸市及び民間企業等により設立された団体であり、当法人も設立の趣意に賛同して出資。 出資の中止は、当該企業の公益的な事業の継続に支障を来すとともに、非公開株式会社であり、適当な処分先が見当たらない。	H. 4. 7. 1	
		(社)神戸市中 央卸売市場運 営協議会		40株 (0.02)		H. 4. 7. 1	
		(財)甲南病院	向洋サービス (株)	200株 (100)	当法人は、病院運営を事業としているが、当該病院の駐車場の管理、病院内の売店経営及び自動販売機、公衆電話等の管理を効率よく行わせるために、このような事業を行う当該企業の株式を保有。 非公開株式会社であり、適当な処分先が見当たらない。	H. 6. 3. 10 ほか8回	当法人の職員が当該企業 の代表者である
		(財)姫路十字 会	(有)サクセス	372口 (19.4)	当該企業は、当法人の設立者が設立発起人になった企業で、高い配当収入が見込まれたので、事業費を確保すべく株式を取得し、また、設立者から運用財産として寄付を受けたもの。 非公開株式会社であり、適当な処分先が見当たらない。	H. 13. 1. 25	理事長及び理事1名が当 該企業の取締役役に就任(平 成13年2月に株式会社から 組織変更)
			(株)シンクデー タ	7,500株 (62.5)		S. 62. 8. 19 ほか3回	理事1名が当該企業の代 表取締役役に就任
		(財)杉山社会 福祉会	タカラベルモン ト(株)	89,040株 (1.5)	当法人は、基本財産が少額であるため事業に必要な収入を確保すべく、前理事長から運用財産として当該株式の寄付を受けたもの。 当該株式の配当収入が全収入の8割を占め、これに代わる適当な財源もないことから処分することは困難。	S. 36. 12. 23 ほか5回	
		(財)多可町農 林業公社	(株)かみ物産セ ンター	20株 (4.5)	当該企業は、町内物産の販売及び展示場の運営を行うため、加美町、関係団体等で設立。当該企業と連携すれば当法人の事業遂行の効率性が図られると考えて出資。 出資の中止は、当該企業の公益事業の継続に支障を来すとともに、非公開株式会社なので適当な処分先が見当たらない。	H. 8. 9. 10	理事長が当該企業の代表 取締役役に就任
		(社)西宮建設 協会	(株)西宮建設会 館	16,900株 (10.3)	当該企業は、当該法人の会員が出資して設立したもので、当該法人を退会する会員から当該企業の株式の引受けの申出を受けて、やむを得ず取得。 非公開株式会社であり、適当な処分先が見当たらない。	H. 12. 3. 31 ほか1回	当該企業所有の建物内に 事務所を設置 当該法人の役員5人が当 該企業の役員に就任

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
兵庫県	企画管理部 教育・情報 局文書課	(財)ピー・エ イチ・ディー 協会	(株)住友化学株 式会社	3,000株 (0.0002)	当会の協力者より株券による寄附を受けた ため、また、当該協力者の意向として、株券 配当による収入によって協力していきたい旨 があり、現在に至る。	H.15.11.4	役員の兼任、金銭の貸 借、取引等の利害関係はない
			日本発条(株)	3,000株 (0.001)			
			(株)アマダ	1,971株 (0.0002)			
			関西電力(株)	400株 (0.00004)			
			富士電機E&C (株)	1,100株 (0.006)			
	企画管理部 教育・情報 局文書課  国土交通省 近畿運輸局 総務課	(財)神戸市都 市整備公社	(株)神戸サンセ ンタープラザ	21,945株 (14.6)	当該企業は、三宮市街地改造事業により建 設されたサンプラザ等の管理運営のため設立 された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資 の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来 すことから、処分には困難な問題があるが、 更に処分についての検討を行う。	S.45.5.1 ほか4回	当法人の専務理事が当該 企業の取締役役に就任
			(株)神戸ワイン	80株 (0.3)	当該企業は、神戸ワインを中心とした神戸 ブランドの開発等、主として各種収益事業を 積極的に増進することにより、アーバンリ ゾート都市農村版の実現に努めて、市民福祉 の向上に寄与するために設立された神戸市の 外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資 の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来 すことから、処分には困難な問題があるが、 更に処分についての検討を行う。	S.59.9.22 ほか2回	当法人の専務理事が当該 企業の取締役役に就任
			神戸マリンホテルズ(株)	20,000株 (1.7)	当該企業は、市民等に利用しやすい宿泊等 の場を提供することによって、地域社会の発 展等に寄与することを目的として設立された 神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資 の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来 すことから、処分には困難な問題があるが、 更に処分についての検討を行う。	S.52.6.23 ほか1回	
			(株)神戸商工貿 易センター	200株 (0.1)	当該企業は、海外の貿易事務所、観光施 設、コンベンション施設等である神戸商工貿 易センタービルの管理運営を行うため、神戸 市の出資により第三セクター方式で設立され たものである。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資 の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来 すことから、処分には困難な問題があるが、 更に処分についての検討を行う。	S.50.7.31 ほか2回	当法人の事務局が神戸商 工貿易センタービルの一部 を賃借
			神戸地下街(株)	1,214株 (0.6)	当該企業は、地下道と付属店舗を建設し、 管理運営するため設立された神戸市の外郭団 体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資 の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来 すことから、処分には困難な問題があるが、 更に処分についての検討を行う。	H.2.10.5	
和歌山県	県土整備部 県土整備政 策局技術調 査課	(社)和歌山県 建設業協会	西日本建設業保 証(株)	1,250株 (0.06)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に 関する法律に基づき、建設工事請負契約の適 正な施行と建設業の健全な発展を目的として 設立。当該企業から当法人に株式保有の要望 があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充 を期する上から保有。	S.41.11.6	
			(株)神戸ニュー タウン開発セン ター	60,000株 (3.5)	当該企業は、神戸市の開発する大規模な住 宅団地において、商業施設等を計画整備等す る事業主体として設立された神戸市の外郭団 体である。神戸市の外郭団体統廃合の方針に より、当法人が外郭団体である神戸都市振興 (株)の営業譲渡を受けた際に譲り受けた株式 である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資 の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来 すことから、処分には困難な問題があるが、 更に処分についての検討を行う。	H.9.3.5	当法人の専務理事が当該 企業の取締役
			神戸ハーバーラ ンド(株)	100株 (0.3)	当該企業は、神戸ハーバーランド地区にお いて、地区管理の中核的役割等を担う機構と して設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資 の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来 すことから、処分には困難な問題があるが、 更に処分についての検討を行う。	S.63.4.11	
鳥取県	企画部地域 づくり支援 局自治振興 課	(財)鳥取県市 町村職員互助 会	(有)鳥取市町村 厚生	300株 (100.0)	生命保険と損害保険とが一体となった商品 販売を行うために、当時互助会から事務委託 を受けていた当該有限会社の株式を取得した もの。 現在は当該有限会社との事業上の関わりは ないことから、今後当該有限会社株式の処分 を検討する。	H.6.6.30	有限会社の取締役6名の 内、4名が互助会の理事、 1名が互助会の事務局長が 兼務している。また、有限 会社の監査役2名のうち、 2名が互助会の理事が兼務 している。

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係	
島根県	総務部総務課	(社)釜屋改進黨	隠岐汽船(株)	80株 (0.08)	当該企業は、地元企業であり、出資の要請があったことから株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	不明		
		(社)津戸共栄社		111株 (0.1)		S. 38. 7. 15		
	地域振興部 地域政策課	(財)島根総合研究所	(株)メディネットグローバル	あいらんど(株)	20株 (0.2)	当該企業は主としてソフト開発を行っている企業であり、当財団の事業目的を効率的に遂行していくにあたり、インターネットを使った新しい財団法人のモデルを今後創設していきたいという当法人の方針と企業の事業内容が合致しており、当該企業の増資にあわせ株式保有を決定。 運用目的による株式取得ではなく、上記保有に係る経緯からも株式の処分は困難である。	H. 17. 10. 12	
					10株 (0.2)			
地域振興部 市町村課	(財)都万進栄社	隠岐汽船(株)		4株 (0.004)	日常生活に必要不可欠な海上交通手段を提供する地元企業である当該企業から要請があり株式を取得。 適当な処分先が見つからない。	S. 38. 7. 15		
				あいらんど(株)	100株 (1.3)	当該企業は、地域振興を目的とした第三セクターであり、出資の要請により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 7. 2. 23	
健康福祉部 医療対策課	(社)島根県看護協会	大同生命(株)	29株 (0.000005)	当法人は、昭和56年3月1日大同生命保険相互会社との間で企業年金契約協定を締結して、協会会員(個人)保険料を一括納入している。 当該企業が、平成14年4月1日に相互会社から株式会社へ組織を変更し、これに伴って純資産の一部を新会社の資本金として株式を発行し、従来の契約社員に対しても、純資産形成への貢献度合(寄与分)に応じて新会社の株式を割り当てることとなり、当法人も29株を取得した。運用目的による株式の取得ではなく、現在処分も含めて検討中である。	H. 14. 4. 1	当法人は、当該企業の拠出型企業年金保険契約における保険者		
岡山県	企画振興部 市町村課	(財)岡山市建設公社	(株)岡山国際ホテル	150株 (0.2)	当該企業は、昭和47年の山陽新幹線の開通に合わせ、観光産業の振興、拠点性の強化等を図るため、県、岡山市、地元経済界等により設立された第三セクター。公益的見地から株式を保有。 当時としては公益性の高い第三セクターの株式については、他の出資団体との関係もあり、処分が困難。	S. 46. 2. ほか2回		
	保健福祉部 施設指導課	(財)倉敷中央病院	倉敷紡績(株)	189,321株 (0.07)	当法人は、大原孫三郎氏により大正12年に設立された病院を昭和9年に財団法人化したもの。当該企業は、同氏が創業した企業であり、当法人とルーツを同じくする姉妹法人。 当該企業は、今後予測される厳しい医療環境への対策及び高齢従業員雇用対策のため、当法人の病院事業に付帯する業務の一部についてアウトソーシングを行うための受け皿企業として当法人が出資して設立。 当該企業の設立趣旨から株式の処分は困難。	S. 24. 7. 13 ほか8回	理事2名が当該企業の取締役に就任	
			(株)クラレ	24,159株 (0.007)		S. 24. 7. 13 ほか8回	理事1名が当該企業の取締役に就任	
			(株)倉敷中央サービス	500株 (100)		H. 10. 6. 19	理事1名及び評議員1名が当該企業の取締役就任	
		(社)岡山県医師会	(株)オムエル	24,000株 (6.6)	当該企業は、医薬品の安定供給のため当法人が参画して設立した医薬品等販売会社。 医薬品の安定供給を今後も維持していくためにも、株式の処分は困難。	S. 35. 3		
		(財)川崎医学振興財団	川崎ホスピタルサービス(株)	16,000株 (100)	厚生年金基金設立時の認可基準として、当法人が当該企業の株を100%所有することが条件とされているため、株式を保有。 上記の保有に至った経緯から、株式の処分は困難。	S. 42. 3. 15 ほか2回	理事1名が当該企業の代表取締役、理事1名が監査役に就任	
		(社)天満屋共済会	(株)天満屋岡山店	11,459,109株 (16.5)	当法人の安定した財務体質を築くため、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 43. 2. 28 ほか103回	理事長を含む役員4名が当該企業の代表取締役、取締役等に就任	
		(財)宇野碩正財団	宇野自動車(株)	510,082株 (23.2)	当法人の安定的な運用を確保するため、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 47. 9 ほか86回	理事長が当該企業の監査役に、理事が取締役に就任	
	産業労働部 経営支援課	(財)岡山県産業振興財団	免疫分析研究センター(株)	20株 (1.2)	当法人は、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(廃止)に基づく支援機関として、同法に基づく国の創造的中小企業創出支援事業における直接投資事業を実施したものである。同事業では株式市場に公開前の株式は、原則譲渡を禁じており、当該企業は未だ株式公開を行っていない。	H. 12. 3. 30		
			オーニット(株)	200株 (20.0)	当法人は、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(廃止)に基づく支援機関として、同法に基づく国の創造的中小企業創出支援事業に準じて、県単独の直接投資事業を実施したものである。県の実施要領で株式市場に公開前の株式は、原則譲渡を禁じており、当該企業は未だ株式公開を行っていない。	H. 9. 3. 1		
土木部都市 局建築指導課	(社)岡山県建築士会	岡山県建築住宅センター(株)		240株 (36.3)	当該企業は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に定める指定住宅性能評価機関として関係公益法人の出資により設立。公益的見地から株式を保有。 当該企業の設立趣旨から株式の処分は困難。	H. 12. 7. 5	会長が当該企業の代表取締役に、理事1名が監査役に就任	
				10株 (1.5)		H. 12. 7. 5		
				60株 (9.1)		H. 12. 7. 5	会長が当該企業の取締役に就任	
				2株 (0.3)		H. 12. 7. 5		

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
岡山県	土木部監理課	(財)岡山県開発公社	(株)岡山国際ホテル	200株 (0.2)	当該企業は、昭和47年の山陽新幹線の開通に合わせ、観光産業の振興、拠点性の強化等を図るため、県、岡山市、地元経済界等により設立された第三セクター。公益的見地から株式を保有。 当時としては公益性の高い第三セクターの株式については、他の出資団体との関係もあり、処分が困難。	S.46.3.15 ほか2回	理事長が当該企業の非常勤取締役就任
			表町第一開発ビル(株)	52株 (8.6)	当該企業は、市街地再開発事業により建設された再開発ビルの管理運営を目的に岡山市、市関係団体等により設立された第三セクター。当法人も再開発事業の権利者であることから株式を保有。 当該再開発ビルを当法人が区分所有し、使用していることもあり、処分が困難。	H.3.4.2	常務理事が当該企業の非常勤取締役就任
		(社)岡山県建設業協会	岡山県建築住宅センター(株)	40株 (6.1)	当該企業は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に定める指定住宅性能評価機関として関係公益法人の出資により設立。公益的見地から株式を保有。 当該企業の設立趣旨から株式の処分は困難。	H.12.7.5	専務理事が当該企業の非常勤取締役就任
		(社)岡山県電業協会	岡山県建築住宅センター(株)	10株 (1.5)	当該企業は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に定める指定住宅性能評価機関として関係公益法人の出資により設立。公益的見地から株式を保有。 当該企業の設立趣旨から株式の処分は困難。	H.12.7.5	
広島県	商工労働局産業振興部新産業課	(社)広島県情報産業協会	(株)広島ソフトウェアセンター	60株 (0.2)	当該企業は、平成3年4月、地域ソフトウェア供給開発事業推進臨時措置法に基づいて、プログラム業務従事者の知識及び技能の向上を図る事業、その他のソフトウェア供給開発事業を推進するために県が中心となって設立した第三セクター。 当法人が、第三セクターの人材育成事業を支援するために株式を保有するに至ったもので、処分は困難。	H.3.4.25	当該営利企業は当該社団法人の会員企業
		環境県民局環境部産業廃棄物対策課	(財)広島県環境保全公社	福山リサイクル発電(株)	5,140株 (16.1)	当該企業は、広域的な観点から廃棄物のエネルギー利用を促進するため県が出資して設立。当法人としては、事業の公益性を勘案し、廃棄物の中間処理分野への事業展開の観点から事業参画を行うこととして出資。 株式の処分は困難。	H.12.5.24 ほか1回
山口県	山口県総務部学事文書課	(社)宇部市医師会	山福(株)	200株 (2.5)	レセプト等の医療関係様式の販売、医師の損害保険等本会の運営目的に必要な事業を行うため、県下の医師会の参加により設立された。今後、公益法人制度改革の中で県医師会の方針が出されるので、これにより処理する。	S.59.1	医療関係用紙の購入、損害保険等の委託
		(社)萩市観光協会	エフエム萩(株)	20株 (1.5)	観光客誘致促進のため、また、災害時における市民への唯一の情報手段であることから、株式を保有。 株式の処分は困難。	H.8.6.7	
			関釜フェリー(株)	200株 (0.05)	海外(韓国)観光客誘致促進のため、広告及び宣伝に便宜を図ってもらう必要があるため、株式を保有。 株式の処分は困難。	S.44.6.23	
		(社)周南市建設業協会	(株)新周南新聞社	10株 (0.6)	地域に密着した購読紙の後援のために保有。 株式の処分について協議中。	S.60.2.25	当法人は当該企業が発行する新聞の購読者
		(社)下関土木協会	(株)山口県建設業会館	321株 (9.8)	建設業者である当法人の会員が当該企業が運営する会館を利用しているため、当該会館の設立当初から株式を保有。 株式の処分は困難。	S.40.11.30 ほか4回	
			(株)山口建設コンサルタント	700株 (3.5)	当該企業の設立に際し示された事業目的に賛同し、株式を保有。 株式の処分について検討中。	S.42.3.15 ほか4回	
		(社)阿東土木工友会	(株)山口県建設業会館	70株 (2.0)	役員が当法人の各支部会員。建設業者である当法人の会員が当該企業が運営する会館を利用しているため、当該会館の設立当初から株式を保有。 株式の処分は困難。	S.47.7.1 ほか1回	役員は当法人の各支部会員
		(社)周南土木協会	(株)山口建設コンサルタント	1,000株 (5.0)	当該企業の設立に際し示された事業目的に賛同し、株式を保有。 株式の処分について検討中。	S.42.3.15 ほか4回	理事が当該企業の非常勤役員に就任
		警察本部交通部交通企画課 国土交通省中国運輸局総務課	(社)山口県自家用自動車協会	(株)山口県自動車会館	1,600株 (8.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.45.8.7
徳島県	県土整備部建設管理課建設業振興指導室	(社)徳島県建設業協会	(株)徳島建築管理センター	20株 (5.9)	建築基準法の改正に伴い、(株)徳島建築住宅センターから保有依頼があり、他に引受先がないため。	H.12.6.23	
香川県	土木部土木監理課	(社)香川県建設業協会	西日本建設業保証(株)	2,750株 (0.1)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行及び建設業の健全な発展を目的として設立。 当該企業から当法人に株式保有の要請があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期するため保有。 設立経緯から処分は困難。	S.41.8.25	当該企業の取締役2名及び参与2名には、四国4県にある建設業協会の会長が交互就任

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係
香川県	土木部土木 監理課	(社)香川県建 設業協会	高松空港ビル (株)	180株 (0.6)	当該企業は、高松空港及び周辺の振興と県 民福祉の向上を図るために、県、県関係団体 等により設立された第三セクター。公益的見 地から株式を保有。 公営性の高い第三セクターの株式につい ては、処分が困難。	S. 61. 7. 29	
			(株)香川県建築 住宅センター	60株 (17.1)	当該企業は、住宅の品質確保の促進等に關 する法律が施行され、行政以外の実施機関が 存在しないことから、建築関係団体が中心と なって設立。 事業が軌道に乗るまでは支援していく必要 があり、処分は困難。	H. 12. 7. 1	当該法人の副会長が非常 勤常務取締役就任
	土木部建築 課	(社)香川県建 築士会	(株)香川県建築 住宅センター	70株 (20.0)	規制緩和の目的から住宅性能評価、建築確 認等の業務を行うために設立された会社であ り、中立性及び公平性が求められるので、出 資企業が偏らないよう設立当初から、当法人 が出資しているものである。また、上記の理 由から、株式の処分は困難である。	H. 12. 5. 20	当法人の会長が代表取締 役社長に、常任理事1名が 専務取締役に、常任理事1 名が常務取締役に、理事1 名が常務取締役に、監事1 名が取締役に就任
			(社)香川県建 築士事務所協 会	60株 (17.1)		H. 12. 5. 20	会長が常務取締役に就任
愛媛県	経済労働部 観光国際局 観光物産課	(社)新居浜市 観光協会	(株)マイントピ ア別子	40株 (0.8)	当該企業は、観光産業の振興、地域への貢 献及び文化性の重視を目的とし、観光客の誘 致、来場者の拡大及び施設の管理運営を業務 としている新居浜市の第三セクター。 当法人の設立趣旨目的に沿うものであり、 当該企業の適正な業務運営に資するため出 資。 株式の処分は、保有に至った趣旨から直ち には困難。	H. 元. 3. 28	当該企業の専務取締役1 名が当協会の理事を兼任
	土木部管理 局土木管理 課	(社)愛媛県建 設業協会	西日本建設業保 証(株)	375株 (0.02)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に 関する法律に基づき、建設工事請負契約の適 正な施行及び建設業の健全な発展を目的と して設立。当該企業から当法人に株式保有の要 望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡 充を期するため保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 47. 11. 20 ほか1回	会長が当該企業の非常勤 取締役に就任
高知県	土木部建設 管理課	(社)高知県建 設業協会	(株)高知県建設 会館	42,919株 (17.0)	当該企業は、業界発展の活動の場とするた めの会館の建設・管理を目的として県内関係 企業の出資により設立。当該会館を使用する 主たる団体として負担をするために株式を保 有。 当法人が使用する会館を確保するためであ り、処分は困難。	S. 36 ほか182回	会長、副会長6名及び理 事13名が当該企業の社長、 常務取締役又は取締役を兼 任 会館改築時に当該企業へ 貸付金あり
			西日本建設業保 証(株)	2,498株 (0.1)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に 関する法律に基づき、建設工事請負契約の適 正な施行と建設業の健全な発展を目的と して設立。当該企業から当法人に株式保有の要 望があり、保証事業の促進と前払制度の拡充 を期するため保有。 設立経緯から処分は困難。	S. 41. 8. 25 ほか4回	当該企業の取締役2名及 び参与2名には、四国4県に ある建設業協会の会長が就 任
			土佐観光(株)	400株 (0.02)	県の観光振興の一翼を担ったホテルが建設 されるに際し、当法人は、広く地場産業振興 に寄与する観点から当該企業の株式を保有。 非公開株式であり、適当な処分先が見つ からない。	S. 23. 4. 22 ほか6回	
			(株)南国オフィ スパークセン ター	200株 (1.01)	当該企業は、高知県にIT企業を誘致する 核となる施設として、高知県及び南国市が主 体となって平成6年度に設立。南国市長が代 表取締役に就任しており、両機関の強い要請 で出資した。設立の経緯から、処分は困 難。	H6. 3月 1回	
	観光部観光 振興課	(社)宿毛市観 光協会	宿毛市産業振興 (株)	10株 (4.2)	宿毛サニーサイドパークの建設により、管 理運営を行う組織が必要となったため、宿毛 市、宿毛商工会議所、農業協同組合、漁業協 同組合等が出資して設立。観光振興に寄与 するという観点から株式を保有。 非公開株式であるため、適当な処分先が見つ からない。	H. 2. 9. 7	会長が取締役に就任
福岡県	企画・地域 振興部広域 地域振興課	(財)福岡県産 炭地域振興セ ンター	(株)田川情報不 動産センター	200株 (37.0)	鉱害等の閉山の影響を受けた田川地域の振 興を図るに当たり、地域市町村及び県が一体 となって推進したIT関連企業誘致の実現た め、賃貸事務所の建設・運営主体として地域 市町村が中心となって設立した第三セクター に対し、当法人の目的達成のための助成と して出資。 地域振興の観点から、賃貸事務所の運営主 体の経営に悪影響を及ぼす処分は困難。	H. 13. 6. 29	理事が当該企業の取締役 に就任 法人の助成事業として、 当該企業に対し融資を実施
佐賀県	健康福祉本 部医務課	(社)佐賀県医 師会	(株)佐賀医協	60株 (100)	当法人の役員が発起人となり、昭和58年に 会員の福祉事業として、医師賠償責任保険、 所得賠償保険を取り扱う損害保険代理業務等 を目的とする当該企業を設立。その後、譲渡 により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 58. 4. 21	理事が当該企業の役員を 兼任
長崎県	観光振興推 進本部	(社)雲仙観光 協会	雲仙ゴルフ場株 式会社	4株 (0.4)	任意団体であった雲仙観光協会が法人化す る折に、任意団体から寄付されたもの。 地域全体で出資している会社で地域の構成 員がそれぞれ株式を持ち合っている状況であ り、処分は困難な状況にある。	H. 11. 4. 8	当該企業の役員2名が当 法人理事を兼任

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合 [%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係				
長崎県	企業振興・ 立地推進本 部	(財)長崎県産 業振興財団	テスト・リサー チ・ラボラト リーズ株式会社	260株 (4.5)	当法人では、県のベンチャー支援施策の一環として、高い技術シーズと優れた事業計画を有し、株式公開を視野に入れたベンチャー企業を対象とし、株式の引き受けを含む資金支援と経営支援を行い得る専門家の配置を軸とした事業を実施している。 本事業では、株式を保有することによる対象企業の状況把握と適切な指導・助言の実施をスキームの柱としており、企業の経営基盤が確立されるまでの間は保有が必要。 なお、投資の原資については、全額県予算により措置され、株式保有割合も創業者の持ち株数と同数を上限（「真人」以降は持ち株数未満）という制度にしている。	H. 16. 2. 20 ほか1回					
			バイオラボ株式 会社	512株 (4.5)		H. 16. 8. 30 ほか2回					
			株式会社マザー &チャイルド (12.3)	1200株		H. 18. 3. 31 ほか1回					
			株式会社真人 (14.4)	300株		H. 19. 1. 10 ほか1回					
			ファーマコセル 株式会社 (14.5)	833株		H. 19. 2. 28					
			株式会社AVSS (10.8)	2000株		H. 19. 4. 19					
			株式会社ステラ 環境科学 (25.0)	200株		H. 19. 8. 21					
			P I E M株式 社 (33.2)	200株		H. 20. 5. 26					
			株式会社ヴェク ト (3.5)	600株		H20. 7. 11					
			農林部	(社)長崎県 獣医師会		長崎獣医薬品株式 会社	200株 (2.5)	社員から寄贈されたもの。 動物用医薬品の安定確保のために社員が出資して作った会社であり、社員それぞれが株式を持ち合っている状況であり、かつ、寄贈されたものであるため、処分は困難な状況にある。	S. 63. 4. 14 ほか1回	当該企業の役員11名のうち9名が当法人の社員。	
			熊本県	総務部私学 文書課		(社)八代青年 会議所	(株)エフエムや つしろ	10株 (2.3)	地域づくりのため当該企業の設立を有効なものと考え出資。 処分先候補と交渉中。	H. 9. 9. 1 ほか1回	
							(財)熊本県起 業化支援セン ター	(株)草葉ナーセ リー	1,000株 (16.7)	当法人では、一定の要件を満たす、特に創業初期のベンチャー企業を中心に株式を引き受けるという、本県独自の直接投資事業を実施。 このように起業化支援のために株式を保有することが当法人の事業であり、当分の間(原則として10年間)の保有が必要。 なお、1件につき、1,000万円以内かつ筆頭株主にならない範囲という限度がある。	H. 9. 10. 17
(株)調和研水	200株 (27.8)	H. 10. 2. 18									
(株)トレジャー オブテクノロ ジー	200株 (45.5)	H. 11. 3. 30									
(株)ケーエイテ シー	200株 (20.8)	H. 11. 4. 20									
(株)イワサキ技 研 (33.3)	100株	H. 11. 4. 29									
(株)青紫蘇 (37.5)	120株	H. 11. 11. 9									
デリテック(株)	98株 (32.9)	H. 12. 4. 18									
(株)イーエム・ エンタープライ ズ	200株 (31.3)	H. 12. 8. 25									
(株)談	120株 (27.3)	H. 12. 9. 9									
(株)テラシステ ム (40.0)	200株	H. 13. 2. 16									
明工計装(株)	200株 (40.0)	H. 13. 2. 27									
イワキコーティ ング工業(株)	200株 (40.0)	H. 13. 4. 13									
(株)敬和	200株 (47.6)	H. 13. 6. 26									
西日本エコロ ジー(株)	20,000株 (29.4)	H. 13. 6. 26									
(株)ネクスト ライン (33.3)	100株	H. 13. 6. 29									
(株)熊本アイ ディーエム (40.0)	200株	H. 13. 11. 19									
アーク・リゾ ス(株)	20,000株 (25.0)	H. 13. 11. 27									
テクノデザイン (株)	200株 (23.2)	H. 13. 12. 17									
(株)田中商店	20,000株 (45.5)	H. 14. 5. 9									
(株)マック	200株 (25.0)	H. 14. 5. 15									
(株)エイムテッ ク (47.6)	200株	H. 14. 11. 28									
山下機工(株)	200株 (40.8)	H. 14. 12. 4									
(株)ビッグバイ オ (45.5)	1,000株	H. 15. 6. 13									
(株)オフィス未 来 (41.6)	100株	H. 15. 7. 17									
ランドウォー カー(株) (13.8)	350株	H. 15. 11. 13									
(株)尚英企業 (45.0)	90株	H. 16. 12. 24									
(株)ニーズ	100株 (33.3)	H. 17. 2. 24									
(株)地の塩社 (3.4)	50株	H. 17. 2. 24									
リブラテック (株) (9.1)	200株	H. 17. 7. 1									
(株)パワーバン クシステム (41.0)	700株	H. 17. 12. 26		役員の兼任、金銭の 貸借、取引等はなし。							
日本牛乳野菜 (株) (0.2)	17株	H. 18. 3. 27									
(株)上村エン タープライズ (33.3)	200株	H. 18. 11. 28									
(株)メイソウ (38.5)	200株	H. 18. 11. 30									



所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係				
熊本県	商工観光労働部産業支援課	(財)熊本県起業化支援センター	イングリッシュハウス(株)	200株 (22.0)	当法人では、一定の要件を満たす、特に創業初期のベンチャー企業を中心に株式を引き受けるとい、本県独自の直接投資事業を実施。 このように起業化支援のために株式を保有することが当法人の事業であり、当分の間(原則として10年間)の保有が必要。 なお、1件につき、1,000万円以内かつ筆頭株主にならない範囲という限度がある。	H.18.11.18					
			(株)エムイーエス	200株 (23.8)		H.18.11.28					
			(株)エコルド	20000株 (32.3)		H.18.11.22					
			(株)パストラル	200株 (37.0)		H.19.5.17					
			千代の園酒造(株)	1000株 (17.7)		H.19.4.26					
			(株)果実堂	125株 (1.5)		H19.11.16					
			(株)ゼログラフィック	200株 (32.3)		H19.11.14					
			(株)CSC	640株 (31.3)		H19.11.28					
			(株)エコファクトリー	400株 (45.5)		H19.11.29					
			(株)くまもと健康支援研究所	700株 (46.7)		H20.5.30					
			浜田醤油(株)	20000株 (33.3)		H20.11.26					
			(株)キューイシステム	200株 (40.0)		H20.11.21					
			環境生活部環境政策課	(財)水俣・芦北地域振興財団		(株)水俣環境技術開発センター		200株 (20.0)	当法人は、平成12年12月1日付で水俣病関係の3財団が統合し設立。当該株式は旧(財)水俣・芦北地域環境技術研究開発支援基金が寄附行為の規定により環境技術を研究開発する当該企業に対して出資したものであり、事業を引き継いだ当法人が法人設立の目的を達成するまでは株式の保有が必要。	H.10.3.25	平成10年度から12年度までの3年間、当該企業に対し各年度5億円の助成
			土木部監理課	(社)熊本県建設業協会		(株)熊本県建設会館		5,129株 (85.5%)	当法人の設立時に事務所として使用する会館の土地・建物を当該企業が保有しており、当法人は当会館を使用する団体の一つとして前身の団体から株式の寄付を受けて保有することとなり、更に会館建設の際に名義が当法人となるよう、底地の権利を確保するため当該企業の株式を取得。 当法人が自ら所有する会館を保全するために保有している株式であり、処分は困難。	S.39.2.20	役員兼務1名 当該企業が有する土地の賃貸借契約 企業の事務等の業務委託契約
警察本部交通部交通企画課 国土交通省九州運輸局総務課	(社)熊本県自家用自動車協会	(株)熊本県自動車会館	700株 (4.8)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.58.3.23	役員兼任1名					
宮崎県	総務部市町村課	(財)宮崎県市町村振興協会	高千穂鉄道(株)	600株 (13.0)	当該企業は、旧国鉄高千穂線の廃止を受けて、地域に密着した第三セクターとして設立。地域住民のための生活路線及び本県の観光路線の本路線としての重要性にかんがみ、当該企業の経営安定は県内市町村の振興に寄与するとの観点から株式を保有。 保有株式は、県・地元自治体等と共に、引き続き当該企業を支援していく必要があるため、処分は困難。	S.63.12.24	役員の兼任なし 金銭の貸借、取引等なし				
			(社)延岡市医師会 (社)延岡市西臼杵郡薬剤師会	(株)ヘルストピア延岡	5株 (0.5)	当該企業は、市民の福祉・健康の増進を目的とする健康施設であるヘルストピア延岡を運営する企業として延岡市が中心となり設立されたものであり、その安定的運営のため市から出資を要請され出資を行ったものである。	H.5.6.2	役員の兼任なし。 金銭の貸借、取引等なし			
				(株)宮崎県建設会館	33,000株 (100)	当該企業は、当法人が入居する会館の管理を目的として設立。当初は各会員が出資し株式を取得していたが、会館を一元管理するために、当法人が会員から株式を取得したものの。 適当な処分先が見つからない。	S.44.1.24		会長が社長に、常務理事が役員及び監査役に就任している		
県土整備部管理課	(社)宮崎県建設業協会	(株)宮崎県建設会館	498株 (0.02)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。 適当な処分先が見つからない。	S.41.8.25	会長が監査役に就任					
鹿児島県	土木部監理用地課	(社)鹿児島県建設業協会	(株)鹿児島県建設センター	10,858株 (3.9)	当該企業は、当法人が入居している建物を所有している。当該企業の設立の際、当法人会員が出資。当法人に入会の際には原則として株式を保有することとしているが、当法人が退会者の株式を保有し、新規加入者には株式を売却している。 上記の理由から一時的に保有するものであり、直に処分するのは困難。	S.63.12.26	協会理事のうち、支部長全員が当該企業の取締役を兼任し、会長が当該企業の代表取締役を兼任。 協会の監査役と同一人が、当該企業の監査役を兼任。				
	土木部監理用地課	(社)鹿児島県建設業協会	西日本建設業保証(株)	1,625株 (0.1)	西日本建設業保証(株)は建設業者の保証業務を行っているため、当法人の運営と密接な業務を行っているため、一部出資しているものであり、処分は困難である。(なお、約27%は無償提供を受けたものである。)	S.41.11.6 ほか3回	会長が当該企業の非常勤取締役を兼任。				
沖縄県	観光商工部産業政策課	(財)沖縄県産業振興公社	(株)沖縄産業振興センター	200株 (3.2)	当該企業は、官民一体となった産業振興策の効果的な推進及び商工業者の利便性の確保を図るため、総合情報センター、研修、会議・イベント等産業の活性化に必要な機能を併せ持った沖縄産業支援センターの建設・管理・運営を行う第三セクターとして設立。当法人の設立目的である県内産業の振興育成を積極的に推進するため株式を保有。 株式の保有は県の施策に基づいた事業の中での保有であり、処分は適切でない。	H.8.3.1	当該企業が運営する施設に当法人が入居				

[都道府県教育委員会]

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数(割合[%])	保有することとなった理由及び処分が困難な理由	当該株式入手日	当該公益法人と当該営利企業との関係
青森県	教育庁職員福利課	(財)青森県体育協会	青森スポーツクラブ(株)	10株(10.0)	当法人は、スポーツ振興を支援する地域総合型スポーツクラブとして、地元優良企業等の賛同を得ながら株式会社方式で当該企業を設立。設立に当たっては株式の割合が偏らないように配慮。 このように当法人が中心となり設立を推進し、地域のスポーツ振興を図るという公益性が高い事業を行う会社の株式については、処分が困難な状況にあった。 しかし、現在では地元優良企業も当該企業から撤退し、当該企業も実質的に業務を行っていない状況。 当法人としては、株式を処分し、当該企業から撤退する方針だが、当該企業と訴訟関係にあることから、株式の処分を保留していたが、平成20年4月に和解が成立したことから、現在、株式を処分することを検討中。	H. 7. 6. 30	
		(財)弘前市体育協会	弘前ウォーターフロント開発(株)	50株(5.6)	公衆スポーツの普及のために河川のオープンスペースを有効活用すべく当法人が中心となり、弘前市及び民間各界が協力提携し、第三セクター方式の株式会社を設立して生涯スポーツの普及の一環としてゴルフ場を開設。 このように当法人が中心となり設立を推進し、生涯スポーツ振興を図るという公益性が高い事業を行う会社の株式については、処分が困難。	H. 3. 5. 7	
		(財)ねぶたの里福聚館	(株)青森自然公園ねぶたの里	12,500株(31.3)	平成17年、「青森自然公園ねぶたの里」の敷地を保有する樹キノシタの資金繰りが行き詰まり、買掛の月次決済をするために(株)キノシタが保有していた(株)青森自然公園ねぶたの里の株式を当該法人が取得した。当該法人は「青森自然公園ねぶたの里」敷地内に事務所施設があるため、同敷地が他人に譲渡されると当該法人の運営に支障が出るおそれもあった。 当該株式は非上場株であり、第三者への売却は困難なため、(株)青森自然公園ねぶたの里に買い戻してもらいたいという意向であり、交渉の結果、平成19年度から3年かけて分割で買い戻し予定で、平成20年2月、10,000株売却済。	H. 17. 11. 20	当法人の前理事長が「青森自然公園ねぶたの里」の敷地を保有する企業の代表取締役会長を務めており、また、同人は当該営利企業の設立者で役員を務めていた。
岩手県	教育委員会事務局教育企画室	(財)岩手教育会館	(株)岩手県教育公社	4,000株(10.0)	当該企業は岩手県学校生協の学用品部門が分離独立して設立。当初は、当法人の関係企業として株式を保有。 なお、当該法人は解散したところであり、近々適切に会計処理する予定	S. 50. 12. 1 ほか1回	当法人理事長並びに理事が当該企業代表取締役と役員を兼任、建物改修に伴う業務委託している。
		(株)アイビーシー岩手放送	(株)アイビーシー岩手放送	4,400株(0.8)	当法人の事業遂行に要する費用の安定的な運用を確保するために株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 29. 3. 1 ほか2回	
		(株)岩手日報社	(株)岩手日報社	4,000株(1.0)	当法人の事業遂行に要する費用の安定的な運用を確保するために株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 37. 6. 30	
		(株)東北電力	(株)東北電力	242株(0.000242)	当法人の構成団体である任意団体が、株式電子化のため株式を保有できなくなったことにより、寄付を受けたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 20. 8. 20	
		(財)岩手県教育弘済会	(有)岩手教弘	300口(100)	生命保険の募集事業を当該企業に行ってもらったため、出資した。 平成20年度中に一部を個人株主へ譲渡する手続を進めている。	H. 4. 1. 16 ほか1回	当法人役員が当該企業役員を兼務
		(財)小林奨学育英会	(株)マツヤ	250株(5.0)	寄付により取得した。 適当な処分先が見つからない。	H. 4. 3. 31	代表取締役が理事長を兼任
宮城県	教育庁総務課	(財)東北放送文化事業団	東北放送(株)	4,286株(2.9)	当法人は、当該企業の寄付により設立。当法人の事業運営資金の確保のため株式を保有。 収支の推移を見ながら引き続き処分を検討するが、現時点での処分は、事業の運営に支障が生じるため困難である。	S. 61. 1. 14 ほか4回	理事長が当該企業の会長(無給) 常務理事が当該企業の社長(無給) 当該企業へ事業委託
		(財)蔵王町育英会	東北電力(株)	31,500株(0.006)	当法人の事業運営資金の確保のため株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 9. 1. 13 ほか10回	
秋田県	教育庁総務課	(財)京野育英団	秋田銘醸(株)	149,791株(8.3)	初代理事長が自己の所有する株式の一部を当法人に寄付し、この配当金をもって奨学資金に充当。その後、保有株式は、無償及び有償増資を引き受けたほか、近年、二代目理事長の遺贈があったことにより増加。 適当な処分先が見つからない。	S. 8. 6. 8 ほか7回	理事1名及び評議員2名が当該企業の役員を兼任(無給) 当法人の事務局を当該企業内に設置
		(株)北都銀行	(株)北都銀行	46,541株(0.03)	二代目理事長の遺贈等により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 46. 8. 2 ほか6回	
		(財)斎藤宇一郎記念会	羽後交通(株)	72株(0.01)	当該企業の前身企業の初代社長を記念する法人である関係で株式保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 27. 7	
		(株)北都銀行	(株)北都銀行	65,625株(0.04)	当法人の三代目会長が、当該企業の前身企業の頭取であった関係で株式保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 46. 11 ほか1回	
		(社)大仙市学校給食協会	(株)大曲北仙地方卸売市場	1,010株(5.6)	卸売市場の経営の弱体化を防ぎ、健全な運営により、学校給食食材の安定供給を図るため株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 45. 7. 21 ほか2回	給食食材納入業者

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数(割合[%])	保有することとなった理由及び処分が困難な理由	当該株式入手日	当該公益法人と当該営利企業との関係
山形県	教育庁総務課	(財) 克念社	(株) テレビユー山形	800株(2.0)	当該企業の開局に当たって、当法人のある庄内地域に本社が置かれたことから、地元の要請を受けて株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 63. 6. 17	理事長が当該企業の非常勤取締役
	教育庁教育やまがた振興課	(財) 致道博物館	(株) 荘内銀行 (株) 山形しあわせ銀行	83,331株(0.1) 51,750株(0.1)	当法人は、庄内藩主酒井氏に伝わる資料及び土地建物の寄付を受けて設立した法人であり、地域との結び付きから、地元金融機関の株式を設立当初に取得。	S. 25. 6. ほか1回 S. 25. 6.	日常の金融取引及び借入れ
栃木県	教育委員会事務局スポーツ振興課	(社) 那須ゴルフ倶楽部	那須ゴルフ(株)	1,774株(71.0)	当該企業から土地を賃借しており、土地保有会社である当該企業の株式を外部の第三者に多く保有されることによる介入及び混乱を避けるため株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 35. 3. 2 ほか71回	理事3名が当該企業の取締役及び監査役(無給) 当該企業からの未収金及び賃貸料支出あり
		(社) 日光カンツリ倶楽部	日光ゴルフ(株)	32株(1.1)	当該企業の株主から会員として登録していない株を整理したい旨の相談があり、当法人が一括して引き受けたもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 47. 7. 3	理事2人が代表取締役専務及び理事3名が取締役に、また、監事2人が監査役に就任 当該企業との間で借付料支出及び業務委託手数料等収入あり
埼玉県	教育局教育総務部総務課	(社) 東京ゴルフ倶楽部	東京林園(株)	11,772株(94.2)	当法人は、土地所有会社の当該企業から土地を賃借することによりゴルフ場を経営。昭和29年、社団法人としての設立許可を申請するに当たり、役員会において当該企業の株式を買い入れることを決定し、その後も、安定した経営を行うため、当該株式の購入を継続。 当該企業所有の土地を賃借することにより、当法人のゴルフ場経営が成り立っていることから、安易に株式を処分することは、その経営基盤に影響を及ぼしかねない。	S. 30. 11 ほか多数回	
		(財) 遠山記念館	借成ビルディング(株)	287,185株(11.0)	運用財産として株式を保有。 当該株式は、非上場の企業であり、適当な処分先が見つからない。	S. 53. 2. 20 その後増資	理事長が当該企業の会長に就任
		(財) 渡辺育英会	(株) カインドウェア	9,280株(3.86)	運用財産として株式を保有。 当該株式は、非上場の企業であり、適当な処分先が見つからない。	S. 52. 5. 1 ほか多数回	理事長が当該企業の代表取締役就任
千葉県	教育庁企画管理部教育総務課	(社) 鷹之台カンツリ倶楽部	鷹之台ゴルフ(株)	45株(0.5)	昭和44年に当該企業が設立された際に、割り当てできなかった株式を引き受けたもの。ゴルフ場の土地の一部を当該企業が所有しているため、賃貸契約を結び土地を借用。 適当な処分先が見つからない。	S. 44. 2. 15 ほか4回	理事3名及び評議員5名が当該企業の役員を兼任 当該企業への長期貸付金あり
		(社) 我孫子ゴルフ倶楽部	(株) 我孫子カンツリ倶楽部	15株(0.4)	保有することとなった理由は不明。 ゴルフ場の建物及び敷地の大部分を当該企業が所有しているため、当該企業と賃貸契約を結び、土地及び建物を借用。 適当な処分先が見つからない。	S. 29~33の間	理事3名が当該企業の役員を兼任、監事1名が監査役を兼任
東京都	教育庁総務部総務課	(財) 日本キリスト教文化協会	(株) 教文館	2,400,000株(99.4)	基本財産として寄付を受けたもの。 昭和8年に当該企業が、その株主団体として日本キリスト教文化協会を設立。その際、株式は同協会の理事が保有していたが、昭和24年に同協会が財団法人格を得たときに当法人が株式を保有。 株式は非上場であり、また、当該企業も引き取ることが困難。	S. 24	理事が当該企業の取締役就任 当法人が当該企業の施設を使用
		(財) 岩崎育英奨学会	(株) 鹿児島銀行	18,861,325株(8.9)	当法人設立者からの寄贈により株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	S. 27. 12	当法人の預金預入銀行
		(株) 南日本銀行	2,384,347株(2.9)	当法人設立者からの寄贈により株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	S. 27. 12	当法人の預金預入銀行	
		(株) 琉球銀行	343,478株(1.2)	運用益を考慮当該株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	H. 11. 9. 22		
		(株) 宮崎太陽銀行	100,000株(0.2)	運用益を考慮当該株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	H. 13. 1. 29		
		全日本空輸(株)	1,182,091株(0.1)	当法人設立者からの寄贈により株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	S. 47. 4. 1		
		(株) 日本航空	921,884株(0.1)	当法人設立者からの寄贈により株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	S. 47. 4. 1		
		屋久島電工(株)	28,500株(0.7)	当法人設立者からの寄贈により株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	S. 43. 2. 1		
		(株) 松竹	42,900株(0.04)	当法人設立者からの寄贈により株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	S. 27. 12. 1		
		阪急ホールディングス(株)	900株(0.0001)	当法人設立者からの寄贈により株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	S. 27. 12. 1		
		小田急電鉄(株)	217株(0.0004)	当法人設立者からの寄贈により株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	S. 27. 12. 1		
		大分交通(株)	67,500株(0.7)	当法人設立者からの寄贈により株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	S. 39. 9. 1		
		(財) 千秋文庫	青葉土地(株)	350,000株(72.9)	当法人設立者(当該企業の当時の代表者)から基本財産として寄付を受けたもの。 譲渡制限付株式で、非上場のため市場性がなく処分困難。	S. 56. 6. 10	代表取締役が当法人の理事に就任 ビル(当法人所有)の管理を当該企業に委託
		(財) キリスト教文書センター	日本キリスト教書販売(株)	3,562株(30.0)	主にキリスト教書籍の全国書店流通システムに対応するため、取次店である当該企業に出資したことにより取得。 当該企業の経営が厳しい状況にあるため、売却先を探すのが困難。	S. 42. 10. 2 ほか2回	当法人の理事長が当該企業の監査役に、理事4名が取締役に就任(すべて非常勤・無給) 当該企業から当法人に家賃を支払う

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数(割合[%])	保有することとなった理由及び処分が困難な理由	当該株式入手日	当該公益法人と当該営利企業との関係
東京都	教育庁総務部総務課	(財)キリスト教文書センター	(株)新生館	6株 (1.0)	キリスト教書の販売に寄与するという当該企業設立の趣旨に賛同し、株式を保有。当該企業の経営が厳しい状況にあるため、売却先を探すのが困難であるが、適正な処分方法を検討中。	S.59. 7.10	当法人の理事長が当該企業の監査役に、理事4名が取締役に就任(すべて非常勤・無給)当該企業から当法人に家賃を支払う
		(財)平山教育財団	(株)電波新聞社	17,734株 (9.5)	当該企業から、株式及びその配当収入を当法人の事業費に充てる目的で無償譲渡されたもの。非公開株式であり、かつ株式の譲渡制限の定めがあるため処分は困難。	S.元. 3.24 ほか1回	当該企業及びその創業者により、当法人が設立当該企業から事務所を賃借理事長が当該企業の社長を兼務
		(社)龍生華道会	(株)日本女性新聞社	600株 (1.9)	当該企業の増資の際、協力要請等により保有。適当な処分先が見つからない。	S.36. 1.28	
神奈川県	教育委員会教育局行政課	(社)相模カンツリー倶楽部	相模林園(株)	227株 (22.7)	当該企業は、当法人が運営するゴルフ場の土地を所有する地主から、その土地を買い上げることを目的として設立。設立時に一部出資。適当な処分先が見つからない。	S.52.11. 4 ほか多数回	役員が当該企業の社長に就任当該企業の不動産を当法人が賃借
		(社)程ヶ谷カンツリー倶楽部	程ヶ谷林園(株)	500株 (76.9)	当該企業の株主がゴルフクラブを結成し、後に、当該クラブを母体として当法人を設立。その設立の際、株式を保有。上記の保有経緯より、処分は困難。	S.30 ほか多数回	理事長、理事、監事及び会員が当該企業の代表取締役、取締役又は監査役に就任当該企業の不動産を当法人が賃借
		(社)湯河原カンツリー倶楽部	湯河原ハイランドサービス(株)	179,200株 (99.6)	当該企業は、当初、当法人の社員がゴルフ場利用の宿泊施設を運営するために設立。その設立の際に一部出資。適当な処分先が見つからない。	S.31.10.27	理事5名が当該企業の取締役又は監査役に就任当該企業の不動産を当法人が賃借
千葉県	県土整備部建築指導課 教育委員会教育局行政課	(財)川崎市まちづくり公社	みぞのくち新都市(株)	660株 (11.0)	当該企業は、川崎市の溝口駅北口地区市街地再開発事業により建設された溝口再開発ビルの管理運営のために設立。当法人は、同ビルの床の所有者として出資(当該企業には、川崎市等も出資)。当該ビルに大規模な施設を保有する当法人が株式を処分することは、地元権利者や地域に与える影響が大きく、当該ビルの運営上適当でないことから株式の処分は困難。	H. 7. 8.10 ほか1回	
		(財)吉田奨学財団	(株)ボンピスコ	3,640株 (15.1)	当初の株式入手は、所有者の逝去による相続人からの寄付。その後は、財団設立の母体である(株)ブルボンの関連企業へ投資することで財産運用を図るため保有。現在無配のため、適当な処分先が見つからない。	S.51.12. 6 ほか1回	
新潟県	教育庁高等学校教育課	(財)吉田奨学財団	北日本大湯食品(株)	325株 (16.2)	財団設立の母体である(株)ブルボンの関連企業へ投資することで財産運用を図るため保有。現在無配のため、適当な処分先が見つからない。	S.51.12. 6 ほか1回	
			北日本五泉食品(株)	960株 (16.0)		S.52. 2. 1 ほか1回	
			北日本和島食品(株)	164株 (16.4)		S.51.12. 6 ほか1回	
			北日本興産(株)	397株 (19.8)		S.51.12. 6	理事長が当該企業の取締役社長を兼任
			北日本巻食品(株)	3,600株 (15.0)		S.52. 2. 1 ほか1回	
			西蒲米業(株)	190株 (19.0)		S.52. 4.30	
			北日本月湯食品(株)	300株 (15.0)		S.58. 9.30	
			北日本村上食品(株)	600株 (15.0)		H. 2. 3.28 ほか1回	
			総務管理地域政策課	(財)ユートピアくびき振興財団		(有)あやめフード	50口 (83.3)
	石川県	教育委員会事務局生涯学習課	(財)真柄教育振興財団	真柄建設(株)	424,175株 (0.6)	基本財産の強化のため保有。現在のところ処分予定なし。	H.15. 4.30
長野県				教育委員会事務局私学教育課	(財)セゾン現代美術館	(株)ベトラ	200,000株 (8.1)
	(財)松山記念館	松山(株)	30,000株 (1.5)		寄附により取得。現在のところ処分予定なし。	H15.12.31	理事長が当該企業の代表取締役を務めている
静岡県	教育委員会事務局教育総務課	(財)川村文化振興財団	(株)ニッセー	42,450株 (21.7)	株式配当を当法人の収入に充てることを主な目的に、当該株式の所有者から購入した。非公開株式で処分の相手先が見つからないこと及び現状において株式配当が当法人収入の大半を占めていることにより処分が困難である。	H. 3. 7.31 ほか1回	当該企業は、理事3名が代表取締役、取締役相談役、取締役顧問を務めている
			(株)静岡カンツリー浜岡コース	20,000株 (20.0)		H. 3. 7.31	
			(株)静岡カンツリー島田ゴルフコース	18,550株 (18.6)		H. 3. 7.31	
			(株)静岡カンツリー袋井コース	14,000株 (4.7)		H. 3. 7.31	
			(株)東興	840株 (0.8)		H. 6. 3.31	
大阪府	教育委員会事務局総務企画課	(財)関西棋院	(株)日本文化会館	78,000株 (22.1)	囲碁の普及のために昭和43年に関西財界が日本文化会館を設立。運営及び財政面を考慮し、株式会社とした。その際、当法人は不動産を処分して株式を取得し、入居した。当会館は、当法人を支援するため建てられたビルであるため処分困難。	S.43. 7. 1 ほか2回	取締役や理事を兼任
			(財)箕面市文化振興事業団	みのおコミュニティ放送(株)	50株 (5.9)	地域の文化振興を図るためのミニFM局として、箕面市や箕面商工会議所等と共に出資し平成7年に設立。指導監督基準に従い株式の売却先を検討しているが、放送局免許の関係上売却先が限定され、処分困難。	H.7. 5.23

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数(割合[%])	保有することとなった理由及び処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該公益法人と 当該営利企業との関係		
徳島県	教育委員会事務局教育総務課	(社)徳島新聞社	四国放送(株)	80,000株 (10.0)	当初、財界有志が当該企業の設立を目指したが資金調達が難航し、当法人に対する要請を受けて協力。 公共放送を維持し、地域情報化を促進するため株式の処分は困難。	S.27. 4. 1 ほか4回	理事社長が当該企業の取締役(非常勤)に、相談役が監査役(非常勤)に就任		
			(株)エフエム徳島	1,160株 (9.7)	当該企業は平成4年、新聞の補完メディアの一つとして、行政及び地域経済界と共に設立。 公共性が高く、責任ある報道を行うには、新聞とラジオの連携は重要であり、ラジオ放送を維持し、地域情報化を促進するために、株式の処分は困難。	H. 8. 7. 1 ほか2回	企画事業担当・広告局長と経営企画、関連会社担当局長が当該企業の取締役(非常勤)に就任		
			徳島トラフィックサービス(株)	120株 (30.0)	当該企業は、昭和58年7月、当法人が発行する新聞を販売店へ定時に届ける通送業務を行うため設立。 新聞の安定的な配送を図り、読者の権利に応えるためには、当該企業との緊密な連携が必要であり、また、当該企業は当法人の存続に必要な不可欠な関連企業。さらに、当法人の報道業務に大きな支障を生じかねないため、株式の処分は困難。	S.58. 7. 1 ほか5回	販売局長が当該企業の取締役(非常勤)に、相談役が監査役(非常勤)に就任		
			(株)ブリップス	200株 (40.0)	当該企業は、平成5年4月に当法人の新聞広告用写真製版業務を行うために設立。 広告用写真製版業務は、当法人の報道業務遂行の一過程であり、密接不可分であるため、株式の処分は困難。	H. 5. 4. 1	理事社長が当該企業の取締役(非常勤)に就任		
			テック情報(株)	180株 (15.0)	当該企業は、地域情報化促進のため、県、徳島市、徳島商工会議所、県農協連合会などと共に、第三セクターとして設立。自治体のバッチ処理システムを受託するほか、当法人の委託業務も電算化の拡大に伴い増大。 当該企業は第三セクターという公益目的を持ち、また、当法人の運用ソフト開発のためにも必要不可欠な存在であるため、株式の処分は困難。	H. 2. 6. 26	経営企画、関連会社担当局長及び編集・技術総部長が当該企業の取締役(非常勤)に、経理部長が監査役に就任		
			四国システム開発(株)	512株 (32.0)	当該企業は、昭和61年10月、日本IBMなどと共に設立。当法人の新聞編集基幹システムを共同開発し、その運用、保守等に当たっているほか、当法人の電算化に伴い、広告システム、データベース構築など幅広い分野で提携。 株式の処分は当法人の報道業務遂行に重大な支障を来すおそれがあり、困難。	S.61.10. 1	相談役、理事社長が当該企業の取締役(非常勤)に就任		
			徳島出版(株)	22,180株 (49.5)	当該企業は、昭和27年3月に当法人の一部であった出版業務が独立した。成10年12月からは、全面的に新聞本紙の印刷を委託。平成18年4月から当法人の刊行物を発刊委託。当該企業は、当法人の報道業務遂行上必要不可欠であり、株式の処分は困難。	S.27. 3. 1	理事社長が当該企業の取締役(非常勤)に、総務局長が監査役(非常勤)に就任 長期貸付金あり		
			(株)メディコム	400株 (40.0)	当該企業は、当法人が発行する生活情報誌の編集制作業務等を行うため、平成9年6月に設立。当該企業は、当法人が平成12年から取り進む携帯電話に対する情報発信にもかかわらず、また、総合的な新聞発行業務を補完し、当法人存続に必要な不可欠であり、株式の処分は困難。	H. 9. 6. 2	総務局長、企画事業担当・広告局長、経理部長が当該企業の取締役(非常勤)に就任		
			教育委員会事務局文化財課	(社)三木文庫	三木産業(株)	310,500株 (15.5)	当法人の設立時に運用財産として寄付を受けたもの。 当法人は、管理運用の資金として保有株式の配当収入が大きな財源となっており、会費収入等だけでは、公益事業を継続して行うことが難しく、株式の処分は困難。	S.55. 7. 8 ほか5回	理事社長が当該企業の代表取締役会長に就任 理事が代表取締役社長に就任
					大昭興業(株)	24,520株 (12.8)		S.55. 5. 12 ほか4回	理事社長が当該企業の監査役に就任 理事が代表取締役社長に就任
香川県	教育委員会事務局総務課	(財)佐伯報恩会	小豆島総合開発(株)	149,000株 (49.7)	運用財産の管理運用を目的として購入。 適当な処分先が見つからない。	S.59. 9	理事社長が代表取締役社長に就任		
			(株)ダイヤモンド	400株 (20.0)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 7. 8. 9	理事社長が代表取締役に、常務理事が取締役に就任		
			(株)ダイヤビル	2,000株 (10.0)		H. 7. 11. 24	理事社長が代表取締役に、常務理事が取締役に就任		
			四国機器(株)	160,000株 (20.0)	運用財産の管理運用を目的として購入。 適当な処分先が見つからない。	H. 9. 10. 13	理事社長が代表取締役会長に、常務理事が代表取締役社長に就任		
		(財)多田野奨学会	(株)タダノ	615,870株 (0.48)	当該企業からの寄附により株式を保有。 管理運用の指定がなかったために差し当たり運用財産として保有しているが、平成20年度末の理事会で基本財産に組み入れる予定。	S.46. 8. 26 ほか12回	理事社長が当該企業の名誉顧問に、理事1名が特別顧問に就任		
愛媛県	教育委員会事務局教育総務課	(財)村田奨学会	(株)アテックス	3,665株 (3.0)	当該企業の創設者である当法人の設立者から寄付を受けたもの。 市場性がない株式ではあるが、現在、当該企業の従業員持株会へ毎年一定の株式を譲渡中。	S.52.11. 1 ほか1回	理事社長が当該企業の代表取締役社長を、常務理事が当該企業の専務取締役を兼任		
			(財)帝京育英財団	(株)帝京サービス	60,000株 (100)	帝京大学グループのキャンパス内で、主に売店・食堂及び駐車場等を営業している企業。設立の際に要請があり出資。 株式は非上場で、帝京グループの関連企業でもあることから処分が困難。	S.57. 7. 24	資本関係のみ	
			三荘企業(株)	200株 (0.2)	医療用具及び教育器材等の販売を主に営業している企業。設立後に協力要請があり出資。 株式は非上場で、帝京グループの関連企業でもあることから処分が困難。	S.63. 7. 28	資本関係のみ		
			帝京大学香港国際センター	840,000株 (93.3)	日系企業の香港駐在員子女の幼稚園教育のため当該企業を設立し、出資。 幼稚園教育事業継続のため、株式の保有は不可欠であり、処分は困難。	H. 3. 10. 7 ほか1回	資本関係のみ		

所管官庁	所管部局	公益法人名	営利企業名	保有株式数(割合[%])	保有することとなった理由及び処分が困難な理由	当該株式入手日	当該公益法人と当該営利企業との関係			
高知県	教育委員会事務局総務福利課	(財)高知県文教協会	(株)高知放送	100株 (0.02)	教育出版事業を通じて関連が深かったことから株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 33. 6. 30	理事1名が取締役			
長崎県	教育庁総務課	(財)長崎県教育公務員弘済会	(有)長崎教弘	3,000口 (100)	財団の事業を円滑に推進するために保有している。今後は、指導監督基準等に則り、適切に処分する予定。	H. 4. 5. 22	(有)長崎教弘の役員に財団役員が2名就任			
大分県	教育庁総務課	(財)戸高育英会	(株)戸高鋳業社	8,075株 (27.0)	寄付により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 54. 10. 26 ほか2回	当該企業は当法人の設立母体であり、社長が理事を兼任			
			拓州建設(株)	580株 (26.3)		S. 56. 3. 20 ほか1回				
			戸高石油(株)	200株 (50.0)		S. 63. 7. 14 ほか2回				
			津久見ドロマイド工業(株)	255株 (15.0)		H. 2. 1. 31				
			(財)大分放送文化振興財団	(株)大分放送		49,000株 (9.4)		財産運用上の都合により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 元. 12. 20 ほか21回	当該企業は当法人の設立母体であり、社長が理事長を兼任
			(社)大分県サッカー協会	(株)大分フットボールクラブ		410株 (5.0)		当該営利企業は、サッカーJリーグ加盟球団の運営母体として官民共同出資で設立されたもので、株式の保有は不可欠である。	H. 15. 4. 1	
宮崎県	教育庁総務課	(財)宮崎県教育公務員弘済会	(有)宮崎教弘	3,000口 (100)	有限会社設立の目的で出資。 適当な処分先が見つからない。	H. 3. 11. 27	理事5名が当該企業の役員を兼任			
鹿児島県	教育庁総務福利課	(財)岩崎美術館	岩崎産業(株)	950,000株 (20.1)	当法人設立者の寄贈により保有。 株式の処分については、理事会で検討中。	S. 50. 4. 15	理事長及び副理事長が当該企業の役員を兼任 理事長が当該企業の役員を兼任			
			いわさきコーポレーション(株)	510,912株 (3.9)		S. 50. 4. 15 ほか1回				
			(株)ポリゴンピクチャーズ	60株 (0.3)		H. 12. 5. 22				
			(有)高見商事	3,000口 (100)		H. 3. 9. 13				
沖縄県	教育庁福利課	(財)沖縄県教育公務員弘済会	(有)沖縄教弘	177口 (49.2)	有限会社設立の目的で出資。適当な処分先が見つからない。	H. 5. 3. 31	役員が当該企業の代表取締役、専務取締役又は常務取締役を兼任 当該企業に電算業務を委託			

資料  
48

情報公開の状況

《全体》

(%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	平成19年度書類							平成20年度書類		平均
			事業 報告書	収支 計算書	正味財産 増減計算書	貸借 対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業 計画書	収支 予算書		
国 所 管	99.1	99.2	97.1	95.8	96.4	97.0	96.7	92.2	96.8	96.5	96.7	
都 道 府 県 所 管	90.4	90.8	85.8	84.7	76.9	81.5	83.8	74.7	85.4	84.8	83.9	
合 計	92.7	93.1	88.8	87.7	82.1	85.6	87.2	79.7	88.4	87.9	87.4	

(注) 1 平均は、定款又は寄附行為・役員名簿・事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿(社団のみ)・事業計画書・収支予算書の公開割合の単純平均。

2 「平成19年度書類(事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、社員名簿)」は平成19年度法人数で、「平成20年度書類(事業計画書、収支予算書)」は平成20年度法人数を用いて割合を計算。

《国所管》

(%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	平成19年度書類							平成20年度書類		平均
			事業 報告書	収支 計算書	正味財産 増減計算書	貸借 対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業 計画書	収支 予算書		
内 閣 府	100.0	100.0	100.0	97.7	100.0	100.0	100.0	95.1	98.9	98.9	99.1	
警 察 庁	100.0	100.0	97.9	97.9	97.9	97.9	97.9	100.0	97.9	97.9	98.6	
金 融 庁	100.0	100.0	99.2	98.5	100.0	100.0	100.0	99.1	100.0	99.2	99.5	
総 務 省	99.7	99.7	99.3	96.6	99.0	99.0	99.0	95.4	98.7	98.0	98.5	
法 務 省	100.0	100.0	98.5	96.4	98.5	98.5	98.5	97.3	98.5	98.5	98.7	
外 務 省	96.8	97.7	86.2	84.3	85.7	85.3	84.3	52.2	85.7	85.7	84.4	
財 務 省	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
文 部 科 学 省	98.4	98.6	95.1	93.9	94.6	94.9	94.5	85.1	94.5	94.3	94.3	
厚 生 労 働 省	98.7	98.8	95.7	93.6	94.4	95.3	94.8	83.6	95.4	94.6	94.6	
農 林 水 産 省	100.0	100.0	99.8	99.5	99.8	100.0	100.0	100.0	99.8	100.0	100.0	
経 済 産 業 省	99.9	100.0	98.8	97.8	98.4	98.9	98.8	95.5	98.5	98.5	98.6	
国 土 交 通 省	99.6	99.6	99.5	98.5	97.5	99.5	99.4	95.4	99.5	99.1	98.6	
環 境 省	98.9	98.9	98.9	92.5	98.9	98.9	98.9	90.7	96.8	96.8	97.1	
防 衛 省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
国 合 計	99.1	99.2	97.1	95.8	96.4	97.0	96.7	92.2	96.8	96.5	96.7	

《本省庁所管》

(%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	平成19年度書類							平成20年度書類		平均
			事業 報告書	収支 計算書	正味財産 増減計算書	貸借 対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業 計画書	収支 予算書		
内 閣 府	100.0	100.0	100.0	97.7	100.0	100.0	100.0	95.1	98.9	98.9	99.1	
警 察 庁	100.0	100.0	97.9	97.9	97.9	97.9	97.9	100.0	97.9	97.9	98.6	
金 融 庁	100.0	100.0	98.0	96.1	100.0	100.0	100.0	97.1	100.0	98.0	98.9	
総 務 省	99.6	99.6	99.1	95.5	98.7	98.7	98.7	94.2	98.2	97.3	98.1	
法 務 省	100.0	100.0	98.5	96.4	98.5	98.5	98.5	97.3	98.5	98.5	98.7	
外 務 省	96.8	97.7	86.2	84.3	85.7	85.3	84.3	52.2	85.7	85.7	84.4	
財 務 省	100.0	100.0	100.0	98.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.8	
文 部 科 学 省	98.4	98.6	95.1	93.9	94.6	94.9	94.5	85.1	94.5	94.3	94.3	
厚 生 労 働 省	99.0	99.3	95.0	92.1	93.8	94.5	93.8	81.3	94.5	93.5	93.6	
農 林 水 産 省	100.0	100.0	99.8	99.5	99.8	100.0	100.0	100.0	99.8	100.0	100.0	
経 済 産 業 省	99.9	100.0	98.8	97.8	98.4	98.9	98.8	95.5	98.5	98.5	98.6	
国 土 交 通 省	99.7	99.5	99.5	98.6	99.1	99.8	99.5	92.8	99.5	99.3	98.6	
環 境 省	98.9	98.9	98.9	92.2	98.9	98.9	98.9	92.9	96.7	96.7	97.3	
防 衛 省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
本 省 庁 合 計	99.0	99.1	96.4	94.8	95.9	96.2	95.9	89.2	95.9	95.7	95.8	

《地方支分部局所管》

(%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	平成19年度書類							平成20年度書類		平均
			事業 報告書	収支 計算書	正味財産 増減計算書	貸借 対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業 計画書	収支 予算書		
金 融 庁 支 部 局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
総 務 省 支 部 局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	96.7	100.0	100.0	99.7	
財 務 省 支 部 局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
厚 生 労 働 省 支 部 局	97.9	97.6	97.3	96.7	95.8	97.0	97.0	86.4	97.3	97.0	96.0	
国 土 交 通 省 支 部 局	99.6	99.8	99.4	98.1	95.7	99.3	99.3	97.3	99.4	98.9	98.6	
環 境 省 支 部 局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	90.0	
支 部 局 合 計	99.5	99.5	99.3	98.7	97.8	99.2	99.2	96.8	99.3	99.0	98.7	





資料  
49

# ホームページ開設状況所管官庁別法人数

《全体》

所管官庁	開設法人合計			社 団		財 団			
	法人数	社 団	財 団	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)			
国 所 管	6,625	3,614	3,011	5,684	85.8	3,184	88.1	2,500	83.0
都 道 府 県 所 管	17,818	8,891	8,927	9,567	53.7	5,263	59.2	4,304	48.2
合 計	24,317	12,420	11,897	15,135	62.2	8,365	67.4	6,770	56.9

(注) 共管重複分を除く実数。

《国所管》

所管官庁	開設法人合計			社 団		財 団			
	法人数	社 団	財 団	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)			
内 閣 府	88	41	47	85	96.6	40	97.6	45	95.7
警 察 庁	48	22	26	48	100.0	22	100.0	26	100.0
金 融 庁	130	113	17	129	99.2	112	99.1	17	100.0
総 務 省	300	130	170	290	96.7	127	97.7	163	95.9
法 務 省	137	112	25	134	97.8	111	99.1	23	92.0
外 務 省	217	92	125	169	77.9	73	79.3	96	76.8
財 務 省	706	668	38	666	94.3	631	94.5	35	92.1
文 部 科 学 省	1,937	618	1,319	1,567	80.9	548	88.7	1,019	77.3
厚 生 労 働 省	1,061	513	548	872	82.2	401	78.2	471	85.9
農 林 水 産 省	426	271	155	390	91.5	246	90.8	144	92.9
経 済 産 業 省	808	462	346	726	89.9	419	90.7	307	88.7
国 土 交 通 省	1,113	712	401	931	83.6	590	82.9	341	85.0
環 境 省	94	43	51	93	98.9	43	100.0	50	98.0
防 衛 省	22	7	15	22	100.0	7	100.0	15	100.0
国 合 計	6,625	3,614	3,011	5,684	85.8	3,184	88.1	2,500	83.0

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

《本省庁所管》

所管官庁	開設法人合計			社 団		財 団			
	法人数	社 団	財 団	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)			
内 閣 府	88	41	47	85	96.6	40	97.6	45	95.7
警 察 庁	48	22	26	48	100.0	22	100.0	26	100.0
金 融 庁	51	35	16	50	98.0	34	97.1	16	100.0
総 務 省	225	69	156	217	96.4	68	98.6	149	95.5
法 務 省	137	112	25	134	97.8	111	99.1	23	92.0
外 務 省	217	92	125	169	77.9	73	79.3	96	76.8
財 務 省	53	17	36	49	92.5	16	94.1	33	91.7
文 部 科 学 省	1,937	618	1,319	1,567	80.9	548	88.7	1,019	77.3
厚 生 労 働 省	724	285	439	633	87.4	251	88.1	382	87.0
農 林 水 産 省	426	271	155	390	91.5	246	90.8	144	92.9
経 済 産 業 省	808	462	346	726	89.9	419	90.7	307	88.7
国 土 交 通 省	576	307	269	529	91.8	281	91.5	248	92.2
環 境 省	91	42	49	90	98.9	42	100.0	48	98.0
防 衛 省	22	7	15	22	100.0	7	100.0	15	100.0
本 省 庁 合 計	4,960	2,201	2,759	4,289	86.5	1,983	90.1	2,306	83.6

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

《地方支分部局所管》

所管官庁	開設法人合計			社 団		財 団			
	法人数	社 団	財 団	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)			
金 融 庁 支 部 局	79	78	1	79	100.0	78	100.0	1	100.0
総 務 省 支 部 局	75	61	14	73	97.3	59	96.7	14	100.0
財 務 省 支 部 局	653	651	2	617	94.5	615	94.5	2	100.0
厚 生 労 働 省 支 部 局	337	228	109	239	70.9	150	65.8	89	81.7
国 土 交 通 省 支 部 局	538	406	132	403	74.9	310	76.4	93	70.5
環 境 省 支 部 局	3	1	2	3	100.0	1	100.0	2	100.0
支 部 局 合 計	1,675	1,415	260	1,404	83.8	1,203	85.0	201	77.3

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

(都道府県知事・都道府県教育委員会所管)

所管官庁	開設法人合計			社 団		財 団			
	法人数	社 団	財 団	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)		
北海道知事	699	457	242	414	59.2	275	60.2	139	57.4
青森県知事	241	158	83	137	56.8	88	55.7	49	59.0
岩手県知事	250	165	85	109	43.6	76	46.1	33	38.8
宮城県知事	256	147	109	153	59.8	86	58.5	67	61.5
秋田県知事	206	142	64	96	46.6	67	47.2	29	45.3
山形県知事	208	135	73	110	52.9	78	57.8	32	43.8
福島県知事	295	166	129	142	48.1	75	45.2	67	51.9
茨城県知事	308	174	134	188	61.0	108	62.1	80	59.7
栃木県知事	233	134	99	121	51.9	80	59.7	41	41.4
群馬県知事	291	169	122	144	49.5	91	53.8	53	43.4
埼玉県知事	391	253	138	294	75.2	199	78.7	95	68.8
千葉県知事	370	216	154	242	65.4	153	70.8	89	57.8
東京都知事	561	358	203	422	75.2	284	79.3	138	68.0
神奈川県知事	482	272	210	304	63.1	177	65.1	127	60.5
新潟県知事	346	190	156	242	69.9	135	71.1	107	68.6
富山県知事	204	113	91	165	80.9	96	85.0	69	75.8
石川県知事	266	143	123	141	53.0	84	58.7	57	46.3
福井県知事	232	139	93	92	39.7	59	42.4	33	35.5
山梨県知事	166	101	65	105	63.3	66	65.3	39	60.0
長野県知事	307	187	120	199	64.8	130	69.5	69	57.5
岐阜県知事	274	165	109	181	66.1	121	73.3	60	55.0
静岡県知事	345	217	128	224	64.9	141	65.0	83	64.8
愛知県知事	424	252	172	298	70.3	185	73.4	113	65.7
三重県知事	207	128	79	151	72.9	105	82.0	46	58.2
滋賀県知事	216	126	90	156	72.2	96	76.2	60	66.7
京都府知事	330	175	155	198	60.0	111	63.4	87	56.1
大阪府知事	680	366	314	475	69.9	274	74.9	201	64.0
兵庫県知事	403	208	195	189	46.9	102	49.0	87	44.6
奈良県知事	248	108	140	108	43.5	66	61.1	42	30.0
和歌山県知事	180	111	69	30	16.7	16	14.4	14	20.3
鳥取県知事	157	81	76	107	68.2	53	65.4	54	71.1
島根県知事	221	118	103	87	39.4	55	46.6	32	31.1
岡山県知事	362	182	180	212	58.6	123	67.6	89	49.4
広島県知事	355	180	175	180	50.7	118	65.6	62	35.4
山口県知事	298	187	111	148	49.7	97	51.9	51	45.9
徳島県知事	169	100	69	86	50.9	54	54.0	32	46.4
香川県知事	198	100	98	87	43.9	47	47.0	40	40.8
愛媛県知事	181	100	81	106	58.6	72	72.0	34	42.0
高知県知事	224	121	103	99	44.2	65	53.7	34	33.0
福岡県知事	461	268	193	232	50.3	140	52.2	92	47.7
佐賀県知事	167	95	72	56	33.5	33	34.7	23	31.9
長崎県知事	267	162	105	114	42.7	78	48.1	36	34.3
熊本県知事	201	130	71	121	60.2	83	63.8	38	53.5
大分県知事	236	136	100	96	40.7	66	48.5	30	30.0
宮崎県知事	212	137	75	96	45.3	66	48.2	30	40.0
鹿児島県知事	243	160	83	126	51.9	89	55.6	37	44.6
沖縄県知事	198	117	81	120	60.6	75	64.1	45	55.6
知事合計	13,769	8,049	5,720	7,903	57.4	4,938	61.3	2,965	51.8
北海道教委	137	14	123	75	54.7	8	57.1	67	54.5
青森県教委	106	18	88	37	34.9	4	22.2	33	37.5
岩手県教委	65	14	51	34	52.3	9	64.3	25	49.0
宮城県教委	70	15	55	30	42.9	8	53.3	22	40.0
秋田県教委	47	7	40	13	27.7	2	28.6	11	27.5
山形県教委	119	14	105	25	21.0	5	35.7	20	19.0
福島県教委	73	7	66	26	35.6	2	28.6	24	36.4
茨城県教委	43	5	38	24	55.8	3	60.0	21	55.3
栃木県教委	75	12	63	35	46.7	4	33.3	31	49.2
群馬県教委	49	12	37	24	49.0	3	25.0	21	56.8
埼玉県教委	50	7	43	33	66.0	6	85.7	27	62.8
千葉県教委	82	12	70	36	43.9	6	50.0	30	42.9
東京都教委	293	52	241	182	62.1	33	63.5	149	61.8
神奈川県教委	136	33	103	81	59.6	23	69.7	58	56.3
新潟県教委	81	18	63	36	44.4	5	27.8	31	49.2
富山県教委	57	3	54	31	54.4	2	66.7	29	53.7
石川県教委	71	12	59	37	52.1	6	50.0	31	52.5
福井県教委	53	9	44	25	47.2	7	77.8	18	40.9
山梨県教委	51	8	43	31	60.8	4	50.0	27	62.8
長野県教委	137	39	98	71	51.8	23	59.0	48	49.0
岐阜県教委	80	10	70	38	47.5	5	50.0	33	47.1
静岡県教委	227	159	68	51	22.5	16	10.1	35	51.5
愛知県教委	107	8	99	69	64.5	7	87.5	62	62.6
三重県教委	78	25	53	32	41.0	5	20.0	27	50.9
滋賀県教委	75	6	69	36	48.0	3	50.0	33	47.8
京都府教委	194	19	175	56	28.9	10	52.6	46	26.3
大阪府教委	196	36	160	112	57.1	26	72.2	86	53.8
兵庫県教委	179	39	140	62	34.6	16	41.0	46	32.9
奈良県教委	48	11	37	22	45.8	3	27.3	19	51.4
和歌山県教委	105	37	68	18	17.1	5	13.5	13	19.1
鳥取県教委	41	3	38	18	43.9	3	100.0	15	39.5
島根県教委	65	8	57	20	30.8	1	12.5	19	33.3
岡山県教委	52	5	47	23	44.2	2	40.0	21	44.7
広島県教委	105	20	85	38	36.2	8	40.0	30	35.3
山口県教委	83	15	68	34	41.0	10	66.7	24	35.3
徳島県教委	29	9	20	6	20.7	3	33.3	3	15.0
香川県教委	63	6	57	21	33.3	2	33.3	19	33.3
愛媛県教委	79	12	67	24	30.4	1	8.3	23	34.3
高知県教委	74	13	61	19	25.7	4	30.8	15	24.6
福岡県教委	158	22	136	59	37.3	12	54.5	47	34.6
佐賀県教委	48	8	40	23	47.9	2	25.0	21	52.5
長崎県教委	43	6	37	16	37.2	3	50.0	13	35.1
熊本県教委	52	7	45	22	42.3	5	71.4	17	37.8
大分県教委	44	15	29	12	27.3	4	26.7	8	27.6
宮崎県教委	40	7	33	7	17.5	1	14.3	6	18.2
鹿児島県教委	73	12	61	35	47.9	5	41.7	30	49.2
沖縄県教委	61	22	39	14	23.0	5	22.7	9	23.1
教委合計	4,194	851	3,343	1,773	42.3	330	38.8	1,443	43.2

資料  
50

# ホームページの項目別掲載状況

《全体》

(%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	事業報告書	収支計算書	正味財産 増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業計画書	収支予算書
国 所 管	72.5	75.9	69.3	67.0	66.7	68.1	65.2	52.7	69.3	67.2
都 道 府 県 所 管	24.2	29.6	22.1	19.7	19.0	20.1	18.6	18.1	22.8	19.8
合 計	37.0	41.9	34.6	32.3	31.7	32.8	30.9	27.8	35.1	32.3

(注) 各項目の割合は、活動法人数を分母として計算。

《国所管》

(%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	事業報告書	収支計算書	正味財産 増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業計画書	収支予算書
内 閣 府	94.3	95.5	90.9	88.6	90.9	92.0	88.6	78.0	90.9	85.2
警 察 庁	95.8	97.9	93.8	93.8	93.8	93.8	93.8	81.8	93.8	93.8
金 融 庁	99.2	99.2	99.2	96.9	98.5	98.5	97.7	94.7	98.5	96.9
総 務 省	93.3	95.0	92.3	90.3	90.3	91.3	89.7	82.3	92.3	90.7
法 務 省	96.4	95.6	92.7	93.4	94.2	94.9	94.2	91.1	92.7	92.7
外 務 省	60.8	74.2	59.0	54.8	53.0	54.8	49.3	20.7	57.6	53.5
財 務 省	74.5	74.8	73.7	76.2	70.5	73.5	68.8	25.6	78.5	76.5
文 部 科 学 省	63.8	69.4	58.6	54.8	55.0	56.1	53.2	50.3	57.5	54.6
厚 生 労 働 省	66.2	71.3	62.5	59.4	60.2	61.2	58.2	41.5	61.7	59.1
農 林 水 産 省	83.1	85.2	76.5	76.8	76.3	77.2	73.2	69.0	76.5	77.5
経 済 産 業 省	87.6	89.2	88.0	85.1	86.1	87.0	86.1	78.4	87.7	86.4
国 土 交 通 省	70.2	71.5	67.1	64.3	64.4	66.8	63.8	55.2	67.3	65.5
環 境 省	97.9	97.9	96.8	90.4	97.9	97.9	97.9	81.4	96.8	95.7
防 衛 省	100.0	95.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
国 合 計	72.5	75.9	69.3	67.0	66.7	68.1	65.2	52.7	69.3	67.2

《本省庁所管》

(%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	事業報告書	収支計算書	正味財産 増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業計画書	収支予算書
内 閣 府	94.3	95.5	90.9	88.6	90.9	92.0	88.6	78.0	90.9	85.2
警 察 庁	95.8	97.9	93.8	93.8	93.8	93.8	93.8	81.8	93.8	93.8
金 融 庁	98.0	98.0	98.0	92.2	96.1	96.1	96.1	88.6	96.1	94.1
総 務 省	92.4	94.7	91.1	88.4	88.9	90.2	88.0	79.7	91.1	89.3
法 務 省	96.4	95.6	92.7	93.4	94.2	94.9	94.2	91.1	92.7	92.7
外 務 省	60.8	74.2	59.0	54.8	53.0	54.8	49.3	20.7	57.6	53.5
財 務 省	90.6	92.5	90.6	88.7	90.6	90.6	90.6	88.2	90.6	90.6
文 部 科 学 省	63.8	69.4	58.6	54.8	55.0	56.1	53.2	50.3	57.5	54.6
厚 生 労 働 省	68.4	75.8	64.0	59.9	61.3	62.0	58.1	49.8	62.4	59.8
農 林 水 産 省	83.1	85.2	76.5	76.8	76.3	77.2	73.2	69.0	76.5	77.5
経 済 産 業 省	87.6	89.2	88.0	85.1	86.1	87.0	86.1	78.4	87.7	86.4
国 土 交 通 省	87.5	88.7	85.8	81.9	83.7	85.2	82.8	73.6	85.9	84.9
環 境 省	97.8	97.8	96.7	90.1	97.8	97.8	97.8	83.3	96.7	95.6
防 衛 省	100.0	95.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
本 省 庁 合 計	74.7	79.1	71.1	67.9	68.6	69.6	66.9	63.3	70.4	68.4

《地方支分部局所管》

(%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	事業報告書	収支計算書	正味財産 増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業計画書	収支予算書
金 融 庁 支 部 局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.7	97.4	100.0	98.7
総 務 省 支 部 局	96.0	96.0	96.0	96.0	94.7	94.7	94.7	85.2	96.0	94.7
財 務 省 支 部 局	73.2	73.4	72.3	75.2	68.9	72.1	67.1	24.0	77.5	75.3
厚 生 労 働 省 支 部 局	61.4	61.7	59.3	58.2	57.9	59.3	58.2	31.1	60.2	57.6
国 土 交 通 省 支 部 局	51.7	53.2	47.2	45.4	43.9	47.2	43.5	41.1	47.4	44.8
環 境 省 支 部 局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
支 部 局 合 計	66.1	66.7	63.9	64.2	61.1	63.8	60.3	36.3	66.1	63.8

(都道府県知事・都道府県教育委員会所管)

(%)

所管官庁	定款又は 補助行為	役員名簿	事業報告書	収支計算書	正味財産 増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業計画書	収支予算書
北海道知事	31.0	37.2	29.9	26.6	25.5	26.9	25.8	22.5	30.3	26.3
青森県知事	35.3	41.5	32.8	30.3	29.9	32.8	30.7	18.4	33.6	29.9
岩手県知事	19.2	27.6	17.2	15.2	16.4	16.4	15.2	15.8	17.2	14.4
宮城県知事	26.2	34.0	24.2	23.0	22.7	24.2	20.7	17.0	25.8	23.0
秋田県知事	16.5	21.4	11.2	9.2	8.3	9.2	7.3	11.3	11.7	7.8
山形県知事	19.7	30.8	16.8	17.3	15.9	17.3	14.9	20.7	17.3	15.9
福島県知事	25.4	31.5	24.7	19.0	19.7	20.0	19.3	18.1	21.4	18.6
茨城県知事	21.1	30.2	18.8	18.5	18.8	19.5	17.2	19.0	20.8	18.2
栃木県知事	18.0	21.0	14.6	13.7	13.3	12.9	11.2	12.7	16.3	13.7
群馬県知事	15.1	23.4	14.4	12.7	11.0	13.1	10.7	18.9	15.5	12.0
埼玉県知事	46.0	48.1	39.1	38.4	37.6	38.9	38.1	17.4	39.6	38.9
千葉県知事	40.8	42.7	38.9	30.8	28.6	31.4	28.1	21.3	38.9	34.3
東京都知事	28.3	32.1	23.9	23.0	22.5	22.6	21.4	14.8	24.1	23.0
神奈川県知事	35.9	40.9	32.6	29.7	27.4	28.8	26.3	25.0	30.9	28.8
新潟県知事	45.1	52.3	41.3	38.2	37.0	38.7	37.9	28.4	43.4	39.6
富山県知事	51.5	59.3	50.0	39.7	44.1	46.6	44.1	33.6	53.4	45.1
石川県知事	15.0	30.1	13.2	10.9	12.0	15.0	12.0	16.1	12.8	12.4
福井県知事	25.0	26.3	24.6	23.3	22.0	23.3	22.0	15.1	25.0	22.4
山梨県知事	28.3	41.6	28.9	24.7	25.9	26.5	24.1	20.8	25.9	20.5
長野県知事	30.0	34.9	20.8	20.2	18.6	20.5	18.6	23.0	24.1	17.9
岐阜県知事	35.4	50.4	33.6	28.1	25.9	26.3	25.5	40.6	33.2	26.6
静岡県知事	30.4	41.2	26.4	23.2	24.1	25.2	23.5	20.7	31.9	24.9
愛知県知事	47.4	50.0	43.6	41.5	42.2	43.2	42.0	31.3	44.3	42.0
三重県知事	25.6	30.4	22.2	17.9	15.9	17.9	15.5	20.3	20.3	17.4
滋賀県知事	36.6	43.5	35.6	32.4	29.6	31.9	27.3	22.2	38.4	32.4
京都府知事	17.3	19.7	20.6	13.3	13.0	13.3	11.2	13.7	14.8	13.9
大阪府知事	26.5	31.6	24.0	20.9	20.1	22.1	19.3	14.2	24.9	22.2
兵庫県知事	21.3	25.3	18.6	17.1	16.9	17.9	15.1	13.0	18.6	17.9
奈良県知事	10.5	15.3	8.1	6.5	5.6	6.0	6.0	13.9	7.7	7.3
和歌山県知事	15.0	13.9	15.0	14.4	11.7	12.8	11.7	6.3	13.3	13.9
鳥取県知事	51.6	56.1	46.5	49.7	50.3	51.6	49.7	35.8	50.3	49.0
島根県知事	14.5	19.9	17.2	17.2	16.3	17.6	13.6	21.2	18.6	14.9
岡山県知事	15.2	21.0	14.1	11.3	10.8	11.9	10.2	18.7	15.7	12.4
広島県知事	18.9	26.5	16.6	14.9	14.6	16.3	14.9	18.3	18.0	14.1
山口県知事	11.7	22.1	13.1	12.4	12.8	12.8	11.7	15.0	14.8	12.1
徳島県知事	17.2	21.9	16.0	14.8	13.0	13.0	11.8	10.0	16.6	13.0
香川県知事	27.3	28.8	22.7	20.2	21.2	21.7	20.2	16.0	22.2	21.2
愛媛県知事	30.9	37.0	29.3	26.0	25.4	28.2	27.6	24.0	30.9	27.6
高知県知事	16.5	22.3	17.4	15.2	14.3	15.6	14.7	17.4	16.1	14.7
福岡県知事	16.3	28.0	15.6	12.8	12.1	13.0	11.9	19.0	18.7	11.9
佐賀県知事	12.6	19.2	14.4	11.4	10.8	11.4	10.8	15.8	13.8	11.4
長崎県知事	18.4	23.6	18.0	17.2	15.7	16.1	15.7	17.9	18.7	17.2
熊本県知事	20.4	29.4	20.9	17.9	15.9	16.9	15.9	25.4	19.4	16.4
大分県知事	8.9	16.5	7.6	6.4	5.9	6.8	5.5	7.4	8.1	7.2
宮崎県知事	17.5	28.8	16.0	13.7	12.7	13.7	13.7	14.6	17.9	13.7
鹿児島県知事	13.6	28.4	19.8	13.2	12.3	12.8	11.9	20.0	19.8	11.9
沖縄県知事	23.2	27.8	18.2	17.2	14.6	15.7	15.7	16.2	20.7	17.2
知事合計	25.8	32.3	23.9	21.3	20.6	21.8	20.1	19.2	24.4	21.3
北海道教委	32.8	40.1	32.1	31.4	29.9	32.1	32.1	14.3	29.9	28.5
青森県教委	26.4	27.4	20.8	21.7	16.0	20.8	19.8	0.0	24.5	21.7
岩手県教委	30.8	33.8	20.0	24.6	24.6	24.6	24.6	35.7	24.6	24.6
宮城県教委	18.6	17.1	12.9	10.0	12.9	12.9	12.9	0.0	14.3	12.9
秋田県教委	19.1	19.1	17.0	12.8	12.8	14.9	14.9	14.3	17.0	12.8
山形県教委	10.9	12.6	10.9	10.1	6.7	8.4	6.7	14.3	11.8	7.6
福島県教委	9.6	16.4	11.0	8.2	8.2	8.2	8.2	14.3	9.6	8.2
茨城県教委	34.9	25.6	25.6	23.3	23.3	23.3	23.3	20.0	25.6	20.9
栃木県教委	22.7	21.3	18.7	18.7	17.3	17.3	17.3	8.3	18.7	18.7
群馬県教委	18.4	22.4	18.4	12.2	12.2	12.2	12.2	8.3	14.3	14.3
埼玉県教委	30.0	32.0	28.0	24.0	26.0	24.0	24.0	14.3	24.0	24.0
千葉県教委	18.3	22.0	14.6	12.2	14.6	14.6	14.6	8.3	20.7	14.6
東京都教委	26.6	27.0	24.9	24.6	22.5	23.9	21.5	13.5	22.5	22.9
神奈川県教委	33.8	32.4	28.7	25.7	27.9	27.9	27.9	9.1	30.9	30.1
新潟県教委	16.0	17.3	17.3	16.0	13.6	16.0	14.8	0.0	19.8	14.8
富山県教委	35.1	38.6	29.8	28.1	26.3	29.8	24.6	0.0	33.3	35.1
石川県教委	16.9	15.5	21.1	11.3	14.1	14.1	11.3	16.7	25.4	14.1
福井県教委	22.6	18.9	11.3	11.3	15.1	13.2	15.1	11.1	17.0	9.4
山梨県教委	31.4	35.3	29.4	23.5	29.4	29.4	25.5	0.0	29.4	23.5
長野県教委	27.0	27.0	18.2	16.1	13.1	14.6	13.1	7.7	22.6	16.8
岐阜県教委	21.3	27.5	20.0	18.8	17.5	16.3	16.3	20.0	25.0	18.8
静岡県教委	12.8	12.8	13.2	11.0	8.8	9.7	8.8	3.8	13.2	9.3
愛知県教委	33.6	37.4	34.6	35.5	31.8	32.7	31.8	0.0	36.4	33.6
三重県教委	16.7	16.7	16.7	15.4	11.5	12.8	12.8	0.0	19.2	15.4
滋賀県教委	28.0	29.3	29.3	22.7	24.0	24.0	24.0	16.7	26.7	22.7
京都府教委	10.3	14.4	10.3	6.2	7.7	7.2	6.7	15.8	10.3	8.8
大阪府教委	28.1	33.2	23.5	21.9	21.4	23.0	19.4	13.9	24.5	23.0
兵庫県教委	13.4	16.8	10.1	7.8	9.5	9.5	8.4	5.1	11.7	9.5
奈良県教委	22.9	20.8	25.0	18.8	12.5	12.5	14.6	0.0	20.8	18.8
和歌山県教委	6.7	5.7	3.8	2.9	2.9	2.9	2.9	2.7	4.8	3.8
鳥取県教委	34.1	34.1	26.8	29.3	17.1	22.0	19.5	0.0	22.0	26.8
島根県教委	12.3	9.2	9.2	7.7	9.2	9.2	7.7	0.0	10.8	6.2
岡山県教委	19.2	23.1	19.2	9.6	11.5	11.5	7.7	0.0	36.5	13.5
広島県教委	9.5	11.4	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	0.0	7.6	6.7
山口県教委	9.6	15.7	6.0	3.6	2.4	4.8	2.4	13.3	8.4	2.4
徳島県教委	0.0	0.0	0.0	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4
香川県教委	22.2	23.8	20.6	15.9	17.5	17.5	17.5	0.0	20.6	19.0
愛媛県教委	19.0	20.3	19.0	17.7	19.0	19.0	19.0	0.0	20.3	20.3
高知県教委	8.1	10.8	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	7.7	6.8	6.8
福岡県教委	10.8	10.1	7.0	9.5	7.6	7.6	6.3	4.5	7.0	8.2
佐賀県教委	20.8	20.8	18.8	16.7	14.6	16.7	10.4	0.0	22.9	12.5
長崎県教委	16.3	18.6	14.0	14.0	14.0	11.6	11.6	16.7	11.6	16.3
熊本県教委	11.5	17.3	11.5	9.6	9.6	9.6	7.7	14.3	15.4	9.6
大分県教委	13.6	18.2	6.8	4.5	2.3	2.3	2.3	6.7	4.5	2.3
宮崎県教委	10.0	10.0	7.5	10.0	10.0	10.0	10.0	0.0	10.0	10.0
鹿児島県教委	30.1	30.1	23.3	17.8	13.7	16.4	16.4	16.7	23.3	19.2
沖縄県教委	8.2	11.5	8.2	9.8	6.6	6.6	6.6	0.0	11.5	8.2
教委合計	19.9	21.6	17.4	15.7	14.9	15.6	14.5	7.2	18.5	15.9